

課 長	技術総括	課長補佐	課 員	担 当

特 記 仕 様 書 (改修工事)

I 工 事 概 要

1. 工 事 名 本館手術室屋上防水改修工事
2. 工事場所 茨城県笠間市鯉淵6528
3. 敷地面積 55, 424. 23 m²
4. 建設工事その他概要 (建物名称、構造、階数、建築面積、延べ面積、等)

(1) 工事範囲 ※図示

(2) 建物概要

(全体)

建物名称	本館			
構 造	SRC 造	一部 S 造	造 一部 造	造 一部 造
階 数	地上 6 階	地下 階	地上 階	地下 階
建築面積	20,737.44 m ²		m ²	m ²
延べ面積	42,960.00 m ²		m ²	m ²

5. 別途工事

・
・
・

(H12. 04. 01 作成)
(H13. 10. 01 改定)
(H14. 05. 30 改定)
(H15. 06. 01 改定)
(H15. 09. 01 改定)
(H16. 05. 15 改定)

(H17. 05. 15 改定)
(H17. 10. 01 改定)
(H18. 05. 15 改定)
(H19. 07. 01 改定)
(H23. 06. 01 改定)
(H24. 06. 01 改定)

(H25. 05. 15 改定)
(H26. 05. 15 改定)
(H27. 05. 15 改定)
(H28. 04. 25 改定)
(H29. 04. 25 改定)
(H30. 04. 25 改定)

(H31. 04. 25 改定)
(R02. 04. 30 改定)
(R03. 04. 30 改定)
(R04. 05. 15 改定)
(R05. 05. 15 改定)
(R06. 05. 15 改定)

Ⅱ 建築改修工事仕様

1. 共通仕様

- (1) 図面及び本特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、☐を付けたものを適用する。
- ☐ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下、「改修標準仕様書」という。）
 - ☐ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）（以下、「標準仕様書」という。）
 - ☐ 建築工事標準詳細図（令和4年版）（以下、「標準詳細図」という。）
- ・ 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）
- (2) 電気設備工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、電気設備工事及び機械設備工事は、それぞれの工事特記仕様書を適用する。
- (3) 本特記仕様書の表記
- 1) 項目は、番号に☐のついたものを適用する。
 - 2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。・印のみの場合は適用しない。
◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
◎印と☒印の付いた場合は、共に適用する。
 - 3) 特記事項に記載の〔 〕内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。
 - 4) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項 目	特 記 事 項
1 各章共通事項	1 適用区分	・ 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ◎風圧力 風速 ($V_0 = \quad \text{m/s}$) 地表面粗度区分 (・ I ・ II ・ III ・ IV) ◎積雪荷重 平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1455 号における区域 別表 () ・ 大地震動時の非構造部材の変形追従性能を確認する場合の層間変形角 ・ $1/200$ ・ $1/150$ ・ $1/120$ ・ 図示 () 確認箇所 ()
	2 環境への配慮	[1. 4. 1] (1) 建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生が極めて少ない材料を使用したものとする。 (2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発生建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第 20 条の 7 第 4 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第 20 条の 7 第 1 項に定める第三種ホルムアルデヒド発生建築材料 ④建築基準法施行令第 20 条の 7 第 3 項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	3 材料の品質等	[1. 4. 2] (1) 本工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 (2) 備考欄に商品名が記載された材料は、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は監督員の承諾を受ける。 (3) 標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。 (4) 本工事に使用する材料のうち、(5) に指定する材料の製造業者等は、次の①から⑥のすべての事項を満たすものとし、その証明となる資料（外部機関が発行する証明書の写し等）を監督員に提出して承諾を受ける。ただし、あらかじめ監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 (5) 製造業者等に関する資料の提出を求める材料 床型枠用鋼製デッキプレート、鉄骨柱下無収縮モルタル、無収縮グラウト材、

章	項 目	特 記 事 項															
		乾式保護材、既調合モルタル、既調合目地材、ルーフトレン、吸水調整剤、錠前類、クローザ類、自動ドア機構、自閉式上吊り引戸機構、重量シャッター、軽量シャッター、オーバーヘッドドア、防水剤、現場発泡断熱材、フリーアクセスフロア、可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、天井点検口、床点検口、グレーチング、屋上緑化システム、トップライト、ポリマーセメントモルタル、鋳鉄製ふた (6)「茨城県リサイクル建設資材評価認定制度」で認定されたりサイクル建設資材については、茨城県リサイクル建設資材率先利用指針により率先利用に努めるものとする。 また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」に基づく「令和5年度茨城県グリーン購入推進方針」に定める「特定調達品目」の判断基準等を満たす環境物品等を選択するよう努めるものとする。 (7)(1)から(6)を満たすものが県産品で確保できる場合には、その優先使用に努めるものとする。県産品とは、「茨城県内で生産されたもの、又は加工し製品化されたもの」とする。 なお、県産品のうち木材については、県内の森林から合法的に産出された木材を使用することとし、「いばらき優良木材証明制度」に基づく証明書など、県産木材であることが確認できる資料を提出して監督員の承諾を受けることとする。															
4	石綿含有建材の調査	[1.5.1] 調査 ※石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（ ） ・分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法 <table border="1"> <thead> <tr> <th>材料名</th><th>定性分析方法</th><th>定量分析方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td>(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)</td><td>(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)</td></tr> <tr> <td></td><td>・ (箇所)</td><td>・ (箇所)</td></tr> <tr> <td></td><td>・ (箇所)</td><td>・ (箇所)</td></tr> <tr> <td></td><td>・ (箇所)</td><td>・ (箇所)</td></tr> </tbody> </table> サンプル数 1箇所あたり3サンプル 採取箇所 ・図示による ・	材料名	定性分析方法	定量分析方法		(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)	(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)		・ (箇所)	・ (箇所)		・ (箇所)	・ (箇所)		・ (箇所)	・ (箇所)
材料名	定性分析方法	定量分析方法															
	(JIS A 1481-1) または (JIS A 1481-2)	(JIS A 1481-3) (JIS A 1481-4) または (JIS A 1481-5)															
	・ (箇所)	・ (箇所)															
	・ (箇所)	・ (箇所)															
	・ (箇所)	・ (箇所)															

章	項 目	特 記 事 項																						
	5 室内空気中の 化学物質の濃度測定	[1.7.9] 室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン（学校施設については、パラジクロロベンゼンについても対象とする。）の濃度を測定し、測定結果を監督員に報告すること。 採取方法及び測定方法は、厚生労働省が示した室内空気中化学物質の標準的な方法とし、ホルムアルデヒドの測定方法は、ジニトロフェニルヒドラジン（DNPH）誘導体化固相吸着／溶媒抽出－高速液体クロマトグラフ法により、その他の揮発性有機化合物の測定方法は、固相吸着／溶媒抽出法とガスクロマトグラフ／質量分析法の組み合わせにより行い、パッシブ型採取機器により行うこと。 測定対象室は、平成 15 年 4 月 1 日通知「官庁営繕部における平成 15 年度からのホルムアルデヒド等の室内空気中の化学物質の抑制に関する措置について」に準じ、下表の数を標準とする。（指針値は、付記事項の 7 を参照） <table><tr><td>室の床面積 A(㎡)</td><td>A≤50</td><td>50<A≤200</td><td>200<A≤500</td><td>500<A</td></tr><tr><td>測定箇所数</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td></tr></table> 室内空気中の化学物質の濃度測定対象室箇所数表 <table><tr><td>室名（測定対象室）</td><td>床面積</td><td>測定箇所数</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table> 着工前の測定 ・ 行う ・ 行わない	室の床面積 A(㎡)	A≤50	50<A≤200	200<A≤500	500<A	測定箇所数	1	2	3	4	室名（測定対象室）	床面積	測定箇所数									
室の床面積 A(㎡)	A≤50	50<A≤200	200<A≤500	500<A																				
測定箇所数	1	2	3	4																				
室名（測定対象室）	床面積	測定箇所数																						
	6 埋設配管・配線埋設配管・配線	あと施工アンカー工事 6 章及び 8 章による コア抜き、はつり工事等 ※既存資料調査 - 探査機（電磁誘導法又は電磁波レーダー法）による探査 配管・配線等の位置の墨出を行う 範囲 ※図示による ・ - 放射線透過試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和 47 年労働省令第 41 号）等に定めるところによるほか、次による。 (1) 作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明する資料を監督員に提出する。 (2) 放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業員以外の立入禁止措置を講ずる。 (3) 露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜調整する。 (4) 付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 (5) 躯体の墨出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。 撮影枚数 枚 フィルムサイズ コンクリート厚さ cm																						
	7 リサイクルの 優先順位	(1) 発生抑制の徹底 (2) 現場分別の徹底 (3) 再使用の徹底 (4) 再資源化・再生資材利用の徹底 (5) 適正処理の徹底 (再資源化に係る作成書類は、付記事項の 6 を参照)																						
	8 発生材の処理等	・ 発注者に引渡しを要するもの ※なし ・ あり 処理方法（ ） ・ 特別管理産業廃棄物 ※なし ・ あり 処理方法（ ） ・ 現場での再利用を図るもの ※なし ・ あり 品 目（ ）																						

章	項 目	特 記 事 項																																																														
	9 技能士	[1.7.2]																																																														
		<table> <tr> <th>工事項目</th><th>技能検定職種</th><th>技能検定作業</th></tr> <tr> <td>仮設工事</td><td>とび</td><td>・ とび作業</td></tr> <tr> <td>防水改修工事</td><td>防水施工</td><td> ・ アスファルト防水工事作業 ◎ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ◎シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 </td></tr> <tr> <td rowspan="4">外壁改修工事</td><td>左官</td><td>・ 左官作業</td></tr> <tr> <td>タイル張り</td><td>・ タイル張り作業</td></tr> <tr> <td>樹脂接着剤注入施工</td><td>・ 樹脂接着剤注入工事作業</td></tr> <tr> <td>塗装</td><td>・ 建築塗装作業</td></tr> <tr> <td rowspan="3">建具改修工事</td><td>サッシ施工</td><td>・ ビル用サッシ施工作業</td></tr> <tr> <td>ガラス施工</td><td>・ ガラス工事作業</td></tr> <tr> <td>自動ドア施工</td><td>・ 自動ドア施工作業</td></tr> <tr> <td rowspan="4">内装改修工事</td><td rowspan="4">内装仕上施工</td><td> ・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ 化粧フィルム工事作業 </td></tr> <tr> <td>・ 建築大工</td></tr> <tr> <td>・ 表装</td></tr> <tr> <td>・ 建築塗装作業</td></tr> <tr> <td>塗装改修工事</td><td>塗装</td><td>・ 建築塗装作業</td></tr> <tr> <td rowspan="4">耐震改修工事</td><td>鉄筋施工</td><td>・ 鉄筋組立て作業</td></tr> <tr> <td>型枠施工</td><td>・ 型枠工事作業</td></tr> <tr> <td>とび</td><td>・ とび作業</td></tr> <tr> <td>コンクリート圧送施工</td><td>・ コンクリート圧送工事作業</td></tr> <tr> <td rowspan="2">コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事</td><td>ブロック建築</td><td>・ コンクリートブロック工事作業</td></tr> <tr> <td>E-ILシーパ ー施工</td><td>・ E-ILシーパ ー工事作業</td></tr> <tr> <td>石工事</td><td>石材施工</td><td>・ 石張り作業</td></tr> <tr> <td>舗装工事</td><td>路面標示施工</td><td> ・ 溶融ペ ントハット マーカー工事作業 ・ 加熱ペ ントマシマーカー工事作業 </td></tr> <tr> <td>植栽工事</td><td>造園</td><td>・ 造園工事作業</td></tr> <tr> <td rowspan="2">屋根及びとい工事</td><td>建築板金</td><td>・ 内外装板金作業</td></tr> <tr> <td>かわらぶき</td><td>・ かわらぶき作業</td></tr> </table>	工事項目	技能検定職種	技能検定作業	仮設工事	とび	・ とび作業	防水改修工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ◎ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ◎シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業	外壁改修工事	左官	・ 左官作業	タイル張り	・ タイル張り作業	樹脂接着剤注入施工	・ 樹脂接着剤注入工事作業	塗装	・ 建築塗装作業	建具改修工事	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業	ガラス施工	・ ガラス工事作業	自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業	内装改修工事	内装仕上施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ 化粧フィルム工事作業	・ 建築大工	・ 表装	・ 建築塗装作業	塗装改修工事	塗装	・ 建築塗装作業	耐震改修工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業	型枠施工	・ 型枠工事作業	とび	・ とび作業	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業	コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	ブロック建築	・ コンクリートブロック工事作業	E-ILシーパ ー施工	・ E-ILシーパ ー工事作業	石工事	石材施工	・ 石張り作業	舗装工事	路面標示施工	・ 溶融ペ ントハット マーカー工事作業 ・ 加熱ペ ントマシマーカー工事作業	植栽工事	造園	・ 造園工事作業	屋根及びとい工事	建築板金	・ 内外装板金作業	かわらぶき	・ かわらぶき作業
工事項目	技能検定職種	技能検定作業																																																														
仮設工事	とび	・ とび作業																																																														
防水改修工事	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ◎ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ◎シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業																																																														
外壁改修工事	左官	・ 左官作業																																																														
	タイル張り	・ タイル張り作業																																																														
	樹脂接着剤注入施工	・ 樹脂接着剤注入工事作業																																																														
	塗装	・ 建築塗装作業																																																														
建具改修工事	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業																																																														
	ガラス施工	・ ガラス工事作業																																																														
	自動ドア施工	・ 自動ドア施工作業																																																														
内装改修工事	内装仕上施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ 化粧フィルム工事作業																																																														
		・ 建築大工																																																														
		・ 表装																																																														
		・ 建築塗装作業																																																														
塗装改修工事	塗装	・ 建築塗装作業																																																														
耐震改修工事	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業																																																														
	型枠施工	・ 型枠工事作業																																																														
	とび	・ とび作業																																																														
	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業																																																														
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	ブロック建築	・ コンクリートブロック工事作業																																																														
	E-ILシーパ ー施工	・ E-ILシーパ ー工事作業																																																														
石工事	石材施工	・ 石張り作業																																																														
舗装工事	路面標示施工	・ 溶融ペ ントハット マーカー工事作業 ・ 加熱ペ ントマシマーカー工事作業																																																														
植栽工事	造園	・ 造園工事作業																																																														
屋根及びとい工事	建築板金	・ 内外装板金作業																																																														
	かわらぶき	・ かわらぶき作業																																																														
	10 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建築物に限る使用权は、発注者に委譲するものとする。																																																														
	11 既存部分との取合い	工事中に取合部その他本工事範囲外の部分に汚損を生じた場合は、原型に復する。																																																														
	12 設備工事との取合い	設備機器の位置、取合い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受ける。																																																														

章	項 目	特 記 事 項
	13 他工事又は他工種との取合い	工事区分表による。これにより難しい場合は監督員と協議する。
	14 契約直後・施工中の提出書類	契約書、標準仕様書、改修標準仕様書及び本項以外で提出を求めている書類の他、契約時又は施工中に以下の書類を監督員に提出する。 契約直後に提出する書類 ◎コリンズへの登録が確認できる書類（付記事項2参照） ☒火災保険等（法定外の労災保険を含む）に加入したことを証明できる書類 ◎建設業退職金共済制度の掛金収納書提出用台紙（様式第033号） ☒その他 監督員が必要と認め、指示した書類及び部数 施工中に提出する書類 ☒施工体制台帳の写し ☒施工体系図の写し ☒規格品証明書（原品証明書、同等品試験証明書、試験成績書等） ・鉄筋圧接部の外観試験報告書 ・鉄筋圧接部の超音波探傷試験報告書又は引張試験報告書 ・機械式継手部の試験結果報告書 ・溶接継手部の試験結果報告書 ・フレッシュコンクリート試験報告書（監督員の承諾を受けたものを除く） ・コンクリート強度試験報告書（監督員の承諾を受けたものを除く） ・構造体コンクリートにおける部材の位置及び断面寸法の許容差出来高管理記録 ・鉄骨工事における建入れ施工管理記録 ◎シーリング試験結果報告書（試験成績書） ・タイル工事における接着力試験報告書 ・木材の含水率試験報告書 ・防腐、防蟻処理（証明書等） ・あと施工アンカー引張試験結果報告書（監督員の承諾を受けたものを除く） ・カーテンウォール工事における品質管理記録 ・舗装工事における各種試験結果記録 ◎コリンズへの変更・訂正登録が確認できる書類（付記事項2参照） ◎産業廃棄物処理関係書類（産業廃棄物運搬委託契約書及び許可書の写し、産業廃棄物処理委託契約書及び許可書の写し等） ◎産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し ・室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定報告書 ☒建設副産物実態調査に関する出力調査票 ☒その他 監督員が必要と認め、指示した書類及び部数

章	項 目	特 記 事 項																				
15	完成時の提出書類	(1.7.1～1.7.3) (表 1.7.1) 契約書、標準仕様書、改修標準仕様書及び本項以外で提出を求めている書類の他、完成時に以下の書類を監督員に提出する。 ※完成図 ※作成する 提出書類及び部数 ・原図（・A1 ・A2 ・A3） 部数 1 部 ※製本（・A1 ・A2 ※A3） 部数 1 部 ※CAD データ（JWW 形式及び PDF 形式） 部数 CD-R（1 枚） ・作成しない ※写真 <table><tr><th>適用</th><th>内容</th><th>枚数</th><th>提出方式</th><th>部数</th></tr><tr><td>※</td><td>工事写真</td><td>適宜</td><td>電子データ（JPEG 形式）</td><td>CD-R（1 枚）</td></tr><tr><td>※</td><td>完成写真（支払用：内外観）</td><td>各 2 枚以上</td><td>A4 版</td><td>1 部</td></tr><tr><td>・</td><td>完成写真</td><td>適宜</td><td>・カラー印画紙キャビネットアルバム綴じ ・電子データ</td><td>・1 部 ・CD-R</td></tr></table> カラー印画紙キャビネットアルバム綴じは黒表紙金文字入りでサイズはH320 X W300 程度とする 完成写真（カラー印画紙キャビネットアルバム綴じ）の撮影業者 ※建築完成写真の撮影実績のある者で、監督員が承諾する撮影業者 ☒保全に関する資料 部数 ※1 部 ◎防水保証書（3-5、6、7、8 は 10 年） 部数 ※1 部 ◎コリンズへの完成登録が確認できる書類（付記事項 2 参照） ◎建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表（様式第 031 号） ☒その他 監督員が必要と認め、指示した書類及び部数	適用	内容	枚数	提出方式	部数	※	工事写真	適宜	電子データ（JPEG 形式）	CD-R（1 枚）	※	完成写真（支払用：内外観）	各 2 枚以上	A4 版	1 部	・	完成写真	適宜	・カラー印画紙キャビネットアルバム綴じ ・電子データ	・1 部 ・CD-R
	適用	内容	枚数	提出方式	部数																	
※	工事写真	適宜	電子データ（JPEG 形式）	CD-R（1 枚）																		
※	完成写真（支払用：内外観）	各 2 枚以上	A4 版	1 部																		
・	完成写真	適宜	・カラー印画紙キャビネットアルバム綴じ ・電子データ	・1 部 ・CD-R																		
16	引渡物	※鍵は 1 カ所につき、3 個を 1 組とし、プラスチック札に室名を記入して提出する。 ※マスター鍵は、1 組 3 個とし、木製及び金属製建具共通とする。 ※スチール製キーボックス																				
17	埋蔵文化財	※文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地内 ※掘削作業に際しては、工事立会、試掘確認調査等を要する。施工にあたっては、あらかじめ、工事日程、掘削範囲図及び掘削断面図等を作成の上、監督員、施設管理担当、教育庁文化課担当と協議を行うこと。 ※掘削作業に際しては、慎重に施工のこと。施工にあたり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告すること。																				

章	項 目	特 記 事 項
2 仮設工事	1 騒音・粉じん等の対策	[2. 1. 3] ・ 防音パネル ・ 防音シート 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲 ・ 図示による ※大きな騒音振動を伴う作業は土日作業とする。
	2 足場等	[2. 2. 1] [表 2. 2. 1] 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙 1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における 2 の (2) 手すり据置方式又は (3) 手すり先行専用足場方式により行う。 外部足場 ◎設置する (設置範囲 ◎図示による ・) ・ 設置しない 防護シート ・ 設置する (設置範囲 ◎図示による ・) ◎設置しない 内部足場 ・ 設置する (※脚立、足場板等 ・) ・ 設置しない 材料、撤去材等の運搬方法 種別 (・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ◎E 種) C 種：利用可能なエレベーター (・ 図示による ・) D 種：利用可能な階段 (・ 図示による ・)
	3 既存部分の養生	[2. 3. 1] 1) 養生の方法等 ・ 既存部分 養生方法 (※ビニルシート、合板等 ・) ・ 既存家具、既存設備等 養生方法 (※ビニルシート等 ・) ・ 既存ブラインド、カーテン等 養生方法 (・ ビニルシート等 ・) 保管場所 (・ 図示による ・) ・ 備品、机、ロッカー等の移動 (・ 図示による ・) 2) 既存部分に汚染又は損傷を与えるおそれのある場合は養生を行う。また、万一損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行う。
	4 監督員事務所	[2. 4. 1] ・ 設ける 規模： m ² 程度 仕上げる程度： 程度 備え付ける備品： ・ 机 脚 ・ 椅子 脚 ・ ロッカー 台 ・ 書棚 台 ・ ホワイトボード ・ 製図板 ・ 掛時計 ・ ゴム長靴 ・ 雨合羽 ・ 保護帽 ・ 安全帯 ・ 受注者加入電話の子機 ・ 消火器 ・ 湯沸器 ・ 掃除具 ・ その他 () ※設けない
	5 工事用水	構内既存施設の利用 ・ なし ◎あり (◎利用できる (有償) ・ 利用できない)
	6 工事用電力	構内既存の施設 ・ なし ◎あり (◎利用できる (有償) ・ 利用できない)

[illegible]

章	項 目	特 記 事 項																																				
3 防水改修工事	1 施工数量調査	[1. 6. 2] [1. 6. 3] 調査範囲 ・ 図示による ・ 調査方法 ・ 図示による ・ 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ・ 図示による ・ 調査報告書の提出部数 ・ 2 部 ・																																				
	2 降雨等に対する養生方法（とい共）	[3. 1. 3] ※改修標準仕様書 3. 1. 3 (5) (ア)～(イ)による ・																																				
	3 既存防水の処理	[3. 1. 4] [3. 2. 3] [3. 2. 4] [3. 2. 6] 既存保護層の撤去 ・ 行う（範囲 ・ 図示による ・ ） ◎行わない 既存防水層の撤去 ◎行う（範囲 ◎図示による（立上り部分） ・ ） ・ 行わない 露出防水層表面の仕上げ塗装撤去 ・ 行う（ ・ M4AS ・ M4ASI ・ M4C ・ M4DI ・ L4X） ◎行わない																																				
	4 既存下地の処理	[3. 2. 6] 既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等 ※図示による ・ POS 工法及び POSI 工法（機械式固定工法）の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした立上り部等の補修及び処置 ※改修標準仕様書 3. 2. 6 (4) (ウ) (g) ①～③による ・ 設備機器架台、配管受部、パラペット、貫通パイプ回り、手すり、丸環の取付け部、塔屋出入口部等の欠損部及び防水層末端部の納まり部の処理 ※監督員と協議する ・ 図示による ・																																				
	5 アスファルト防水	[3. 3. 2～3. 3. 5] 屋根保護防水（既存） 新設防水層の種別 <table><tr><th>改修工法</th><th>種別</th><th>施工箇所</th><th>断熱材</th><th>絶縁用シート</th></tr><tr><td rowspan="3">・ P2A</td><td>・ A-1</td><td></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">※ホ[*]リエチレンフィルム厚さ0.15mm以上又はフラットヤーンクロス70g/㎡程度 ・</td></tr><tr><td>・ A-2</td><td></td></tr><tr><td>・ A-3</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">・ P1B</td><td>・ B-1</td><td></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">・</td></tr><tr><td>・ B-2</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">・ P2AI</td><td>・ AI-1</td><td></td><td rowspan="3">(種類) ※JIS A 9521に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキン層付き) (厚さ) (mm) ・</td><td rowspan="3">※フラットヤーンクロス70g/㎡程度 ・</td></tr><tr><td>・ AI-2</td><td></td></tr><tr><td>・ AI-3</td><td></td></tr><tr><td rowspan="2">・ P1BI</td><td>・ BI-1</td><td></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">・</td></tr><tr><td>・ BI-2</td><td></td></tr></table> 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書 表 3. 3. 3 から表 3. 3. 9 による ・ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ 用途による区分 ・ 材料による区分 ※R 種 厚さ () mm 以上	改修工法	種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート	・ P2A	・ A-1			※ホ [*] リエチレンフィルム厚さ0.15mm以上又はフラットヤーンクロス70g/㎡程度 ・	・ A-2		・ A-3		・ P1B	・ B-1			・	・ B-2		・ P2AI	・ AI-1		(種類) ※JIS A 9521に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキン層付き) (厚さ) (mm) ・	※フラットヤーンクロス70g/㎡程度 ・	・ AI-2		・ AI-3		・ P1BI	・ BI-1			・	・ BI-2
改修工法	種別	施工箇所	断熱材	絶縁用シート																																		
・ P2A	・ A-1			※ホ [*] リエチレンフィルム厚さ0.15mm以上又はフラットヤーンクロス70g/㎡程度 ・																																		
	・ A-2																																					
	・ A-3																																					
・ P1B	・ B-1			・																																		
	・ B-2																																					
・ P2AI	・ AI-1		(種類) ※JIS A 9521に基づく押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA(スキン層付き) (厚さ) (mm) ・	※フラットヤーンクロス70g/㎡程度 ・																																		
	・ AI-2																																					
	・ AI-3																																					
・ P1BI	・ BI-1			・																																		
	・ BI-2																																					

章	項 目	特 記 事 項																																		
		部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書 表 3.3.3 から表 3.3.9 による ・ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ 用途による区分 ・ 材料による区分 ※R 種 厚さ () mm 以上 平場の保護コンクリートの厚さ こて仕上げ ※水下 80mm 以上 ・ 床タイル張り ※水下 60mm 以上 ・ 立上り部の保護工法 ・ 乾式保護材 (品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による) 窯業系パネルⅠ類 厚さ () mm 幅 () mm ・ れんが押え (※JIS R 1250 ・) ・ コンクリート押え 屋根露出防水 (既存) 新設防水層の種類別 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">改修 工法</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">施工 箇所</th> <th rowspan="2">断熱材</th> <th colspan="2">仕上塗料</th> <th rowspan="2">高日射 反射率 防水</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>種類</th> <th>使用量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ M4C</td> <td>・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4</td> <td></td> <td>—</td> <td>・ アスファルト ルーフィ ング 類の 製造所 の仕様 ・</td> <td>※アスファルト ルーフィ ング 類の製 造所の 仕様 ・</td> <td>・ 適用 する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>・ M3D ・ POD</td> <td>・ D-1 ・ D-2</td> <td></td> <td>—</td> <td>・ アスファルト ルーフィ ング 類の 製造所 の仕様 ・</td> <td>※アスファルト ルーフィ ング 類の製 造所の 仕様 ・</td> <td>・ 適用 する</td> <td>脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない</td> </tr> <tr> <td>・ PODI ・ M3DI ・ M4DI</td> <td>・ DI-1 ・ DI-2</td> <td></td> <td>改修標準仕様 書 3.2.2(9) (種類) ・ (厚さ) (mm) ・</td> <td>・ アスファルト ルーフィ ング 類の 製造所 の仕様 ・</td> <td>※アスファルト ルーフィ ング 類の製 造所の 仕様 ・</td> <td>・ 適用 する</td> <td>脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない</td> </tr> </tbody> </table> 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書 表 3.3.3 から表 3.3.9 による ・ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ 用途による区分 ・ 材料による区分 ※R 種 厚さ () mm 以上 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書 表 3.3.3 から表 3.3.9 による ・ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ 用途による区分 ・ 材料による区分 ※R 種 厚さ () mm 以上 絶縁断熱工法のルーフトイレ回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置 ※図示による ・ 絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量 種類 ※アスファルトルーフィング類の製造所の指定 ・ 設置数量 ※アスファルトルーフィング類の製造所の指定 ・ 個	改修 工法	種別	施工 箇所	断熱材	仕上塗料		高日射 反射率 防水	備考	種類	使用量	・ M4C	・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4		—	・ アスファルト ルーフィ ング 類の 製造所 の仕様 ・	※アスファルト ルーフィ ング 類の製 造所の 仕様 ・	・ 適用 する		・ M3D ・ POD	・ D-1 ・ D-2		—	・ アスファルト ルーフィ ング 類の 製造所 の仕様 ・	※アスファルト ルーフィ ング 類の製 造所の 仕様 ・	・ 適用 する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない	・ PODI ・ M3DI ・ M4DI	・ DI-1 ・ DI-2		改修標準仕様 書 3.2.2(9) (種類) ・ (厚さ) (mm) ・	・ アスファルト ルーフィ ング 類の 製造所 の仕様 ・	※アスファルト ルーフィ ング 類の製 造所の 仕様 ・	・ 適用 する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない
改修 工法	種別	施工 箇所					断熱材	仕上塗料			高日射 反射率 防水	備考																								
			種類	使用量																																
・ M4C	・ C-1 ・ C-2 ・ C-3 ・ C-4		—	・ アスファルト ルーフィ ング 類の 製造所 の仕様 ・	※アスファルト ルーフィ ング 類の製 造所の 仕様 ・	・ 適用 する																														
・ M3D ・ POD	・ D-1 ・ D-2		—	・ アスファルト ルーフィ ング 類の 製造所 の仕様 ・	※アスファルト ルーフィ ング 類の製 造所の 仕様 ・	・ 適用 する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない																													
・ PODI ・ M3DI ・ M4DI	・ DI-1 ・ DI-2		改修標準仕様 書 3.2.2(9) (種類) ・ (厚さ) (mm) ・	・ アスファルト ルーフィ ング 類の 製造所 の仕様 ・	※アスファルト ルーフィ ング 類の製 造所の 仕様 ・	・ 適用 する	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない																													

章	項 目	特 記 事 項																							
		屋内防水 防水層の種別 <table><tr><th>改修工法</th><th>種別</th><th colspan="6">施工箇所</th></tr><tr><td>・ P1E ・ P2E</td><td>・ E-1 ・ E-2</td><td colspan="6"></td></tr></table> 保護層 ・ 設ける（※図示による								改修工法	種別	施工箇所						・ P1E ・ P2E	・ E-1 ・ E-2						
改修工法	種別	施工箇所																							
・ P1E ・ P2E	・ E-1 ・ E-2																								

章	項 目	特 記 事 項
		・ JIS A 6013 に基づく種類及び厚さ - 用途による区分 ・ - 材料による区分 ※R 種 - 厚さ () 以上 - 立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法 ※アルミニウム製 L-30×15×2.0 mm程度 ・ - 絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量 - 種類 ※アスファルトルーフィング類の製造所の指定 ・ - 設置数量 ※アスファルトルーフィング類の製造所の指定 ・ 個 - 絶縁断熱シートの防湿用シート ・ 設置する ・ 設置しない

章	項 目	特 記 事 項						
	7 合成高分子系ルーフィングシート防水	[3.5.2～3.5.4] [表 3.5.1～3.5.3]						
新設防水層の種別								
改修工法	種別	施工箇所	断熱材	仕上塗料		高日射 反射率 防水	備考	
				種類	使用量			
・POS ・S4S	・S-F1			※ルーフィング シートの製造所の仕様 ・	※ルーフィング シートの製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない	
	・S-F2					・適用する		
	・S-M1			※ルーフィング シートの製造所の仕様 ・	※ルーフィング シートの製造所の仕様 ・	・適用する		
	・S-M2					・適用する		
・S3S	・S-F1	・プレキヤストコンクリート下地 ・		※ルーフィング シートの製造所の仕様 ・	※ルーフィング シートの製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない	
	・S-F2	・プレキヤストコンクリート下地 ・				・適用する		
・M4S	・S-M1			※ルーフィング シートの製造所の仕様 ・	※ルーフィング シートの製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない	
	・S-M2					・適用する		
・POS1 ・S3S1 ・S4S1 ・M4S1	・SI-F1	・プレキヤストコンクリート下地 ・	改修標準仕様書 3.5.2(3)(イ)(b) (種類) ・ (厚さ) mm ・25 50	※ルーフィング シートの製造所の仕様 ・	※ルーフィング シートの製造所の仕様 ・	・適用する	脱気装置 ・設ける ・設けない 改修用ドレン ・設ける ・設けない	
	・SI-F2	・プレキヤストコンクリート下地 ・				・適用する		
	・SI-M1		改修標準仕様書 3.5.2(3)(イ)(a) (種類) ・ (厚さ) mm ・25 50	※ルーフィング シートの製造所の仕様 ・	※ルーフィング シートの製造所の仕様 ・	・適用する		
	・SI-M2					・適用する		
S-F1、S-M1、S-F2、S-M2 の仕様 ※非歩行仕様 ・軽歩行仕様 SI-M1 及び SI-M2 における防湿用フィルム ・設置する ・設置しない								

章	項 目	特 記 事 項																												
		屋内防水 防水層の種類 <table><tr><th rowspan="2">改修 工法</th><th rowspan="2">種 別</th><th rowspan="2">施 工 箇 所</th><th colspan="2">保 護 層</th></tr><tr><th>平場の保護モルタル塗厚</th><th>立上り部の保護モルタル塗厚</th></tr><tr><td>・ P1S</td><td>・ S-C1</td><td></td><td>・ mm</td><td>※7mm 以下 ・</td></tr></table> 平場の保護モルタル床塗りににおける目地の目地割及び種類 目地割 ※目地割り 2 m²程度、最大目地間隔 3m 程度 ・ 図示 目地の種類 ※押し目地 ・ 合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ ※改修標準仕様書 表 3.5.1 から表 3.5.3 による ・ JIS A 6008 に基づく種類及び厚さ 種類 () 厚さ (mm以上) 絶縁用シートの材質 ※発泡ポリエチレンシート ・ 固定金具の材質、寸法及び形状 ※厚さ 0.4mm 以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの ・ 接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量 種類 ※ルーフィングシートの製造所の仕様 ・ 設置数量 ※ルーフィングシートの製造所の仕様 ・ (個) 接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理 ・ 行う (・ 図示による) ・ 行わない プレキャストコンクリート下地の入隅部の増張り (種別 S-F1、SI-F1 の場合) ・ 行う (・ 図示による) ・ 行わない 機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け 1 章 適用区分による風圧力の (・1 ・1.15 ・1.3) 倍の風圧力に対応した工法						改修 工法	種 別	施 工 箇 所	保 護 層		平場の保護モルタル塗厚	立上り部の保護モルタル塗厚	・ P1S	・ S-C1		・ mm	※7mm 以下 ・											
改修 工法	種 別	施 工 箇 所	保 護 層																											
			平場の保護モルタル塗厚	立上り部の保護モルタル塗厚																										
・ P1S	・ S-C1		・ mm	※7mm 以下 ・																										
8	塗膜防水	[3.6.2] [3.6.3] 新設防水層の種類 <table><tr><th rowspan="2">改修 工法</th><th rowspan="2">種 別</th><th rowspan="2">施 工 箇 所</th><th colspan="2">仕 上 塗 料</th><th rowspan="2">高日射反 射率防水</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>種 別</th><th>使用量</th></tr><tr><td>・ POX</td><td>※X-1 ・ X-2 ・ X-1H ・ X-2H</td><td>平場</td><td>・ 主材料の製造 所の仕様 ・</td><td>※主材料の製 造所の仕様 ・</td><td>・ 適 用 す る</td><td>脱気装置 ◎設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない</td></tr><tr><td>・ L4X</td><td>・ X-1 ※X-2 ・ X-1H ・ X-2H</td><td>立上り</td><td>・ 主材料の製造 所の仕様 ・</td><td>※主材料の製 造所の仕様 ・</td><td>・ 適 用 す る</td><td>脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ◎設ける ・ 設けない</td></tr></table> ウレタンゴム系塗膜防水 X-1 (絶縁工法) の脱気装置の種類及び設置数量 種類 ※主材料の製造所の仕様 ・						改修 工法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料		高日射反 射率防水	備 考	種 別	使用量	・ POX	※X-1 ・ X-2 ・ X-1H ・ X-2H	平場	・ 主材料の製造 所の仕様 ・	※主材料の製 造所の仕様 ・	・ 適 用 す る	脱気装置 ◎設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない	・ L4X	・ X-1 ※X-2 ・ X-1H ・ X-2H	立上り	・ 主材料の製造 所の仕様 ・	※主材料の製 造所の仕様 ・	・ 適 用 す る	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ◎設ける ・ 設けない
改修 工法	種 別	施 工 箇 所	仕 上 塗 料		高日射反 射率防水	備 考																								
			種 別	使用量																										
・ POX	※X-1 ・ X-2 ・ X-1H ・ X-2H	平場	・ 主材料の製造 所の仕様 ・	※主材料の製 造所の仕様 ・	・ 適 用 す る	脱気装置 ◎設ける ・ 設けない 改修用ドレン ・ 設ける ・ 設けない																								
・ L4X	・ X-1 ※X-2 ・ X-1H ・ X-2H	立上り	・ 主材料の製造 所の仕様 ・	※主材料の製 造所の仕様 ・	・ 適 用 す る	脱気装置 ・ 設ける ・ 設けない 改修用ドレン ◎設ける ・ 設けない																								

章	項 目	特 記 事 項															
		設置数量 ※主材料の製造所の仕様 ・ (個) 新設防水層の種別 <table><tr><th>改修工法</th><th>種別</th><th>施工箇所</th><th>工程数及び各工程の使用量</th><th>保護層</th></tr><tr><td>・ P1Y</td><td>※Y-2 ・</td><td></td><td>※主材料の製造所の仕様 ・</td><td>・ 設ける ・ 設けない</td></tr><tr><td>・ P2Y</td><td>※Y-2 ・</td><td></td><td>※主材料の製造所の仕様 ・</td><td>・ 設ける ・ 設けない</td></tr></table>	改修工法	種別	施工箇所	工程数及び各工程の使用量	保護層	・ P1Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様 ・	・ 設ける ・ 設けない	・ P2Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様 ・	・ 設ける ・ 設けない
改修工法	種別	施工箇所	工程数及び各工程の使用量	保護層													
・ P1Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様 ・	・ 設ける ・ 設けない													
・ P2Y	※Y-2 ・		※主材料の製造所の仕様 ・	・ 設ける ・ 設けない													
9	シーリング	[3. 1. 4] [3. 7. 2] [3. 7. 3] [3. 7. 7] [3. 7. 8] シーリング改修工法の種類 ◎シーリング充填工法 ◎シーリング再充填工法 ・ 拡幅シーリング再充填工法 ・ ブリッジ工法 ボンドブレーカー張り ・ 適用する ・ 適用しない エッジング材張り ・ 適用する ・ 適用しない シーリング材の種類、施工箇所、目地寸法 下記以外は、改修標準仕様書 表 3. 7. 1 による。 <table><tr><th>施工箇所（記号）</th><th>シーリング材の種類</th></tr><tr><td>笠木・防水取合い部</td><td>MS-2</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> シーリング材の目地寸法 ◎図示による ・ 以下の（1）から（3）による （1）コンクリートの打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地は、幅 20mm 以上、深さ 10mm 以上とする （2）ガラス回りの目地は、5. 14. 3 [ガラス溝の寸法、形状等] による場合を除き、幅・深さとも 5mm 以上とする （3）（1）及び（2）以外の目地は、幅・深さとも 10mm 以上とする 仕上げを行わない施工箇所 ・ 図示による ・ 接着性試験 ※簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験	施工箇所（記号）	シーリング材の種類	笠木・防水取合い部	MS-2											
施工箇所（記号）	シーリング材の種類																
笠木・防水取合い部	MS-2																
10	とい	[3. 8. 2] [3. 8. 3] といその他の材種 ・ 配管用鋼管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 ◎ルーフトレン ・ 表面処理鋼板（表面及び裏面の塗膜の種類 ・ ） ・ とい受金物 材種 ※改修標準仕様書 表 3. 8. 2 による（溶融亜鉛めっきを行ったもの） ・ 形状 ※市販品（とい径 100 以下） ※25×4. 5 以上（とい径 100 を超えるもの） 取付け間隔 ※改修標準仕様書表 3. 8. 2 による ・															

章	項 目	特 記 事 項																																			
		足金物 材種 ※改修標準仕様書 表 3.8.2 による（溶融亜鉛めっきを行ったもの） ・ 形状 ※市販品 ・ 取付け間隔 ※改修標準仕様書 表 3.8.2 による 多雪地域 ・適用する ◎適用しない 防露材のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ 既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法 ・図示による ・ 鋼管製といの防露巻き ※改修標準仕様書 表 3.8.4 による ・ ルーフトレンの種類及び呼び <table><tr><th colspan="2">種別</th><th colspan="2">呼び</th><th>施工箇所</th></tr><tr><td>・ろく屋根用たて形Ⅰ型</td><td>※ねじ込み式</td><td>・80 ・100 ・125 ・150</td><td></td><td></td></tr><tr><td>◎ろく屋根用横形Ⅰ型</td><td>※ねじ込み式</td><td>・80 ◎100 ・125 ・150</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・バルコニー中継用</td><td>※ねじ込み式</td><td>・50 ・80 ・100</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>・差し込み式</td><td>・50 ・75 ・100</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・バルコニー用</td><td>※ねじ込み式</td><td>・50 ・80 ・100</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td>・差し込み式</td><td>・50 ・75 ・100</td><td></td><td></td></tr></table> たてどい受金物の取付け ※図示による ・ ルーフトレンの取付け ※水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する ・	種別		呼び		施工箇所	・ろく屋根用たて形Ⅰ型	※ねじ込み式	・80 ・100 ・125 ・150			◎ろく屋根用横形Ⅰ型	※ねじ込み式	・80 ◎100 ・125 ・150			・バルコニー中継用	※ねじ込み式	・50 ・80 ・100				・差し込み式	・50 ・75 ・100			・バルコニー用	※ねじ込み式	・50 ・80 ・100				・差し込み式	・50 ・75 ・100		
種別		呼び		施工箇所																																	
・ろく屋根用たて形Ⅰ型	※ねじ込み式	・80 ・100 ・125 ・150																																			
◎ろく屋根用横形Ⅰ型	※ねじ込み式	・80 ◎100 ・125 ・150																																			
・バルコニー中継用	※ねじ込み式	・50 ・80 ・100																																			
	・差し込み式	・50 ・75 ・100																																			
・バルコニー用	※ねじ込み式	・50 ・80 ・100																																			
	・差し込み式	・50 ・75 ・100																																			
11	アルミニウム製笠木	[3.9.2] [3.9.3] 種類 ・オープン形式（・押出 250 形 ・押出 300 形 ・押出 350 形） ・板材折曲げ形（・オープン形式 ・シール形式） 本体幅（ ）mm 板厚 ※2.0mm ・ mm 表面処理 種別 （ ）種 色合 ・標準色（・アンバー ・ブロンズ ・ブラック系 ・ステンカラー） ・特注色（ ） 既存笠木等の撤去 ・行う（範囲 ・図示による ・ ） ・行わない 下地補修の工法 ※図示による ・ 板材折曲げ形の笠木の取付方法 ※図示による ・ 笠木の固定金具の工法等 1 章 適用区分による風圧力の（・1 ・1.15 ・1.3）倍の風圧力に対応した工法																																			

章	項 目	特 記 事 項
4 外壁改修工事（共通事項）	1 施工数量調査	[1. 6. 2] [1. 6. 3] 調査範囲 ◎外壁改修範囲 ◎図示による 調査時期 ◎外壁仕上げ等除去・撤去前 ・外壁仕上げ等除去・撤去後 調査内容 ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また欠損部の形状寸法等を調査する。 コンクリート表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。 塗り仕上げについては、コンクリート又はモルタル表面のはがれ及びはく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。 既存部分の破壊を行った場合の補修方法 ・図示による ・ 調査報告書（提出部数・2部 ・ ）

4
の
2

外
壁
改
修
工
事
(モ
ル
タ
ル
塗
り
仕
上
げ
外
壁
改
修)

章	項 目	特 記 事 項																							
4 の 2 外 壁 改 修 工 事 (モ ル タ ル 塗 り 仕 上 げ 外 壁 改 修)	1 既存モルタル塗りの撤去	◎行う (※全面 ◎図示の範囲)																							
	2 ひび割れ部改修工法	[4. 1. 4] [4. 3. 5～4. 3. 8] ・ 樹脂注入工法 <table><tr><th>工法の種類</th><th>ひび割れ幅 (mm)</th><th>注入口間隔 (mm)</th><th>注入量 (ml/m)</th></tr><tr><td rowspan="2">※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法</td><td>0.2 以上～1.0 未満</td><td>※200～300 ・</td><td>・ 130 ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法</td><td>0.2 以上～0.3 未満</td><td>・ 50～100 ・</td><td>・ 40 ・</td></tr><tr><td>0.3 以上～0.5 未満</td><td>・ 100～200 ・</td><td>・ 70 ・</td></tr><tr><td>0.5 以上～1.0 未満</td><td>・ 150～250 ・</td><td>・ 130 ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・</td></tr></table> 注入状況の確認方法 ※コアの抜き取りを行う 抜き取り個数 ※長さ 500mmごと及びその端数につき 1 個 抜き取り部の補修方法 ※図示による ・ コアの抜き取りを行わない ・ U カットシーリング材充填工法 ・ シーリング材 充填材料 ※1 成分形又は 2 成分形ポリウレタン系 シーリング材のうゑにポリマーセメントモルタルの充填 ・ 行う ・ 行わない シーリング材の試験は改修標準仕様書第 3 章 防水改修工事による ・ 可とう性エポキシ樹脂 ・ シール工法 ・ パテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂	工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)	※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～1.0 未満	※200～300 ・	・ 130 ・				・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～0.3 未満	・ 50～100 ・	・ 40 ・	0.3 以上～0.5 未満	・ 100～200 ・	・ 70 ・	0.5 以上～1.0 未満	・ 150～250 ・	・ 130 ・		
工法の種類	ひび割れ幅 (mm)	注入口間隔 (mm)	注入量 (ml/m)																						
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～1.0 未満	※200～300 ・	・ 130 ・																						
・ 手動式エポキシ樹脂注入工法 ・ 機械式エポキシ樹脂注入工法	0.2 以上～0.3 未満	・ 50～100 ・	・ 40 ・																						
	0.3 以上～0.5 未満	・ 100～200 ・	・ 70 ・																						
	0.5 以上～1.0 未満	・ 150～250 ・	・ 130 ・																						
			・																						
3 欠損部改修工法	[4. 1. 4] [4. 3. 9] [4. 3. 10] ◎充填工法 ◎エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル ・ モルタル塗替え工法 ・ 現場調合材料 (セメントは改修標準仕様書 8-2 コンクリート工事による。) ・ 既調合材料 () 既製目地材 ・ 使用する (形状 ・ 図示による ・) 仕上げ厚又は全塗厚が 25mm を超える場合の措置 ※図示による																								

章	項 目	特 記 事 項																																																																						
	4 浮き部改修工法	[4. 1. 4] [4. 3. 11~4. 3. 16] <table><tr><th rowspan="2">工法の種類</th><th colspan="2">アンカーピンの本数 (本/㎡)</th><th colspan="2">注入口の箇所数 (箇所/㎡)</th><th rowspan="2">注入量 (ml/箇所)</th></tr><tr><th>一般部</th><th>指定部</th><th>一般部</th><th>指定部</th></tr><tr><td>・アンカーピンニング 部分球形樹脂注入工法</td><td>※16 ・</td><td>※25 ・</td><td>—</td><td>—</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・アンカーピンニング 全面球形樹脂注入工法</td><td>※13 ・</td><td>※20 ・</td><td>※12 ・</td><td>※20 ・</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法</td><td>※13 ・</td><td>※20 ・</td><td>※12 ・</td><td>※20 ・</td><td>※50 ・</td></tr><tr><td>・注入口付アンカーピンニング 部分球形樹脂注入工法</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>—</td><td>—</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・注入口付アンカーピンニング 全面球形樹脂注入工法</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※50 ・</td></tr><tr><td>・充填工法</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>・モルタル塗替え工法</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼（SUS304）呼び径 4mm の丸棒で全ネジ切り加工したもの ・ 注入口付アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼（SUS304）呼び径外径 6mm 程度 ・ 注入工法用材料 ・ポリマーセメントスラリー <table><tr><th>広がり速度 (cm/s)</th><th>長さ変化率 (収縮) (%)</th><th>引張接着性 (材齢 28 日) (N/mm²)</th><th>曲げ性能 (材齢 28 日) (N/mm²)</th><th>吸水性 (72 時間) (%)</th><th>耐久性(劣化 曲げ強さ) (N/mm²)</th></tr><tr><td>3 以上</td><td>3 以下</td><td>0.5 以上</td><td>5.0 以上</td><td>15 以下</td><td>5.0 以上</td></tr></table> 保水係数 0.35~0.55 粘調係数 0.50~1.00 充填工法用材料 ・エポキシ樹脂モルタル ・ポリマーセメントモルタル モルタル塗替え工法用材料 ・現場調合材料 （セメントは改修標準仕様書 8-2 コンクリート工事による。） ・既調合材料 （ ） 既製目地材 ・使用する（形状 ・図示による ・ ） 仕上げ厚又は全塗厚が 25mm を超える場合の措置 ※図示による ・	工法の種類	アンカーピンの本数 (本/㎡)		注入口の箇所数 (箇所/㎡)		注入量 (ml/箇所)	一般部	指定部	一般部	指定部	・アンカーピンニング 部分球形樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・	・アンカーピンニング 全面球形樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・	・アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・	・注入口付アンカーピンニング 部分球形樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・	・注入口付アンカーピンニング 全面球形樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・	・注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・	・充填工法	—	—	—	—	—	・モルタル塗替え工法	—	—	—	—	—	広がり速度 (cm/s)	長さ変化率 (収縮) (%)	引張接着性 (材齢 28 日) (N/mm ²)	曲げ性能 (材齢 28 日) (N/mm ²)	吸水性 (72 時間) (%)	耐久性(劣化 曲げ強さ) (N/mm ²)	3 以上	3 以下	0.5 以上	5.0 以上	15 以下	5.0 以上
工法の種類	アンカーピンの本数 (本/㎡)			注入口の箇所数 (箇所/㎡)		注入量 (ml/箇所)																																																																		
	一般部	指定部	一般部	指定部																																																																				
・アンカーピンニング 部分球形樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・																																																																			
・アンカーピンニング 全面球形樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・																																																																			
・アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・																																																																			
・注入口付アンカーピンニング 部分球形樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・																																																																			
・注入口付アンカーピンニング 全面球形樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・																																																																			
・注入口付アンカーピンニング 全面ポリマーセメントスラリー注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・																																																																			
・充填工法	—	—	—	—	—																																																																			
・モルタル塗替え工法	—	—	—	—	—																																																																			
広がり速度 (cm/s)	長さ変化率 (収縮) (%)	引張接着性 (材齢 28 日) (N/mm ²)	曲げ性能 (材齢 28 日) (N/mm ²)	吸水性 (72 時間) (%)	耐久性(劣化 曲げ強さ) (N/mm ²)																																																																			
3 以上	3 以下	0.5 以上	5.0 以上	15 以下	5.0 以上																																																																			

章	項 目	特 記 事 項																																																																
		・タイル張替え工法 張替え用材料 ・張付けモルタル （・現場調合材料 ・既製調合モルタル） ・JIS A 5557 による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 ※改修標準仕様書 表 4. 4. 2 による ・図示による 外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験 ・行う ・行わない ・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・目荒し工法（改修標準仕様書 4. 3. 10 (3) による） ・ タイル張りの工法 外装タイル ・密着張り ・改良圧着張り 外装ユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り シーリング：改修特記仕様書 3 章 防水改修工事による ・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り 下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理 ・目荒し工法（改修標準仕様書 4. 3. 10 (3) による） ・ シーリング材の種類 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系 ・ 伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコーン系 ・ シーリングのその他の事項は、改修標準仕様書 3 章 防水改修工事による																																																																
5	浮き部改修工法	[4. 1. 4] [4. 4. 5] [4. 4. 9～4. 4. 15] [4. 5. 9～4. 5. 15] <table><tr><th rowspan="2">工法の種類</th><th colspan="2">アンカーピンの本数 (本/㎡)</th><th colspan="2">注入口の箇所数 (箇所/㎡)</th><th rowspan="2">注入量 (ml/箇所)</th></tr><tr><th>一般部</th><th>指定部</th><th>一般部</th><th>指定部</th></tr><tr><td>・アンカーピン部 部 樹脂注入工法</td><td>※16 ・</td><td>※25 ・</td><td>—</td><td>—</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・アンカーピン部 部 樹脂注入工法</td><td>※13 ・</td><td>※20 ・</td><td>※12 ・</td><td>※20 ・</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・アンカーピン部 部 樹脂注入工法</td><td>※13 ・</td><td>※20 ・</td><td>※12 ・</td><td>※20 ・</td><td>※50 ・</td></tr><tr><td>・注入口付アンカーピン部 部 樹脂注入工法</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>—</td><td>—</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・注入口付アンカーピン部 部 樹脂注入工法</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・注入口付アンカーピン部 部 樹脂注入工法</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※9 ・</td><td>※16 ・</td><td>※50 ・</td></tr><tr><td>・注入口付アンカーピン部 部 樹脂注入工法</td><td>・</td><td>・</td><td>—</td><td>—</td><td>※25 ・</td></tr><tr><td>・タイル部分張替え工法</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>・タイル張替え工法</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼（SUS304）呼び径 4mm の丸棒で全ネジ切り加工したもの ・ 注入口付アンカーピンの材質 ※ステンレス鋼（SUS304）呼び径外径 6mm ・ ・タイル部分張替え工法 接着剤の種類 ・ポリマーセメントモルタル ・JIS A 5557 による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系 ・ ・タイル張替え工法 張替え用材料	工法の種類	アンカーピンの本数 (本/㎡)		注入口の箇所数 (箇所/㎡)		注入量 (ml/箇所)	一般部	指定部	一般部	指定部	・アンカーピン部 部 樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・	・アンカーピン部 部 樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・	・アンカーピン部 部 樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・	・注入口付アンカーピン部 部 樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・	・注入口付アンカーピン部 部 樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・	・注入口付アンカーピン部 部 樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・	・注入口付アンカーピン部 部 樹脂注入工法	・	・	—	—	※25 ・	・タイル部分張替え工法	—	—	—	—	—	・タイル張替え工法	—	—	—	—	—
工法の種類	アンカーピンの本数 (本/㎡)			注入口の箇所数 (箇所/㎡)		注入量 (ml/箇所)																																																												
	一般部	指定部	一般部	指定部																																																														
・アンカーピン部 部 樹脂注入工法	※16 ・	※25 ・	—	—	※25 ・																																																													
・アンカーピン部 部 樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※25 ・																																																													
・アンカーピン部 部 樹脂注入工法	※13 ・	※20 ・	※12 ・	※20 ・	※50 ・																																																													
・注入口付アンカーピン部 部 樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	—	—	※25 ・																																																													
・注入口付アンカーピン部 部 樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※25 ・																																																													
・注入口付アンカーピン部 部 樹脂注入工法	※9 ・	※16 ・	※9 ・	※16 ・	※50 ・																																																													
・注入口付アンカーピン部 部 樹脂注入工法	・	・	—	—	※25 ・																																																													
・タイル部分張替え工法	—	—	—	—	—																																																													
・タイル張替え工法	—	—	—	—	—																																																													

章	項 目	特 記 事 項
		・張付けモルタル（・現場調合材料 ・既製調合材料） ・JIS A 5557による一液反応硬化形変成シリコーン樹脂系 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置 ※改修標準仕様書 表 4. 4. 2 による ・ 図示 外装タイル張り下地等の下地モルタル及び下地調整材塗りの接着力試験 ・ 行う ・ 行わない ・セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り 下地モルタル塗りをを行うコンクリートの素地面の処理 ・ 目荒し工法（改修標準仕様書 4. 3. 10 (3) による） ・ タイル張りの工法 外装タイル ・ 密着張り ・ 改良圧着張り 外装ユニットタイル ・ マスク張り ・ モザイクタイル張り シーリングは、改修標準仕様書 3 章 防水改修工事による ・有機系接着剤によるタイル（セラミックタイル）張り 下地モルタル塗りをを行うコンクリート素地面の処理 ・ 目荒し工法（改修標準仕様書 4. 3. 10 (3) による） ・ シーリング材の種類 打継ぎ目地、ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系 ・ 伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコーン系 ・ シーリングのその他事項は、改修標準仕様書 3 章 防水改修工事による
	6 目地改修工法	[4. 1. 4] [4. 4. 5] [4. 4. 16] ・目地ひび割れ部改修工法 ・伸縮調整目地改修工法 伸縮調整目地の位置及び寸法 ・ 図示による ・ シーリングは、改修標準仕様書第 3 章 防水改修工事による。

4
の
4

外壁改修工事（塗り仕上げ外壁改修）

章	項 目	特 記 事 項		
	1 既存塗膜等の除去、下地処理及び下地調整	[4. 5. 4]		
		工法	処理範囲	下地処理（下地のひび割れ部等の補修
		・サンダー工法	※既存仕上げ面全体 ・図示による （既存塗膜の除去範囲は処理面積の 30%とする）	・ひび割れ部改修工法 ・浮き部改修工法 ・欠損部改修工法
		・高圧水洗工法 加圧力 ※30MPa 程度以上	※既存仕上げ面全体 ・図示による （既存塗膜の除去範囲は既存塗膜の劣化部とする）	
		・塗膜はく離剤工法	※既存仕上げ面全体 ・図示による	
		・水洗い工法	※サンダー工法、高圧水洗工法、塗膜剥離剤工法の処理範囲以外の既存仕上げ面全体 ・図示による	
	2 下地調整塗材	[4. 5. 2]		
		※下地調整塗材 ・ポリマーセメントモルタル		
	3 仕上塗材仕上げ	[4. 1. 5] [4. 5. 2] [表 4. 5. 1]		
		建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※規制対象外		
	新規仕上塗材の種類			
	・薄付け仕上塗材			
	種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等	
	・外装薄塗材 Si	・	・砂壁状	
	・可とう形外装薄塗材 Si	・	・ゆず肌状（・吹付け・ローラー塗り）	
	・外装薄塗材 E	・	・さざ波状 ・平たん状	
	・可とう形外装薄塗材 E	・	・凹凸状（・吹付け・こて塗り）	
	・防水形外装薄塗材 E	・	・着色骨材砂壁状（・吹付け・こて塗り）	
	・外装薄塗材 S	・	・砂壁状じゅらく ・京壁状じゅらく	
	・厚付け仕上塗材			
	種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等	
	・外装厚塗材 C	・	・吹放し ・凸部処理 ・平たん状	
	・外装厚塗材 Si	・	・凹凸状 ・ひき起こし ・かき落とし	
	・外装厚塗材 E	・	上塗材 ・適用する ・適用しない	
	・複層仕上塗材			
	種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等	
	・複層塗材 CE	・	・ゆず肌状 ・凸部処理 ・凹凸状	
	・可とう形複層塗材 CE	・		
	・複層塗材 Si	・	耐候性 ※耐候形 3 種 ・	
	・複層塗材 E	・		
	・複層塗材 RE	・	上塗材の種類	
	・防水形複層塗材 CE	・	溶媒 ※水系 ・溶剤系 ・弱溶剤系	
	・防水形複層塗材 E	・	樹脂 ※アクリル系 ・	
	・防水形複層塗材 RE	・	外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック	

章	項 目	特 記 事 項												
		・可とう形改修用仕上塗材 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類（呼び名）</th><th>防火材料</th><th>仕上げの形状及び工法等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・可とう形改修塗材 E</td><td>・</td><td> ・平たん状 ・さざ波状 ・ゆず肌状 耐候性 ※耐候形 3 種 ・ </td></tr> <tr> <td>・可とう形改修塗材 RE</td><td>・</td><td> 上塗材の種類 溶媒 ※水系 ・溶剤系 ・弱溶剤系 樹脂 ※アクリル系 ・ 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック </td></tr> <tr> <td>・可とう形改修塗材 OE</td><td>・</td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等	・可とう形改修塗材 E	・	・平たん状 ・さざ波状 ・ゆず肌状 耐候性 ※耐候形 3 種 ・	・可とう形改修塗材 RE	・	上塗材の種類 溶媒 ※水系 ・溶剤系 ・弱溶剤系 樹脂 ※アクリル系 ・ 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック	・可とう形改修塗材 OE	・	
種類（呼び名）	防火材料	仕上げの形状及び工法等												
・可とう形改修塗材 E	・	・平たん状 ・さざ波状 ・ゆず肌状 耐候性 ※耐候形 3 種 ・												
・可とう形改修塗材 RE	・	上塗材の種類 溶媒 ※水系 ・溶剤系 ・弱溶剤系 樹脂 ※アクリル系 ・ 外観 ※つやあり ・つやなし ・メタリック												
・可とう形改修塗材 OE	・													
4	マスチック塗材塗り	[4. 1. 5] [4. 6. 2] [表 4. 6. 1]												
	種別	・ A 種 ・ B 種												
5	外壁用塗膜防水材塗り	[4. 1. 5] [4. 7. 2] [4. 7. 3] [表 4. 7. 1]												
		仕上げの形状 ・ 工法 ・ 仕上塗材の耐候性 ・ 下地挙動緩衝材の適用 ・適用する ・適用しない コンクリート面のひび割れ部及び欠損部の処理は、改修特記仕様書 4 章 外壁改修工事（コンクリート打ち放ち仕上げ外壁改修）による。 モルタル面のひび割れ部、欠損部及び浮き部の処理は、改修特記仕様書 4 章 外壁改修工事（モルタル塗り仕上げ外壁改修）による。 吹付け工法の模様材の種類 ・ （所要量 (kg/m²)) 外壁用仕上塗料の種類 ・ （所要量 (kg/m²)) 既存塗膜棟の除去、下地処理及び下地調整は、改修特記仕様書 4 章 外壁改修工事（塗仕上げ外壁改修）による。												

5

建具改修工事

章	項 目	特 記 事 項																																							
5	1 改修工法	[5. 1. 3] <table><tr><th colspan="2">建具の種類</th><th>かぶせ工法</th><th>撤去工法</th><th>適用箇所</th></tr><tr><td colspan="2">・アルミニウム製建具</td><td>・</td><td>・</td><td>・ 建具表による ・</td></tr><tr><td colspan="2">・樹脂製建具</td><td>—</td><td>・</td><td>・ 建具表による ・</td></tr><tr><td rowspan="2">・鋼製建具</td><td>・ 外部</td><td>・</td><td>・</td><td>・ 建具表による ・</td></tr><tr><td>・ 内部</td><td>・</td><td>・</td><td>・ 建具表による ・</td></tr><tr><td colspan="2">・鋼製軽量建具</td><td>・</td><td>・</td><td>・ 建具表による ・</td></tr><tr><td colspan="2">・ステンレス製建具</td><td>・</td><td>・</td><td>・ 建具表による ・</td></tr><tr><td colspan="2">・木製建具</td><td>・</td><td>・</td><td>・ 建具表による ・</td></tr></table> 新規に建具を設ける場合 壁部分の開口の開け方 ※図示による ・ 新規建具周囲の補修工法及び範囲 ※図示による ・ 建具周囲のシーリングは、改修特記仕様書 3 章 防水改修工事による。	建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所	・アルミニウム製建具		・	・	・ 建具表による ・	・樹脂製建具		—	・	・ 建具表による ・	・鋼製建具	・ 外部	・	・	・ 建具表による ・	・ 内部	・	・	・ 建具表による ・	・鋼製軽量建具		・	・	・ 建具表による ・	・ステンレス製建具		・	・	・ 建具表による ・	・木製建具		・	・	・ 建具表による ・
	建具の種類		かぶせ工法	撤去工法	適用箇所																																				
	・アルミニウム製建具		・	・	・ 建具表による ・																																				
	・樹脂製建具		—	・	・ 建具表による ・																																				
	・鋼製建具	・ 外部	・	・	・ 建具表による ・																																				
・ 内部		・	・	・ 建具表による ・																																					
・鋼製軽量建具		・	・	・ 建具表による ・																																					
・ステンレス製建具		・	・	・ 建具表による ・																																					
・木製建具		・	・	・ 建具表による ・																																					
2 防火戸	[5. 1. 4] 防火戸の指定 ・ 指定する 適用箇所（※建具表による ・ ） ・ 指定しない 防火戸の自動閉鎖機構及びヒューズ装置、熱感知器又は煙感知器との連動 ・ 連動させる 適用箇所（※建具表による ・ ） ・ 連動しない																																								
3 見本の製作等	[5. 1. 5] 建具見本の製作 ・ 行う（建具符号： ） ・ 行わない 建具見本政策の目的等：（ ） 特殊な建具の仮組 ・ 行う（建具符号： ） ・ 行わない																																								
4 防犯建物部品	[5. 1. 7] ・ 適用する（適用箇所： ※建具表による ・ ） ・ 適用しない																																								
5 アルミニウム製建具	[5. 2. 2～5. 2. 5] [表 5. 2. 2] 性能値等 耐風圧性等級（ ・ ） （建具符号： ・ 建具表による ・ ） 気密性の等級（ ・ ） （建具符号： ・ 建具表による ・ ） 水密性の等級（ ・ ） （建具符号： ・ 建具表による ・ ） 外部に面する建具の種別 <table><tr><th>種別</th><th>耐風圧性</th><th>気密性</th><th>水密性</th><th>枠見込み（mm）</th><th>施工箇所</th></tr><tr><td>・ A 種</td><td>S-4</td><td rowspan="2">A-3</td><td rowspan="2">W-4</td><td>・ 70</td><td>※図示による</td></tr><tr><td>・ B 種</td><td>S-5</td><td>・ 100</td><td>※図示による</td></tr><tr><td>・ C 種</td><td>S-6</td><td>A-4</td><td>W-5</td><td>・</td><td>※図示による</td></tr></table> 防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級（ ・ ） （建具符号： ・ 建具表による ・ ） 断熱ドアセット、断熱サッシ 断熱性の等級（ ・ ） （建具符号： ・ 建具表による ・ ） 材料 ステンレス鋼板 ※SUS304、SUS430J1L 又は SUS443J1 ・ ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ・	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み（mm）	施工箇所	・ A 種	S-4	A-3	W-4	・ 70	※図示による	・ B 種	S-5	・ 100	※図示による	・ C 種	S-6	A-4	W-5	・	※図示による																		
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み（mm）	施工箇所																																				
・ A 種	S-4	A-3	W-4	・ 70	※図示による																																				
・ B 種	S-5			・ 100	※図示による																																				
・ C 種	S-6	A-4	W-5	・	※図示による																																				

章	項 目	特 記 事 項																				
		形状及び仕上げ 表面処理 外部に面する建具（改修標準仕様書 表 5. 2. 2） 種別 ・ BB-1 ・ BB-2（着色 ・ 標準色 ・ 特注色） 屋内の建具（改修標準仕様書 表 5. 2. 2） 種別 ・ BC-1 ・ BC-2（着色 ・ 標準色 ・ 特注色） 結露水の処理方法 ・ 水貯め式 ・ 排水式 工法 水切り板、ぜん板 ※図示による																				
6	網戸等	[5. 2. 3] [5. 3. 3] <table><tr><th>種類</th><th>材種</th><th>線径</th><th>網目</th></tr><tr><td>・ 防虫網</td><td>※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス（SUS316）製</td><td>※0. 25mm 以上 ・</td><td>※16～18 メッシュ ・</td></tr><tr><td>・ 防鳥網</td><td>ステンレス（SUS304）線材</td><td>1. 5mm</td><td>網目寸法 15mm</td></tr></table>	種類	材種	線径	網目	・ 防虫網	※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス（SUS316）製	※0. 25mm 以上 ・	※16～18 メッシュ ・	・ 防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1. 5mm	網目寸法 15mm								
種類	材種	線径	網目																			
・ 防虫網	※合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス（SUS316）製	※0. 25mm 以上 ・	※16～18 メッシュ ・																			
・ 防鳥網	ステンレス（SUS304）線材	1. 5mm	網目寸法 15mm																			
7	樹脂製建具	[5. 2. 2] [5. 3. 2～5. 3. 5] 性能値等 耐通圧性の等級（ ） 気密性の等級（ ） 水密性の等級（ ） 外部に面する建具 <table><tr><th>種別</th><th>耐風圧性</th><th>気密性</th><th>水密性</th><th>枠見込み (mm)</th><th>施工箇所</th></tr><tr><td>・ A 種</td><td>S-4</td><td rowspan="3">A-4</td><td>W-4</td><td>・</td><td>※図示による</td></tr><tr><td>・ B 種</td><td>S-5</td><td rowspan="2">W-5</td><td rowspan="2">・</td><td>※図示による</td></tr><tr><td>・ C 種</td><td>S-6</td><td>※図示による</td></tr></table> 防音ドア、防音サッシ 遮音性の等級 ・ T-1 ・ T-2 （建具符号：・ 建具表による ・ ） 断熱ドア、断熱サッシ 断熱性能の等級 ・ H-4 ・ H-5 ・ H-6 ・ H-7 ・ H-8 （建具符号：・ 建具表による ・ ） 外部に面する建具の日射熱取得性の等級 ・ 枠の見込み寸法 ・ 建具表による ・ 材料 ガラス ※複層ガラス ・ ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ・ 形状及び仕上げ 表面色 ・ 標準色 ・ 特注色 工法 水切り板、ぜん板 ※図示による	種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み (mm)	施工箇所	・ A 種	S-4	A-4	W-4	・	※図示による	・ B 種	S-5	W-5	・	※図示による	・ C 種	S-6	※図示による
種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み (mm)	施工箇所																	
・ A 種	S-4	A-4	W-4	・	※図示による																	
・ B 種	S-5		W-5	・	※図示による																	
・ C 種	S-6				※図示による																	

章	項 目	特 記 事 項															
		ステンレス製のくつずりの仕上げ ※HL ・ 形状及び仕上げ 表面仕上げ ※HL ・鏡面仕上げ 工法 ステンレス鋼板の曲げ加工 ※普通曲げ ・角出し曲げ															
11	木製建具	[5.7.2～5.7.4] 建具材の加工、組立時の含水率 ※A 種 ・ 建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ ・フラッシュ戸 表面材のホルムアルデヒド放散量等 ※改修標準仕様書 5.7.2(2)(i)(a)による ・ 表面材の合板の種類 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">合板の種類</th><th style="width: 40%;">規格等</th><th style="width: 30%;">備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・普通合板</td><td> 表面の樹種 ・ 板面の品質 (※広葉樹 1 等 ・) 接着の程度 (・1 類 ・2 類) </td><td></td></tr> <tr> <td>・天然木化粧合板</td><td> 樹種名 () 接着の程度 (・1 類 ・2 類) </td><td></td></tr> <tr> <td>・特殊加工化粧合板</td><td> 化粧加工の方法 ※プリント ・ポリエステル化粧合板 ・メラニン化粧合板 ・ 接着の程度 (・1 類 ・2 類) </td><td></td></tr> <tr> <td>・MDF</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 表面板の厚さ ※改修標準仕様書 表 5.7.6 による ・ 引戸の召合せかまちのいんろう付きの適用 ・適用しない ・適用する ・かまち戸 かまち樹種 () 鏡板樹種 () 見込み寸法 ※36mm ・建具表による ・ ・ふすま 張りの種別 (・I 型 ・II 型) 上張り (押入等の裏側以外) ・鳥の子 ・新鳥の子又はビニル紙程度 縁仕上げ ・生地縁 (素地) ・塗り縁 ・生地縁 (ウレタンクリアー塗装) 見込み寸法 ※19.5mm ・建具表による ・ ・戸ぶすま 表面板の仕上 ・建具表による ・ 見込み寸法 ※30mm ・建具表による ・ ・紙張り障子 見込み寸法 ※30mm ・建具表による ・ 枠及びくつずりの材料 ・建具表による ・	合板の種類	規格等	備考	・普通合板	表面の樹種 ・ 板面の品質 (※広葉樹 1 等 ・) 接着の程度 (・1 類 ・2 類)		・天然木化粧合板	樹種名 () 接着の程度 (・1 類 ・2 類)		・特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 ※プリント ・ポリエステル化粧合板 ・メラニン化粧合板 ・ 接着の程度 (・1 類 ・2 類)		・MDF		
合板の種類	規格等	備考															
・普通合板	表面の樹種 ・ 板面の品質 (※広葉樹 1 等 ・) 接着の程度 (・1 類 ・2 類)																
・天然木化粧合板	樹種名 () 接着の程度 (・1 類 ・2 類)																
・特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 ※プリント ・ポリエステル化粧合板 ・メラニン化粧合板 ・ 接着の程度 (・1 類 ・2 類)																
・MDF																	

章	項 目	特 記 事 項
	12 建具用金物	[5. 8. 1～5. 8. 3] 金物の種類及び見え掛り部の材質等 ※改修標準仕様書 表 5. 8. 1 により適用は建具表による ・ 金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※改修標準仕様書 表 5. 8. 2 による ・ 建具表による 樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※改修標準仕様書 表 5. 8. 3 による ・ 建具表による 木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ ※改修標準仕様書 表 5. 8. 4 による ・ 建具表による 木製建具に使用する戸車及びレール ※改修標準仕様書 表 5. 8. 5 による ・ 建具表による 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付け位置 ・ 建具表による ・ 錠前類 シリンダ箱錠及びシリンダ本締り錠 (品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による) クローザ類 (品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による)
	13 鍵	[5. 8. 4] マスターキー ・ 製作する ・ 製作しない ・ 既存のマスターキーに合わせる その他の鍵 ※各室 3 本 1 組 (室名札付き) ・ 鍵箱 ・ 無し ・ 有り
	14 自動ドア開閉装置	[5. 9. 2] [5. 9. 3] 戸の開閉方法 ・ 建具表による ・ ・ 引き戸用駆動装置 性能値 ※改修標準仕様書 表 5. 9. 1 による (防錆 ・ 適用する ・ 適用しない) ・ 以下による 種類・開閉方式 () 耐電圧 () 温度上昇 () 耐久性 (サイクル) () 防錆 () 電源 () ・ 車椅子使用者用便房出入り口引き戸用駆動装置 性能値 ※改修標準仕様書 表 5. 9. 2 による (防錆 ・ 適用する ・ 適用しない) ・ 以下による 耐電圧 () 温度上昇 () 耐久性 (サイクル) () 防錆 () 電源 () ・ 引き戸用検出装置 性能値 ※改修標準仕様書 表 5. 9. 3 による (防錆 ・ 適用する ・ 適用しない) ・ 以下による 耐電圧 () 防錆 () 防滴 () 電源 () 引き戸検出装置の種類 ・ 建具表による ・

章	項 目	特 記 事 項																												
		スラットの材質の種類 ・ JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯） めっき付着量（※Z06 又は F06 ） ・ JIS G 3322（塗装溶融 55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯） めっき付着量（※AZ90 ） スラットの形状 ・ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形																												
18	オーバーヘッドドア	[5. 13. 2] [5. 13. 3] <table><tr><th>セクション材料 による区分</th><th>風圧力による 強さの区分</th><th>開閉方式 による区分</th><th>収納形式 による区分</th><th>ガイドレール の材料</th></tr><tr><td>※スチールタイプ ・ アルミウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ</td><td>・ 125 ・ 100 ・ 75 ・ 50</td><td>※バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式</td><td>・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ バーチカル形</td><td>※溶融亜鉛 めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板</td></tr></table> 電動式オーバーヘッドドアの障害物感知装置 （設置箇所 ・ 建具表による ）	セクション材料 による区分	風圧力による 強さの区分	開閉方式 による区分	収納形式 による区分	ガイドレール の材料	※スチールタイプ ・ アルミウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ	・ 125 ・ 100 ・ 75 ・ 50	※バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式	・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ バーチカル形	※溶融亜鉛 めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板																		
セクション材料 による区分	風圧力による 強さの区分	開閉方式 による区分	収納形式 による区分	ガイドレール の材料																										
※スチールタイプ ・ アルミウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ	・ 125 ・ 100 ・ 75 ・ 50	※バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式	・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ バーチカル形	※溶融亜鉛 めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板																										
19	ガラス	[3. 7] [5. 14. 2～5. 14. 4] 適用は以下によるほか、ガラスの種類、厚さの組み合わせは建具表及び図面による。 ・ フロート板ガラス <table><tr><td>フロート板ガラスの品種、厚さの呼びによる種類</td><td>※建具表による ・</td></tr></table> ・ 型板ガラス <table><tr><td>型板ガラスの厚さによる種類</td><td>※建具表による ・</td></tr></table> ・ 網入り板ガラス及び線入板ガラス <table><tr><td>網又は線の形状、板の表面の状態、厚さの呼びによる種類</td><td>※建具表による ・</td></tr></table> ・ 合わせガラス <table><tr><td>材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さ</td><td>※建具表による ・</td></tr><tr><td>形状による種類</td><td>・ 平面合わせガラス ・ 曲面合わせガラス</td></tr><tr><td>落球衝撃はく離特性及びショットバック衝撃特性による種類</td><td>・ I 類 ・ II-1 類 ・ II-2 類 ・ III 類</td></tr></table> ・ 強化ガラス <table><tr><td>形状による種類、材料板ガラスの種類による名称</td><td>※建具表による ・</td></tr><tr><td>破片の状態及びショットバック衝撃耐性による種類</td><td>・ I 類 ・ III 類</td></tr></table> ・ 熱線吸収板ガラス <table><tr><td>板ガラスの種類及び厚さによる種類</td><td>※建具表による ・</td></tr><tr><td>性能による種類</td><td>・ 1 類 ・ 2 類</td></tr></table> ・ 複層ガラス <table><tr><td>材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ</td><td>※建具表による ・</td></tr><tr><td>断熱性による区分</td><td>・ T1 ・ T2 ・ T3 ・ T4 ・ T5 ・ T6</td></tr><tr><td>日射取得性及び日射遮蔽性による区分</td><td>・ G ・ S</td></tr><tr><td>乾燥気体の種類</td><td>・ 空気 ・ アルゴン</td></tr></table>	フロート板ガラスの品種、厚さの呼びによる種類	※建具表による ・	型板ガラスの厚さによる種類	※建具表による ・	網又は線の形状、板の表面の状態、厚さの呼びによる種類	※建具表による ・	材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さ	※建具表による ・	形状による種類	・ 平面合わせガラス ・ 曲面合わせガラス	落球衝撃はく離特性及びショットバック衝撃特性による種類	・ I 類 ・ II-1 類 ・ II-2 類 ・ III 類	形状による種類、材料板ガラスの種類による名称	※建具表による ・	破片の状態及びショットバック衝撃耐性による種類	・ I 類 ・ III 類	板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による ・	性能による種類	・ 1 類 ・ 2 類	材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ	※建具表による ・	断熱性による区分	・ T1 ・ T2 ・ T3 ・ T4 ・ T5 ・ T6	日射取得性及び日射遮蔽性による区分	・ G ・ S	乾燥気体の種類	・ 空気 ・ アルゴン
フロート板ガラスの品種、厚さの呼びによる種類	※建具表による ・																													
型板ガラスの厚さによる種類	※建具表による ・																													
網又は線の形状、板の表面の状態、厚さの呼びによる種類	※建具表による ・																													
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに合わせガラスの合計厚さ	※建具表による ・																													
形状による種類	・ 平面合わせガラス ・ 曲面合わせガラス																													
落球衝撃はく離特性及びショットバック衝撃特性による種類	・ I 類 ・ II-1 類 ・ II-2 類 ・ III 類																													
形状による種類、材料板ガラスの種類による名称	※建具表による ・																													
破片の状態及びショットバック衝撃耐性による種類	・ I 類 ・ III 類																													
板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による ・																													
性能による種類	・ 1 類 ・ 2 類																													
材料板ガラスの種類及び厚さの組合せ並びに複層ガラスの厚さ	※建具表による ・																													
断熱性による区分	・ T1 ・ T2 ・ T3 ・ T4 ・ T5 ・ T6																													
日射取得性及び日射遮蔽性による区分	・ G ・ S																													
乾燥気体の種類	・ 空気 ・ アルゴン																													

章	項 目	特 記 事 項																																				
		・ 熱線反射ガラス <table><tr><td>材料板ガラスの種類及び厚さによる種類</td><td>※建具表による</td><td>・</td></tr><tr><td>日射熱遮へい性による区分</td><td>・ 1 種</td><td>・ 2 種</td><td>・ 3 種</td></tr><tr><td>耐久性による区分(日射熱遮蔽性が2 種の場合)</td><td>・ A 種</td><td>・ B 種</td><td></td></tr></table> ・ 倍強度ガラス <table><tr><td>材料板ガラスの種類及び厚さによる種類</td><td>※建具表による</td><td>・</td></tr></table> ガラスの留め材及び溝の大きさ <table><tr><th>建具の種類</th><th>ガラス留め材</th><th>ガラス溝の大きさ (mm)</th></tr><tr><td>アルミニウム製</td><td>・ シーリング材 ・ グレージングチャンネル ・</td><td>※建具の製造所の仕様による ・ 図示による</td></tr><tr><td>鋼製及び鋼製軽量</td><td>・ シーリング材 ・</td><td>※建具の製造所の仕様による ・ 図示による</td></tr><tr><td>ステンレス製</td><td>・ シーリング材 ・</td><td>※建具の製造所の仕様による ・ 図示による</td></tr><tr><td>樹脂製</td><td>・ グレージングチャンネル ・</td><td>※建具の製造所の仕様による ・ 図示による</td></tr></table> 耐震性能 建築非構造部材の耐震性能に係る特記事項による	材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による	・	日射熱遮へい性による区分	・ 1 種	・ 2 種	・ 3 種	耐久性による区分(日射熱遮蔽性が2 種の場合)	・ A 種	・ B 種		材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による	・	建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ (mm)	アルミニウム製	・ シーリング材 ・ グレージングチャンネル ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による	鋼製及び鋼製軽量	・ シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による	ステンレス製	・ シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による	樹脂製	・ グレージングチャンネル ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による							
材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による	・																																				
日射熱遮へい性による区分	・ 1 種	・ 2 種	・ 3 種																																			
耐久性による区分(日射熱遮蔽性が2 種の場合)	・ A 種	・ B 種																																				
材料板ガラスの種類及び厚さによる種類	※建具表による	・																																				
建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ (mm)																																				
アルミニウム製	・ シーリング材 ・ グレージングチャンネル ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による																																				
鋼製及び鋼製軽量	・ シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による																																				
ステンレス製	・ シーリング材 ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による																																				
樹脂製	・ グレージングチャンネル ・	※建具の製造所の仕様による ・ 図示による																																				
20	ガラスブロック積み	[5. 14. 5] <table><tr><th>呼び寸法 (mm)</th><th>厚さ (mm)</th><th>色調</th><th>目地幅 (mm)</th><th>伸縮調整 目地位置 (mm)</th><th>防火 性能</th></tr><tr><td>・ 160×160</td><td>・ 95 ・</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 200×200</td><td>・ 95 ・</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 壁用金属枠及び補強材 ※図示による 力骨 <table><tr><td>材質</td><td>※ステンレス鋼 (SUS304)</td><td>・</td></tr><tr><td>寸法</td><td>※径 5. 5mm</td><td>・</td></tr><tr><td>形状</td><td>※はしご形状複筋及び単筋</td><td>・</td></tr></table> 化粧目地モルタルの色 (・ 白 ・ グレー ・) シーリング材の種類 (・ SR-1 ・ PS-1) 金属製化粧カバー <table><tr><td>材質</td><td>・ ステンレス製</td><td>・ アルミニウム製</td></tr><tr><td>寸法</td><td>※図示による</td><td>・</td></tr><tr><td>形状</td><td>※図示による</td><td>・</td></tr></table> 目地部の力骨の納まり ※ガラスブロック製造所の仕様による ・ 図示による 工法 1 章 適用区分による風圧力の (・ 1 ・ 1. 15 ・ 1. 3) 倍の風圧力に対応した工法	呼び寸法 (mm)	厚さ (mm)	色調	目地幅 (mm)	伸縮調整 目地位置 (mm)	防火 性能	・ 160×160	・ 95 ・					・ 200×200	・ 95 ・					材質	※ステンレス鋼 (SUS304)	・	寸法	※径 5. 5mm	・	形状	※はしご形状複筋及び単筋	・	材質	・ ステンレス製	・ アルミニウム製	寸法	※図示による	・	形状	※図示による	・
呼び寸法 (mm)	厚さ (mm)	色調	目地幅 (mm)	伸縮調整 目地位置 (mm)	防火 性能																																	
・ 160×160	・ 95 ・																																					
・ 200×200	・ 95 ・																																					
材質	※ステンレス鋼 (SUS304)	・																																				
寸法	※径 5. 5mm	・																																				
形状	※はしご形状複筋及び単筋	・																																				
材質	・ ステンレス製	・ アルミニウム製																																				
寸法	※図示による	・																																				
形状	※図示による	・																																				
21	ガラス用フィルム	<table><tr><th rowspan="2">種類</th><th colspan="2">記号</th><th rowspan="2">その他 性能等</th></tr><tr><th>内貼り用</th><th>外貼り用</th></tr><tr><td>・ 日射調整フィルム</td><td>・ SC-1</td><td>・ SC-2</td><td></td></tr><tr><td>・ 低放射フィルム</td><td>・ LE</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム</td><td>・ GI-1</td><td>・ GI-2</td><td></td></tr><tr><td>・ 層間変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム</td><td>・ GD-1</td><td>・ GD-1</td><td></td></tr><tr><td>・ ガラス貫通防止フィルム</td><td>・ SF</td><td></td><td></td></tr></table> 品質 JIS A 5759 による	種類	記号		その他 性能等	内貼り用	外貼り用	・ 日射調整フィルム	・ SC-1	・ SC-2		・ 低放射フィルム	・ LE			・ 衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・ GI-1	・ GI-2		・ 層間変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・ GD-1	・ GD-1		・ ガラス貫通防止フィルム	・ SF												
種類	記号			その他 性能等																																		
	内貼り用	外貼り用																																				
・ 日射調整フィルム	・ SC-1	・ SC-2																																				
・ 低放射フィルム	・ LE																																					
・ 衝撃破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・ GI-1	・ GI-2																																				
・ 層間変位破壊対応ガラス飛散防止フィルム	・ GD-1	・ GD-1																																				
・ ガラス貫通防止フィルム	・ SF																																					

章	項 目	特 記 事 項																																																											
6 内装改修工事	1 改修範囲	[6. 1. 3] 既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲 ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示による 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示による 既存天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※既存のまま ・ 図示による 改修後の床の清掃範囲 ※室内の改修箇所 ・																																																											
	2 既存床の撤去及び下地補修	[6. 2. 2] ビニル床シート等の撤去 ※仕上げ材のみ（接着剤とも） ・ 下地モルタルとも（・ 図示による ・ 除去範囲全て） 合成樹脂塗床材の除去工法 ・ 機械的除去工法 ・ 目荒し工法																																																											
	3 既存壁の撤去及び下地補修	[6. 3. 2] 間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 ※改修標準仕様書 4. 3. 10 によるモルタル塗り （塗り厚 25mm を超える場合の処置 ※図示による） ・																																																											
	4 施工一般	[6. 5. 2] 材料のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆又は改修標準仕様書 6. 5. 2(1) (ウ) (b) による																																																											
	5 製材	[6. 5. 2] ・ JAS 1083-5 製材-第5部に基づく下地用製材<table><tr><th>施工箇所</th><th>寸法 (mm)</th><th>等級</th><th>含水率</th><th>保存処理</th><th>間伐材等の適用</th></tr><tr><td></td><td></td><td>※2 級 ・</td><td>※A 種 ・ B 種 ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>※2 級 ・</td><td>※A 種 ・ B 種 ・</td><td></td><td></td></tr></table> ・ JAS 1083-2 製材-第2部に基づく造作用製材<table><tr><th>施工箇所</th><th>寸法 (mm)</th><th>等級</th><th>含水率</th><th>保存処理</th><th>間伐材等の適用</th></tr><tr><td>見え掛り面</td><td></td><td>※上小節 ・</td><td>※A 種 ・ B 種 ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>見え掛り面以外</td><td></td><td>※小節以上 ・</td><td>※A 種 ・ B 種 ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>※A 種 ・ B 種 ・</td><td></td><td></td></tr></table> ・ JAS 1083-6 製材-第6部に基づく広葉樹製材<table><tr><th>施工箇所</th><th>寸法 (mm)</th><th>等級</th><th>含水率</th><th>保存処理</th><th>間伐材等の適用</th></tr><tr><td></td><td></td><td>※1 等 ・</td><td>※10%以下 ・ A 種 ・ B 種 ・</td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>※1 等 ・</td><td>※10%以下 ・ A 種 ・ B 種 ・</td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用			※2 級 ・	※A 種 ・ B 種 ・					※2 級 ・	※A 種 ・ B 種 ・			施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用	見え掛り面		※上小節 ・	※A 種 ・ B 種 ・			見え掛り面以外		※小節以上 ・	※A 種 ・ B 種 ・						※A 種 ・ B 種 ・			施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用			※1 等 ・	※10%以下 ・ A 種 ・ B 種 ・					※1 等 ・	※10%以下 ・ A 種 ・ B 種 ・	
施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用																																																								
		※2 級 ・	※A 種 ・ B 種 ・																																																										
		※2 級 ・	※A 種 ・ B 種 ・																																																										
施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用																																																								
見え掛り面		※上小節 ・	※A 種 ・ B 種 ・																																																										
見え掛り面以外		※小節以上 ・	※A 種 ・ B 種 ・																																																										
			※A 種 ・ B 種 ・																																																										
施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用																																																								
		※1 等 ・	※10%以下 ・ A 種 ・ B 種 ・																																																										
		※1 等 ・	※10%以下 ・ A 種 ・ B 種 ・																																																										

章	項 目	特 記 事 項							
		・ JAS 1083（製材）以外の製材							
		施工箇所	寸法 (mm)	材面の品質	防虫処理の適用	含水率	間伐材等 の適用		
				() 造作材の場合 (※A種・B種)	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種 ・			
				() 造作材の場合 (※A種・B種)	・適用する ・適用しない	※A種 ・B種 ・			
6	造作用集成材	[6.5.2]							
		・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材							
		施工箇所	品名	樹種名	寸法 (mm)	見付け 材面数	見付け材 面の品質	間伐材等 の適用	
							※1等 ・2等		
							※1等 ・2等		
		・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材							
		施工箇所	品名	樹種名	寸法 (mm)	化粧薄 板の厚 さ(mm)	見付け 材面数	見付け 材面の 品質	間伐 材等 の適 用
				化粧薄板： 心材：				※1等 ・2等	
				化粧薄板： 心材：				※1等 ・2等	
		・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材							
		施工箇所	樹種名	寸法 (mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等 の摘要		
						※15%以下 ・			
						※15%以下 ・			
		・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材							
		施工箇所	樹種名	寸法 (mm)	化粧薄 板の厚 さ(mm)	見付け材 面の品質	含水率	間伐材等 の適用	
			化粧薄板： 心材：				※15%以下 ・		
			化粧薄板： 心材：				※15%以下 ・		

章	項 目	特 記 事 項								
	7 造作用単板積層材	[6. 5. 2]								
		・ JAS 0701 に基づく造作用単板積層材								
		施工箇所		品名	寸法 (mm)	表面の品質	防虫処理	間伐材等 の適用		
							・ 適用する ・ 適用しない			
							・ 適用する ・ 適用しない			
		・ JAS 0701 以外の造作用単板積層材								
		施工箇所		寸法 (mm)	表面の品質		含水率	防虫処理	間伐材等 の適用	
							※14%以下 ・	・ 適用する ・ 適用しない		
							※14%以下 ・	・ 適用する ・ 適用しない		
		・ JAS 3079 に基づく直交集成板（CLT）								
		施工 箇所	品名	強度 等級	種別	接着性能 (使用環境)	樹種名	寸法 (mm)	間伐材等 の適用	
	8 合板等	[6. 5. 2]								
		・ 「合板の日本農林規格」による普通合板								
		施工 箇所	厚さ (mm)	単板の 樹種名	接着の 程度	板面の品質	防虫 処理	間伐材等 の適用		
			※5.5 ・		※1 類 ・ 2 類	広葉樹 ※2 等以上 ・ 1 等 針葉樹 ※C-D 以上 ・	・ 適用する ・ 適用しない			
			・			・				
		・ 「合板の日本農林規格」による構造用合板								
		施工 箇所	厚さ (mm)	等級	単板の 樹種名	接着の 程度	板面の 品質	防虫 処理	強度等級	間伐材 等 の適用
			※12 ・	・ 1 級 ※2 級 以上		※1 類 ・ 特類	※C-D 以上 ・	・ 適用 する ・ 適用 しない	・ 適用する () ・ 適用しない	
			※12 ・	・ 1 級 ※2 級 以上		※1 類 ・ 特類	※C-D 以上 ・	・ 適用 する ・ 適用 しない	・ 適用する () ・ 適用しない	
		・ 「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板								
		施工箇所	厚さ (mm)	単板の樹種名		接着の程度	防虫処理	間伐材等 の適用		
						・ 1 類 ・ 特類	・ 適用する ・ 適用しない			

章	項 目	特 記 事 項																																																																											
		・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 <table><tr><th>施工箇所</th><th>化粧板に使用する 単板の樹種名</th><th>厚さ (mm)</th><th>接着の程度</th><th>防虫処理</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ 1 類 ・ 2 類</td><td>・ 適用する ・ 適用しない</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 <table><tr><th>施工箇所</th><th>厚さ (mm)</th><th>接着の 程度</th><th>単板の 樹脂名</th><th>化粧加工の 方法</th><th>防虫処理</th></tr><tr><td></td><td></td><td>・ 1 類 ・ 2 類</td><td></td><td></td><td>・ 適用する ・ 適用しない</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・パーティクルボード <table><tr><th>施工箇所</th><th>表裏面の状態 による区分</th><th>曲げ強さ による区分</th><th>耐水性に よる区分</th><th>難燃性に よる区分</th><th>厚さ (mm)</th></tr><tr><td></td><td></td><td>※13 タイプ ・</td><td>※P 又は M ・</td><td></td><td>※15mm ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ・ JAS 0360 に基づく構造用パネル <table><tr><th>施工箇所</th><th>寸法 (mm)</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table> ・ MDF <table><tr><th>施工箇所</th><th>厚さ (mm)</th><th>表面の状態に よる区分</th><th>曲げ強さに よる区分</th><th>接着剤に よる区分</th><th>難燃性に よる区分</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	施工箇所	化粧板に使用する 単板の樹種名	厚さ (mm)	接着の程度	防虫処理				・ 1 類 ・ 2 類	・ 適用する ・ 適用しない						施工箇所	厚さ (mm)	接着の 程度	単板の 樹脂名	化粧加工の 方法	防虫処理			・ 1 類 ・ 2 類			・ 適用する ・ 適用しない							施工箇所	表裏面の状態 による区分	曲げ強さ による区分	耐水性に よる区分	難燃性に よる区分	厚さ (mm)			※13 タイプ ・	※P 又は M ・		※15mm ・							施工箇所	寸法 (mm)					施工箇所	厚さ (mm)	表面の状態に よる区分	曲げ強さに よる区分	接着剤に よる区分	難燃性に よる区分												
	施工箇所	化粧板に使用する 単板の樹種名	厚さ (mm)	接着の程度	防虫処理																																																																								
				・ 1 類 ・ 2 類	・ 適用する ・ 適用しない																																																																								
	施工箇所	厚さ (mm)	接着の 程度	単板の 樹脂名	化粧加工の 方法	防虫処理																																																																							
			・ 1 類 ・ 2 類			・ 適用する ・ 適用しない																																																																							
	施工箇所	表裏面の状態 による区分	曲げ強さ による区分	耐水性に よる区分	難燃性に よる区分	厚さ (mm)																																																																							
			※13 タイプ ・	※P 又は M ・		※15mm ・																																																																							
施工箇所	寸法 (mm)																																																																												
施工箇所	厚さ (mm)	表面の状態に よる区分	曲げ強さに よる区分	接着剤に よる区分	難燃性に よる区分																																																																								
9	接合具等	[6. 5. 3] 造作材の化粧面の釘打ち ※隠し釘打ち ・ 釘頭埋め木 ・ つぶち頭釘打ち ・ 釘頭現し 諸金物 ※かすがい、座金、箱金物、短冊金物 (改修標準仕様書 表 6. 5. 3～6. 5. 5 に示す程度の市販品 表 8. 20. 1 の F 程度) ・ (形状： 寸法： 材種：)																																																																											
10	接着剤	[6. 5. 3] [6. 5. 4] 接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・																																																																											
11	防腐・防蟻処理	[6. 5. 5] ・ 薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 <table><tr><th>適用部材</th><th colspan="3">保存処理性能区分</th></tr><tr><td></td><td>・ K2</td><td>・ K3</td><td>・ K4</td></tr><tr><td></td><td>・ K2</td><td>・ K3</td><td>・ K4</td></tr><tr><td></td><td>・ K2</td><td>・ K3</td><td>・ K4</td></tr></table>	適用部材	保存処理性能区分				・ K2	・ K3	・ K4		・ K2	・ K3	・ K4		・ K2	・ K3	・ K4																																																											
適用部材	保存処理性能区分																																																																												
	・ K2	・ K3	・ K4																																																																										
	・ K2	・ K3	・ K4																																																																										
	・ K2	・ K3	・ K4																																																																										

章	項 目	特 記 事 項															
		・ 薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 <table border="1"> <tr> <th>適用部材</th><th>処理の方法</th><th>薬剤の種類</th></tr> <tr> <td></td><td>※薬剤製造所の仕様による ・</td><td>※JIS K 1571 に適合又は同等品</td></tr> <tr> <td></td><td>・</td><td>・</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </table> ・ 薬剤の接着材への混入による防腐・防蟻処理 適用部位（ ） ・ 合板等の加圧注入処理の適用 適用部位（ ）	適用部材	処理の方法	薬剤の種類		※薬剤製造所の仕様による ・	※JIS K 1571 に適合又は同等品		・	・						
適用部材	処理の方法	薬剤の種類															
	※薬剤製造所の仕様による ・	※JIS K 1571 に適合又は同等品															
	・	・															
12	内部間仕切軸組及び床組み	[6. 5. 6] ・ 間仕切軸組に用いる木材の材種名（製材を用いる場合） ※杉又は松 ・ ・ 床組みに用いる木材の材種名（製材を用いる場合） ※杉又は松															
13	窓、出入口その他	[6. 5. 7] ・ 窓、出入口その他に用いる木材の材種名（製材を用いる場合） ※吊元枠、水掛りの下枠及び敷居はひのき、その他は杉又は松 ・															
14	軽量鉄骨天井地下	[6. 6. 2～6. 6. 4] 野縁等の種類 <table border="0"> <tr> <td>屋外</td> <td>※25 形</td> <td>・ 19 形</td> </tr> <tr> <td>屋内</td> <td>※19 形</td> <td>・ 25 形</td> </tr> </table> 屋外の形式及び寸法 <table border="0"> <tr> <td>野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔</td> <td>・ 図示による</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>周辺部の端からの間隔</td> <td>・ 図示による</td> <td>・</td> </tr> <tr> <td>野縁の間隔</td> <td>・ 図示による</td> <td>・</td> </tr> </table> 既存の埋込インサート ・ 使用する ・ 使用しない あと施工アンカーの引抜き試験 ・ 行う 試験箇所数 ※屋内の場合、当該階において3箇所 ・ 箇所 引張試験にて確認する強度 ※吊りボルト受け等の間隔が900 mm程度以下かつ天井面積構成部材等の単位面積あたりの質量が20kg/m²以内の天井の場合は400N 程度 ・ N ・ 行わない ・ 吊りボルトの間隔が900mm を超える場合 (補強方法 ※図示による ・) ・ 天井のふところが3.0m を超える場合 (補強方法 ※図示による ・) ・ 天井地下材に耐震性を考慮した補強 (補強箇所 ・ 図示による ・) (補強方法 ※図示による ・)	屋外	※25 形	・ 19 形	屋内	※19 形	・ 25 形	野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔	・ 図示による	・	周辺部の端からの間隔	・ 図示による	・	野縁の間隔	・ 図示による	・
屋外	※25 形	・ 19 形															
屋内	※19 形	・ 25 形															
野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔	・ 図示による	・															
周辺部の端からの間隔	・ 図示による	・															
野縁の間隔	・ 図示による	・															

章

項目

特記事項

15 軽量鉄骨壁下地

[6. 7. 3] [6. 7. 4] [表 6. 7. 1]

スタッド、ランナーの種類
※改修標準仕様書 表 6. 7. 1 によるスタッドの高さによる区分に応じた種類
・ 図示による

スタッドの高さが5. 0m を超える場合
※図示による
・

出入口及びこれに準ずる開口部の補強
※改修標準仕様書 6. 7. 4 (5) による
・

16 ビニル床シート

[6. 8. 2] [6. 8. 3]

種類の記号	色柄	厚さ (mm)	備考
※FS (複層ビニル床シート) ・	・ 無地 ・ マブル柄 ・ 柄物	※2. 0 ・	

接合部の処理
※熱溶接工法
・

17 ビニル床タイル

[6. 8. 2]

種類の記号	色柄	寸法 (mm)	厚さ (mm)	備考
※KT (コンポジションビニル床タイル)	・ 無地 ・ 柄物	・ 300×300 ・ 450×450	※2. 0 ・ 2. 5	
・ TT (単層ビニル床タイル)		・ 300×300 ・ 450×450	・ 2. 0 ・	
・ FT (複層ビニル床タイル)		・ 300×300 ・ 450×450	・ 2. 0 ・ 2. 5 ・ 3. 0	
・ FOA (置敷きビニル床タイル)		・ 500×500	・ 4. 0	
・ FOB (薄型置敷きビニル床タイル)		・		

18 特殊機能床

[6. 8. 2]

	厚さ、寸法、形状	性能	種類
・ 帯電防止床シート	(mm)		
・ 帯電防止床タイル	× (mm)		
・ 視覚障害者用床タイル	(mm)	視覚障害者誘導ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列は JIS T 9251 による	
・ 耐動荷重性床シート	(mm)		
・ 防滑性床シート	(mm)		
・ 防滑性床タイル	× (mm)		

19 ビニル幅木

[6. 8. 2]

材質
高さ (mm)
厚さ (mm)

・ 軟質
※60
※1. 5 以上

・ 硬質
・ 75
・ 100
・

20 ゴム床タイル

[6. 8. 2]

種類
色柄
厚さ (mm)
寸法 (mm)

・ 単層品
(
・ 3. 0
(

・ 積層品
)
・ 4. 5
) × (
・ 6. 0
)
・ 9. 0
)

章	項 目	特 記 事 項																																														
	21 カーペット敷き	[6.9.2] [6.9.3] [表 6.9.1] ・織じゅうたん <table><tr><th>織り方</th><th>パイル形状</th></tr><tr><td>・ウェルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット</td><td>・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用</td></tr></table> 色柄 ※模様のない無地 ・ パイル糸の繊維種等 ※無地の織りじゅうたんの種類（ ・A種 ・B種 ・C種 ） ・ 帯電性 ・適用する ・適用しない 織じゅうたんの接合方法 ※ヒートボンド工法 ・つづり縫い 下敷き材 ※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ 8mm ・ ・タフテッドカーペット <table><tr><th>パイル形状</th><th>パイル長さ (mm)</th><th>工法</th><th>帯電性</th><th>備考</th></tr><tr><td>・カットパイル</td><td>・5～7</td><td>・全面接着工法</td><td>・適用する</td><td rowspan="3"></td></tr><tr><td>・ループパイル</td><td>・4～6</td><td>・グリッパ-工法</td><td>・適用しない</td></tr><tr><td>・カット、ループ 併用</td><td>・</td><td></td><td></td></tr></table> 下敷き材（グリッパ-工法の場合） ※反毛フェルト（JIS L 3204）の第2種2号 呼び厚さ 8mm ・ タフテッドカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ ・タイルカーペット <table><tr><th>パイル形状</th><th>種別</th><th>施工箇所</th><th>寸法 (mm)</th><th>総厚さ (mm)</th><th>備考</th></tr><tr><td>・カットパイル</td><td>※第一種 ・第二種</td><td></td><td>※500×500 ・</td><td>※6.5 ・</td><td></td></tr><tr><td>・ループパイル</td><td>・第一種 ・第二種</td><td></td><td>※500×500 ・</td><td>※6.5 ・</td><td></td></tr><tr><td>・カット、ループ 併用</td><td>・第一種 ・第二種</td><td></td><td>※500×500 ・</td><td>※6.5 ・</td><td></td></tr></table> タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ タイルカーペットの敷き方 平場 ※市松敷き ・模様流し ・ 	織り方	パイル形状	・ウェルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット	・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用	パイル形状	パイル長さ (mm)	工法	帯電性	備考	・カットパイル	・5～7	・全面接着工法	・適用する		・ループパイル	・4～6	・グリッパ-工法	・適用しない	・カット、ループ 併用	・			パイル形状	種別	施工箇所	寸法 (mm)	総厚さ (mm)	備考	・カットパイル	※第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・		・ループパイル	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・		・カット、ループ 併用	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	
織り方	パイル形状																																															
・ウェルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット	・カットパイル ・ループパイル ・カット、ループ併用																																															
パイル形状	パイル長さ (mm)	工法	帯電性	備考																																												
・カットパイル	・5～7	・全面接着工法	・適用する																																													
・ループパイル	・4～6	・グリッパ-工法	・適用しない																																													
・カット、ループ 併用	・																																															
パイル形状	種別	施工箇所	寸法 (mm)	総厚さ (mm)	備考																																											
・カットパイル	※第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・																																												
・ループパイル	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・																																												
・カット、ループ 併用	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・																																												

章	項 目	特 記 事 項			
22	合成樹脂塗床	[6. 10. 2] [6. 10. 3]			
		種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
		・ 厚膜型塗床材 (弾性ウレタン樹脂系塗床)			※平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ
		・ 厚膜型塗床材 (エポキシ樹脂系塗床)		・ 薄膜流しのペ工法 ・ 厚膜流しのペ工法 ・ 樹脂モルタル工法	・ 平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ
		・ 薄膜型塗床材 (エポキシ樹脂系塗床)			※平滑仕上げ
		・ アクリル樹脂塗床 (防塵塗料塗り)		※製造所の指定による	工程 塗布量 (kg/㎡) ※0. 25kg/㎡以上 表面仕上げ ※平滑 ・ 防滑 溶剤 ※水性 ・ 溶剤系 ・ 無溶剤系 仕上色 ※標準色 ・
		塗床料のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ ・			
23	フローリング張り	[6. 11. 2～6. 11. 6]			
		フローリングのホルムアルデヒドの放散量等 ※改修標準仕様書 6. 11. 2(2)による ・			
		各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ ・			
		単層フローリング ・ フローリングボード1等			
		工法	・ 釘止め工法 (・ 根太張り ・ 直張り) ・ 接着工法		
		樹種	※なら ・		
		厚さ、大きさ	・		
		間伐材等の適用	・ 適用する ・ 適用しない		
		・ フローリングブロック1等			
		工法	※接着工法		
		樹種	※なら ・		
		厚さ、大きさ	・		
		間伐材等の適用	・ 適用する ・ 適用しない		
		複合フローリング ・ 天然木化粧複合フローリング			
		工法	・ 釘止め工法 (・ 根太張り ・ 直張り) ・ 接着工法		
		樹種	※なら ・		
		種別	・ A 種 ・ B 種 ・ C 種		
		間伐材等の適用	・ 適用する ・ 適用しない		
		接着工法の場合の不陸緩和材 ※合成樹脂発泡シート ・ 現場塗装仕上げ ・ 行う (施工箇所) ※ウレタン樹脂ワニス塗り ・ オイルステインの上、ワックス塗り ・ 生地そのままワックス塗り			

章	項 目	特 記 事 項																																				
	24 畳敷き	[6. 12. 2] 種別 ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 (畳床： ・ KT-I ・ KT-II ・ KT-III ・ KT-K ・ KT-N) 下地の種類 ・ 標準仕様書 表 12. 6. 1 による床組 ・ ポリスチレンフォーム床下地 (ノンフロン) ・ 畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 衝撃緩和型畳 (畳表： ・ G1 ・ G2)																																				
	25 せっこうボード その他ボード及び 合板張り	[6. 13. 2] [6. 13. 3] MDF 及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ 合板のホルムアルデヒド放散量 ※改修標準仕様書 6. 13. 2 (2) (イ) の (a) ～ (d) のいずれか ・ 接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ 木質系セメント板 <table><tr><th>種類</th><th>厚さ (mm)、規格等</th></tr><tr><td>・ 硬質 (HW)</td><td>・ 15 ・ 20 ・ 25 ・</td></tr><tr><td>・ 中質 (MW)</td><td>・ 15 ・ 20 ・ 25 ・</td></tr><tr><td>・ 普通 (NW)</td><td>・ 15 ・ 20 ・ 25 ・</td></tr></table> 木片セメント板 <table><tr><th>種類</th><th>厚さ (mm)、規格等</th></tr><tr><td>・ 硬質 (HW)</td><td>・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 21 ・</td></tr><tr><td>・ 普通 (NW)</td><td>・ 30 ・</td></tr></table> 繊維強化セメント板 <table><tr><th>種類</th><th>厚さ (mm)、規格等</th></tr><tr><td>・ けい酸カルシウム板</td><td>普通ボード 0. 8FK タイプ 2 (無石綿) ・ 6 ・ 8</td></tr><tr><td>・ 化粧けい酸カルシウム板</td><td>普通ボード 0. 8FK タイプ 2 (無石綿) ・ 6 ・ 8</td></tr><tr><td></td><td>表面への化粧張り等の加工 ・ アクリル樹脂系焼付け ・</td></tr></table> 火山性ガラス質複層板 <table><tr><th>種類</th><th>厚さ (mm)、規格等</th></tr><tr><td>・ 火山性ガラス質複層板</td><td>・ 図示による</td></tr></table> 繊維板 <table><tr><th>種類</th><th>厚さ (mm)、規格等</th></tr><tr><td>・ ハードボード (素地) スタンダードボード (無処理)</td><td>・ 素地ハードボード (・ 未研磨板 (RN) ・ 研磨板 (RS)) ・ 内装用化粧ハードボード (DI) 厚さ ・ 2. 5 ・ 3. 5 ・ 5 ・ 7</td></tr><tr><td>・ テンパーボード (処理)</td><td>・ 素地ハードボード (・ 未研磨板 (RN) ・ 研磨板 (RS)) ・ 外装用化粧ハードボード (DE) 厚さ ・ 2. 5 ・ 3. 5 ・ 5 ・ 7</td></tr><tr><td>・ ミディアムデンシティファイバーボード (MDF)</td><td>・ 3 ・ 7 ・ 9 ・ 12</td></tr><tr><td>・ インシュレーションボード</td><td>A 級 (・ 天井仕上げ ・ 内装仕上げ ・) ・ 9 ・ 12 ・ 15 ・ 18</td></tr></table>	種類	厚さ (mm)、規格等	・ 硬質 (HW)	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・	・ 中質 (MW)	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・	・ 普通 (NW)	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・	種類	厚さ (mm)、規格等	・ 硬質 (HW)	・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 21 ・	・ 普通 (NW)	・ 30 ・	種類	厚さ (mm)、規格等	・ けい酸カルシウム板	普通ボード 0. 8FK タイプ 2 (無石綿) ・ 6 ・ 8	・ 化粧けい酸カルシウム板	普通ボード 0. 8FK タイプ 2 (無石綿) ・ 6 ・ 8		表面への化粧張り等の加工 ・ アクリル樹脂系焼付け ・	種類	厚さ (mm)、規格等	・ 火山性ガラス質複層板	・ 図示による	種類	厚さ (mm)、規格等	・ ハードボード (素地) スタンダードボード (無処理)	・ 素地ハードボード (・ 未研磨板 (RN) ・ 研磨板 (RS)) ・ 内装用化粧ハードボード (DI) 厚さ ・ 2. 5 ・ 3. 5 ・ 5 ・ 7	・ テンパーボード (処理)	・ 素地ハードボード (・ 未研磨板 (RN) ・ 研磨板 (RS)) ・ 外装用化粧ハードボード (DE) 厚さ ・ 2. 5 ・ 3. 5 ・ 5 ・ 7	・ ミディアムデンシティファイバーボード (MDF)	・ 3 ・ 7 ・ 9 ・ 12	・ インシュレーションボード	A 級 (・ 天井仕上げ ・ 内装仕上げ ・) ・ 9 ・ 12 ・ 15 ・ 18
種類	厚さ (mm)、規格等																																					
・ 硬質 (HW)	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・																																					
・ 中質 (MW)	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・																																					
・ 普通 (NW)	・ 15 ・ 20 ・ 25 ・																																					
種類	厚さ (mm)、規格等																																					
・ 硬質 (HW)	・ 12 ・ 15 ・ 18 ・ 21 ・																																					
・ 普通 (NW)	・ 30 ・																																					
種類	厚さ (mm)、規格等																																					
・ けい酸カルシウム板	普通ボード 0. 8FK タイプ 2 (無石綿) ・ 6 ・ 8																																					
・ 化粧けい酸カルシウム板	普通ボード 0. 8FK タイプ 2 (無石綿) ・ 6 ・ 8																																					
	表面への化粧張り等の加工 ・ アクリル樹脂系焼付け ・																																					
種類	厚さ (mm)、規格等																																					
・ 火山性ガラス質複層板	・ 図示による																																					
種類	厚さ (mm)、規格等																																					
・ ハードボード (素地) スタンダードボード (無処理)	・ 素地ハードボード (・ 未研磨板 (RN) ・ 研磨板 (RS)) ・ 内装用化粧ハードボード (DI) 厚さ ・ 2. 5 ・ 3. 5 ・ 5 ・ 7																																					
・ テンパーボード (処理)	・ 素地ハードボード (・ 未研磨板 (RN) ・ 研磨板 (RS)) ・ 外装用化粧ハードボード (DE) 厚さ ・ 2. 5 ・ 3. 5 ・ 5 ・ 7																																					
・ ミディアムデンシティファイバーボード (MDF)	・ 3 ・ 7 ・ 9 ・ 12																																					
・ インシュレーションボード	A 級 (・ 天井仕上げ ・ 内装仕上げ ・) ・ 9 ・ 12 ・ 15 ・ 18																																					

章	項 目	特 記 事 項														
		パーティクルボード														
		<table><tr><th>種類</th><th>厚さ(mm)、規格等</th></tr><tr><td>・ 単板張りパーティクルボード</td><td>・ 無研磨板 (VN) ・ 研磨板 (VS) ・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・</td></tr><tr><td>・ 化粧パーティクルボード</td><td>・ 単板オーバーレイ (DV) ・ プラスチックオーバーレイ (D0) ・ 塗装 (DC) ・ 10 (難燃) ・ 12 (難燃) ・</td></tr></table>	種類	厚さ(mm)、規格等	・ 単板張りパーティクルボード	・ 無研磨板 (VN) ・ 研磨板 (VS) ・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・	・ 化粧パーティクルボード	・ 単板オーバーレイ (DV) ・ プラスチックオーバーレイ (D0) ・ 塗装 (DC) ・ 10 (難燃) ・ 12 (難燃) ・								
	種類	厚さ(mm)、規格等														
	・ 単板張りパーティクルボード	・ 無研磨板 (VN) ・ 研磨板 (VS) ・ 10 ・ 12 ・ 15 ・ 18 ・														
	・ 化粧パーティクルボード	・ 単板オーバーレイ (DV) ・ プラスチックオーバーレイ (D0) ・ 塗装 (DC) ・ 10 (難燃) ・ 12 (難燃) ・														
		吸音材料														
		<table><tr><th>種類</th><th>厚さ(mm)、規格等</th></tr><tr><td>・ ロックウール化粧吸音板 (DR)</td><td>・ フラットタイプ (・ 9 (不燃) ・ 12 (不燃) ・) ・ 凹凸タイプ (・ 12 (不燃) ・ 15 (不燃) ・)</td></tr><tr><td>・ ロックウール吸音ボード 1 号</td><td>・ 25 ・</td></tr><tr><td>・ グラスウール吸音ボード 32K</td><td>・ 25 (ガラスクロス包) ・</td></tr></table>	種類	厚さ(mm)、規格等	・ ロックウール化粧吸音板 (DR)	・ フラットタイプ (・ 9 (不燃) ・ 12 (不燃) ・) ・ 凹凸タイプ (・ 12 (不燃) ・ 15 (不燃) ・)	・ ロックウール吸音ボード 1 号	・ 25 ・	・ グラスウール吸音ボード 32K	・ 25 (ガラスクロス包) ・						
	種類	厚さ(mm)、規格等														
	・ ロックウール化粧吸音板 (DR)	・ フラットタイプ (・ 9 (不燃) ・ 12 (不燃) ・) ・ 凹凸タイプ (・ 12 (不燃) ・ 15 (不燃) ・)														
	・ ロックウール吸音ボード 1 号	・ 25 ・														
	・ グラスウール吸音ボード 32K	・ 25 (ガラスクロス包) ・														
		せっこうボード製品														
		<table><tr><th>種類</th><th>厚さ(mm)、規格等</th></tr><tr><td>・ せっこうボード (GB-R)</td><td>・ 12.5 (不燃) ・ 15 (不燃) ・</td></tr><tr><td>・ 不燃積層せっこうボード (GB-NC)</td><td>9.5 (不燃) ・ 化粧無 (下地張り用) ・ 化粧有 (トラバーチン模様)</td></tr><tr><td>・ シーリングせっこうボード (GB-S)</td><td>12.5 (※不燃 ・ 準不燃)</td></tr><tr><td>・ 強化せっこうボード (GB-F)</td><td>・ 12.5 (不燃) ・ 15 (不燃)</td></tr><tr><td>・ せっこうラスボード (GB-L)</td><td>9.5</td></tr><tr><td>・ 化粧せっこうボード (GB-D)</td><td>・ トラバーチン模様 9.5 (準不燃)</td></tr></table>	種類	厚さ(mm)、規格等	・ せっこうボード (GB-R)	・ 12.5 (不燃) ・ 15 (不燃) ・	・ 不燃積層せっこうボード (GB-NC)	9.5 (不燃) ・ 化粧無 (下地張り用) ・ 化粧有 (トラバーチン模様)	・ シーリングせっこうボード (GB-S)	12.5 (※不燃 ・ 準不燃)	・ 強化せっこうボード (GB-F)	・ 12.5 (不燃) ・ 15 (不燃)	・ せっこうラスボード (GB-L)	9.5	・ 化粧せっこうボード (GB-D)	・ トラバーチン模様 9.5 (準不燃)
	種類	厚さ(mm)、規格等														
	・ せっこうボード (GB-R)	・ 12.5 (不燃) ・ 15 (不燃) ・														
・ 不燃積層せっこうボード (GB-NC)	9.5 (不燃) ・ 化粧無 (下地張り用) ・ 化粧有 (トラバーチン模様)															
・ シーリングせっこうボード (GB-S)	12.5 (※不燃 ・ 準不燃)															
・ 強化せっこうボード (GB-F)	・ 12.5 (不燃) ・ 15 (不燃)															
・ せっこうラスボード (GB-L)	9.5															
・ 化粧せっこうボード (GB-D)	・ トラバーチン模様 9.5 (準不燃)															
	合板															
	<table><tr><th>種類</th><th>厚さ(mm)、規格等</th></tr><tr><td>・ 普通合板</td><td>表面の樹種 生地、透明塗料塗り (※ラワン程度 ・) 不透明塗料塗り (※しな合板程度 ・) 板面の品質 ・ 厚さ(mm) ※図示による 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない</td></tr><tr><td>・ 天然木化粧合板</td><td>化粧板の樹種名 ・ 厚さ(mm) ※図示による 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない</td></tr><tr><td>・ 特殊加工化粧合板</td><td>化粧加工の方法 (・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装) 表面性能 () タイプ 厚さ(mm) ※図示による 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない</td></tr></table>	種類	厚さ(mm)、規格等	・ 普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り (※ラワン程度 ・) 不透明塗料塗り (※しな合板程度 ・) 板面の品質 ・ 厚さ(mm) ※図示による 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない	・ 天然木化粧合板	化粧板の樹種名 ・ 厚さ(mm) ※図示による 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない	・ 特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 (・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装) 表面性能 () タイプ 厚さ(mm) ※図示による 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない							
種類	厚さ(mm)、規格等															
・ 普通合板	表面の樹種 生地、透明塗料塗り (※ラワン程度 ・) 不透明塗料塗り (※しな合板程度 ・) 板面の品質 ・ 厚さ(mm) ※図示による 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない															
・ 天然木化粧合板	化粧板の樹種名 ・ 厚さ(mm) ※図示による 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない															
・ 特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 (・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装) 表面性能 () タイプ 厚さ(mm) ※図示による 防虫処理 ・ 行う ・ 行わない															
	化粧板															
	<table><tr><th>種類</th><th>厚さ(mm)、規格等</th></tr><tr><td>・ メラミン樹脂化粧板</td><td>JIS K 6903 による (※1.2 ・)</td></tr><tr><td>・ ポリエステル樹脂化粧板</td><td></td></tr></table>	種類	厚さ(mm)、規格等	・ メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903 による (※1.2 ・)	・ ポリエステル樹脂化粧板										
種類	厚さ(mm)、規格等															
・ メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903 による (※1.2 ・)															
・ ポリエステル樹脂化粧板																
	天井ボード類 (ロックウール吸音板を除く) の重ね張りを行う場合 ※図示による ・ 合板類の張付け ・ A 種 ・ B 種 ・ せっこうボードの目地工法等 目地工法の種類 ※仕上表による ・															

章	項 目	特 記 事 項																																																							
		突付け工法及び目透し工法のエッジの種類 ・ 突付け工法のエッジの種類 ・ ベベルエッジ ・ スクエアエッジ ・ 目透かし工法のエッジの種類 ・ ベベルエッジ ・ スクエアエッジ 化粧加工の方法（ ・ オーバーレイ ・ プリント ・ 塗装 ・ ）																																																							
26	壁紙張り	[6. 14. 2] [6. 14. 3] ホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ ・ <table><tr><th>施工箇所</th><th>壁紙の種類</th><th>防火性能</th><th>備考</th></tr><tr><td></td><td>・ 紙 ・ 繊維 ・ 塩化ビニル ・ プラスチック ・ 無機質 ・ その他</td><td>・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃</td><td></td></tr><tr><td></td><td>・ 紙 ・ 繊維 ・ 塩化ビニル ・ プラスチック ・ 無機質 ・ その他</td><td>・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃</td><td></td></tr><tr><td></td><td>・ 紙 ・ 繊維 ・ 塩化ビニル ・ プラスチック ・ 無機質 ・ その他</td><td>・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃</td><td></td></tr></table> モルタル及びせっこうプラスター面の素地ごしらえの種類別 ※B 種 ・ A 種 コンクリート面の素地ごしらえの種類別 ※B 種 ・ A 種 せっこうボード面及びその他のボード面の素地ごしらえの種類別 ※B 種 ・ A 種	施工箇所	壁紙の種類	防火性能	備考		・ 紙 ・ 繊維 ・ 塩化ビニル ・ プラスチック ・ 無機質 ・ その他	・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃			・ 紙 ・ 繊維 ・ 塩化ビニル ・ プラスチック ・ 無機質 ・ その他	・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃			・ 紙 ・ 繊維 ・ 塩化ビニル ・ プラスチック ・ 無機質 ・ その他	・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃																																								
施工箇所	壁紙の種類	防火性能	備考																																																						
	・ 紙 ・ 繊維 ・ 塩化ビニル ・ プラスチック ・ 無機質 ・ その他	・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃																																																							
	・ 紙 ・ 繊維 ・ 塩化ビニル ・ プラスチック ・ 無機質 ・ その他	・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃																																																							
	・ 紙 ・ 繊維 ・ 塩化ビニル ・ プラスチック ・ 無機質 ・ その他	・ 不燃 ・ 準不燃 ・ 難燃																																																							
27	モルタル塗り	[6. 15. 3] [6. 15. 5] [6. 15. 6] モルタル ・ 現場調合材料 ・ 既調合材料 既製目地材 ・ 設ける 施工箇所（ ） 形状（※図示による ・ ） ・ 設けない 床の目地 ・ 設ける 目地割り ※2 m ² 程度（最大目地間隔 3m 程度） ・ 目地の種類 ※押し目地 ・ ・ 設けない 壁面の仕上げ厚又は全塗り厚が 25mm を超える場合の下地処理 ・ 図示による ・																																																							
28	タイル張り	[6. 16. 2～6. 16. 4] 伸縮調整目地の位置 床タイル ※縦、横とも 4m 以内ごと ・ 図示による ・ 床タイル以外 ・ 図示による ・ 伸縮調整目地のシーリング材、目地寸法は改修特記仕様書 3 章による 見本焼き ・ 行う（施工箇所： ） ・ 行わない 試験張り ・ 行う（範囲、仕様等は図示による） ・ 行わない ・ セメントモルタルによるタイル（セラミックタイル）張り タイルの形状、寸法等 <table><tr><th>施工箇所</th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr><tr><th>種類</th><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>形状/寸法 (mm)</th><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>再生材料 の適用</th><td>・ 適用する</td><td>・ 適用する</td><td>・ 適用する</td><td>・ 適用する</td></tr><tr><th>吸水率による区分</th><td>・ I ・ II ・ III</td><td>・ I ・ II ・ III</td><td>・ I ・ II ・ III</td><td>・ I ・ II ・ III</td></tr><tr><th>うわぐすり</th><td>・ 施ゆう ・ 無ゆう</td><td>・ 施ゆう ・ 無ゆう</td><td>・ 施ゆう ・ 無ゆう</td><td>・ 施ゆう ・ 無ゆう</td></tr><tr><th>役物</th><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 有 ・ 無</td></tr><tr><th>色</th><td>・ 標準・特注</td><td>・ 標準・特注</td><td>・ 標準・特注</td><td>・ 標準・特注</td></tr><tr><th>耐凍害性</th><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 有 ・ 無</td><td>・ 有 ・ 無</td></tr><tr><th>耐滑り性</th><td>・</td><td>・</td><td>・</td><td>・</td></tr><tr><th>備考</th><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 標準的な曲がりの役物は一体成形とする。	施工箇所					種類					形状/寸法 (mm)					再生材料 の適用	・ 適用する	・ 適用する	・ 適用する	・ 適用する	吸水率による区分	・ I ・ II ・ III	・ I ・ II ・ III	・ I ・ II ・ III	・ I ・ II ・ III	うわぐすり	・ 施ゆう ・ 無ゆう	・ 施ゆう ・ 無ゆう	・ 施ゆう ・ 無ゆう	・ 施ゆう ・ 無ゆう	役物	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無	色	・ 標準・特注	・ 標準・特注	・ 標準・特注	・ 標準・特注	耐凍害性	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無	耐滑り性	・	・	・	・	備考				
施工箇所																																																									
種類																																																									
形状/寸法 (mm)																																																									
再生材料 の適用	・ 適用する	・ 適用する	・ 適用する	・ 適用する																																																					
吸水率による区分	・ I ・ II ・ III	・ I ・ II ・ III	・ I ・ II ・ III	・ I ・ II ・ III																																																					
うわぐすり	・ 施ゆう ・ 無ゆう	・ 施ゆう ・ 無ゆう	・ 施ゆう ・ 無ゆう	・ 施ゆう ・ 無ゆう																																																					
役物	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無																																																					
色	・ 標準・特注	・ 標準・特注	・ 標準・特注	・ 標準・特注																																																					
耐凍害性	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無	・ 有 ・ 無																																																					
耐滑り性	・	・	・	・																																																					
備考																																																									

7

塗装改修工事

章	項 目	特 記 事 項																																	
7	1 材料	[7. 1. 3] 屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 防火材料 ※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする ・ 次の箇所を除き防火材料とする (箇所：)																																	
	2 下地調整	[7. 2. 1～7. 2. 7] 塗替え RB 種の場合の既存塗膜の除去範囲 ※劣化部分は除去し、活膜部分は残す ・ 図示による 既存錆止め塗料の鉛含有調査 ・ 行う (箇所) ・ 行わない 下地調整 <table><tr><th>下地面の種類</th><th>下地調整の種別 塗替え</th><th>ひび割れ部 の補修</th></tr><tr><td>木部</td><td>※不透明塗料塗りの場合は RB 種 ・</td><td>－</td></tr><tr><td>鉄鋼面</td><td>※RB 種 ・</td><td>－</td></tr><tr><td>亜鉛めっき鋼面</td><td>※RB 種 ・</td><td>－</td></tr><tr><td>亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具等)</td><td>※RB 種 ・</td><td>－</td></tr><tr><td>モルタル、せっこうプラスター面</td><td>※RB 種 ・</td><td>・ 行う ・ 行わない</td></tr><tr><td>コンクリート面 (DP以外)、 ALCパネル面</td><td>※RB 種 ・</td><td>・ 行う ・ 行わない</td></tr><tr><td>押出成形セメント板面</td><td>・ RA 種 ・ RB 種 ・ RC 種</td><td>・ 行う ・ 行わない</td></tr><tr><td>コンクリート面 (DP)</td><td>・ RB 種 ・ RC 種</td><td>・ 行う ・ 行わない</td></tr><tr><td>せっこうボード面及び その他ボード面</td><td>※RB 種 ・</td><td>－</td></tr></table>	下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	ひび割れ部 の補修	木部	※不透明塗料塗りの場合は RB 種 ・	－	鉄鋼面	※RB 種 ・	－	亜鉛めっき鋼面	※RB 種 ・	－	亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具等)	※RB 種 ・	－	モルタル、せっこうプラスター面	※RB 種 ・	・ 行う ・ 行わない	コンクリート面 (DP以外)、 ALCパネル面	※RB 種 ・	・ 行う ・ 行わない	押出成形セメント板面	・ RA 種 ・ RB 種 ・ RC 種	・ 行う ・ 行わない	コンクリート面 (DP)	・ RB 種 ・ RC 種	・ 行う ・ 行わない	せっこうボード面及び その他ボード面	※RB 種 ・	－			
	下地面の種類	下地調整の種別 塗替え	ひび割れ部 の補修																																
木部	※不透明塗料塗りの場合は RB 種 ・	－																																	
鉄鋼面	※RB 種 ・	－																																	
亜鉛めっき鋼面	※RB 種 ・	－																																	
亜鉛めっき鋼面 (鋼製建具等)	※RB 種 ・	－																																	
モルタル、せっこうプラスター面	※RB 種 ・	・ 行う ・ 行わない																																	
コンクリート面 (DP以外)、 ALCパネル面	※RB 種 ・	・ 行う ・ 行わない																																	
押出成形セメント板面	・ RA 種 ・ RB 種 ・ RC 種	・ 行う ・ 行わない																																	
コンクリート面 (DP)	・ RB 種 ・ RC 種	・ 行う ・ 行わない																																	
せっこうボード面及び その他ボード面	※RB 種 ・	－																																	
3 素地ごしらえ	[7. 3. 2～7. 3. 7] <table><tr><th colspan="2">下地面等</th><th>種類</th></tr><tr><td rowspan="2">木部</td><td>不透明塗料塗りの場合</td><td>※A 種 ・ B 種</td></tr><tr><td>透明塗料塗りの場合</td><td>・ A 種 ※B 種</td></tr><tr><td colspan="2">鉄鋼面 (DP以外)</td><td>・ A 種 ・ B 種 ※C 種</td></tr><tr><td colspan="2">鉄鋼面 (DP)</td><td>・ A 種 ※B 種 ・ C 種</td></tr><tr><td colspan="2">亜鉛めっき鋼面</td><td>・ A 種 ・ B 種</td></tr><tr><td colspan="2">モルタル面及びせっこうプラスター面</td><td>・ A 種 ※B 種</td></tr><tr><td colspan="2">コンクリート面 (DP以外) 及びALCパネル面</td><td>・ A 種 ※B 種</td></tr><tr><td colspan="2">押出成形セメント板面及びコンクリート面 (DP)</td><td>・ A 種 ・ B 種</td></tr><tr><td colspan="2">コンクリート面 (DPのみ)</td><td>・ A 種 ※B 種</td></tr><tr><td rowspan="2">せっこうボード面及び その他ボード面</td><td>目地：継目処理工法</td><td>※A 種 ・ B 種</td></tr><tr><td>目地：継目処理工法以外</td><td>・ A 種 ※B 種</td></tr></table>	下地面等		種類	木部	不透明塗料塗りの場合	※A 種 ・ B 種	透明塗料塗りの場合	・ A 種 ※B 種	鉄鋼面 (DP以外)		・ A 種 ・ B 種 ※C 種	鉄鋼面 (DP)		・ A 種 ※B 種 ・ C 種	亜鉛めっき鋼面		・ A 種 ・ B 種	モルタル面及びせっこうプラスター面		・ A 種 ※B 種	コンクリート面 (DP以外) 及びALCパネル面		・ A 種 ※B 種	押出成形セメント板面及びコンクリート面 (DP)		・ A 種 ・ B 種	コンクリート面 (DPのみ)		・ A 種 ※B 種	せっこうボード面及び その他ボード面	目地：継目処理工法	※A 種 ・ B 種	目地：継目処理工法以外	・ A 種 ※B 種
下地面等		種類																																	
木部	不透明塗料塗りの場合	※A 種 ・ B 種																																	
	透明塗料塗りの場合	・ A 種 ※B 種																																	
鉄鋼面 (DP以外)		・ A 種 ・ B 種 ※C 種																																	
鉄鋼面 (DP)		・ A 種 ※B 種 ・ C 種																																	
亜鉛めっき鋼面		・ A 種 ・ B 種																																	
モルタル面及びせっこうプラスター面		・ A 種 ※B 種																																	
コンクリート面 (DP以外) 及びALCパネル面		・ A 種 ※B 種																																	
押出成形セメント板面及びコンクリート面 (DP)		・ A 種 ・ B 種																																	
コンクリート面 (DPのみ)		・ A 種 ※B 種																																	
せっこうボード面及び その他ボード面	目地：継目処理工法	※A 種 ・ B 種																																	
	目地：継目処理工法以外	・ A 種 ※B 種																																	

章	項 目	特 記 事 項							
4	錆止め塗料塗り	[7. 4. 2] [7. 4. 3]							
		錆止め塗料塗りの種別							
		素地面	塗装の種類		塗料の種別	工程の種別			
		鉄鋼面	SOP (工程の種別 は表 7. 4. 3)	塗替え	A 種	※C 種	・		
				新規見え掛り	A 種	※A 種	・		
				新規見え隠れ	A 種	※B 種	・		
			EP-G (工程の種別 は表 7. 4. 3)	塗替え	※B 種 ・ A 種	※C 種	・		
				新規見え掛り	※B 種 ・ A 種	※A 種	・		
				新規見え隠れ	※B 種 ・ A 種	※B 種	・		
			DP (工程の種別 は表 7. 4. 4)	塗替え	7. 4. 2(1) (イ) (b) による	・ A 種 (下地調整 RA 種) ・ B 種 (下地調整 RB 種) ・ C 種 (下地調整 RC 種)			
				新規	7. 4. 2(1) (イ) (a) による	・ A 種			
			亜鉛め つき面	SOP (工程の種別 は表 7. 4. 5)	塗替え	※A 種 ・ B 種	※C 種	・	
		新 規			鋼製建具等	※A 種 ・ B 種	※A 種	・	
					その他	・ A 種 ※B 種	※B 種	・	
		EP-G (工程の種別 は表 7. 4. 5)		塗替え	C 種	・	※C 種	・	
				新 規	鋼製建具等	C 種	・	※A 種	・
					その他	C 種	・	※B 種	・
		DP (工程の種別 は表 7. 4. 6)		塗替え	B 種	・	-		
				新規	B 種	・	-		
		5	塗装	[7. 5. 2～7. 12. 2]					
塗装の種類	塗装面			工程					
				塗替え	新規				
・ 合成樹脂調合ペ イント塗り (SOP) 塗料の種別 ※1 種 ・ 2 種	木部屋外			※B 種	・	※A 種	・		
	木部屋内			※B 種	・	※B 種	・		
	鉄鋼面			※B 種	・	※B 種	・ A 種		
	亜鉛めつき鋼面 (鋼製建具)			※A 種	・	※B 種	・		
	亜鉛めつき鋼面 (鋼製建具以外)			※B 種	・	※B 種	・		
・ クリヤラッカー塗り (CL)				※B 種 ・ A 種	※B 種 ・ A 種				
・ アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)				※B 種 ・ A 種	※B 種 ・ A 種				
・ 耐候性塗料塗り (DP)	鉄鋼面 上塗り等級 (3) 級			・	A 種				
	亜鉛めつき鋼面 上塗り等級 () 級			・	A 種				
	コンクリート面及び 押出成形セメント板面			・ A-1 種 ・ A-2 種 ・ B-1 種 ・ B-2 種 ・ C-1 種 ・ C-2 種	・ A-1 種 ・ B-1 種 ・ C-1 種				
・ つや有合成樹脂エ マルションペイン ト塗り (EP-G)	コンクリート面等			※B 種	・	※B 種	・ A 種		
	屋内の木部			※B 種	・	※A 種	・		
	屋内の鉄鋼面			※B 種	・	※B 種	・ A 種		
	屋内の亜鉛めつき鋼面			※A 種	・	※A 種	・ B 種		
・ 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP)				※B 種	・	※B 種	・ A 種		
・ ウレタン樹脂ワニス塗り (UC)				※B 種 ・ A 種	※B 種 ・ A 種				
・ ステイン塗り				・ ピグメントステイン塗り ・ オイルステイン塗り (OS)					
・ 木材保護塗料塗り (WP)		※B 種 ・ A 種	※B 種 ・ A 種						

章	項 目	特 記 事 項																
		つや有合成樹脂エマルションペイント塗り（コンクリート面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面）の塗替えの場合のしみ止め ※B 種又は C 種の場合は改修標準仕様書 表 7. 9. 1 の工程 1 の下塗りをしみ止めシーラーとする ・ 合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしみ止め ※B 種又は C 種の場合は改修標準仕様書 表 7. 10. 1 の工程 1 の下塗りをしみ止めシーラーとする ・ ・ 高日射反射率塗料塗り 下地調整（改修標準仕様書 表 7. 2. 2） ・ RA 種 ※RB 種 ・ RC 種 <table><tr><th rowspan="2">工程</th><th colspan="4">塗料その他</th><th rowspan="2">塗付け量 (kg/㎡)</th></tr><tr><th>規格番号</th><th>規格名称</th><th>種類</th><th>等級</th></tr><tr><td>塗料塗り</td><td>JIS K 5675</td><td>屋 根 用 高 日 射 反 射 率 塗 料</td><td>2 種</td><td>・ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級</td><td>塗料製造所の 仕様による</td></tr></table> クリアラッカー塗り A 種の工法 2 の適用 ・ 適用しない ・ 適用する（着色剤： ・ 溶剤系着色剤 ・ 油性染料着色剤） ウレタン樹脂ワニス塗りの工法 1 の着色の適用 ・ 適用する ・ 適用しない オイルステイン塗りの工程等 ・ 製造所の仕様による	工程	塗料その他				塗付け量 (kg/㎡)	規格番号	規格名称	種類	等級	塗料塗り	JIS K 5675	屋 根 用 高 日 射 反 射 率 塗 料	2 種	・ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級	塗料製造所の 仕様による
工程	塗料その他				塗付け量 (kg/㎡)													
	規格番号	規格名称	種類	等級														
塗料塗り	JIS K 5675	屋 根 用 高 日 射 反 射 率 塗 料	2 種	・ 1 級 ・ 2 級 ・ 3 級	塗料製造所の 仕様による													

章	項 目	特 記 事 項
8 耐震改修工事	<一般事項> 1 適用範囲	- 改修標準仕様書 8 章 耐震改修工事 - 改修標準仕様書において 8 章耐震改修工事以外の改修工事で 8 章を引用している部分 工事内容 - 現場打ち鉄筋コンクリート壁の増設工事 - 鉄骨ブレースの設置工事 - 柱補強工事（溶接金網巻き工法又は溶接閉鎖フープ巻き工法） - 柱補強工事（鉄板巻き工法又は帯板巻き工法） - 連続繊維補強工事 - 耐震スリット新設工事 - 土工事及び地業工事
	2 既存部分の処理等	[8. 21. 2] [8. 22. 2] [8. 23. 2] [8. 24. 4] [8. 25. 2] 既存構造体の撤去 撤去範囲 - 図示による（ ） はつり出した鉄筋及び鉄骨の処置 - 図示による（ ） [8. 21. 3] [8. 22. 3] [8. 23. 3] 既存構造体コンクリート面の目荒らしの程度及び範囲 - 既存柱、梁面 - 打ち継ぎ面の 15～30%程度に、平均深さ 2～5mm（最大 7mm）程度の凹面を全体にわたってつける - 既存壁 - 打ち継ぎ面の 10～15%程度に、平均深さ 2～5mm（最大 7mm）程度の凹面を全体にわたってつける 既存杭の撤去等 - 撤去範囲及び撤去方法 - 図示による（ ） - 杭頭部の処理 - 図示による（ ） - 既存杭の補強 - 図示による（ ） - 既存杭の健全性を確認する試験 - 行う - 図示による（ ） - 行わない

章	項 目	特 記 事 項															
8 耐震改修工事	<鉄筋工事> 1 鉄筋	[8. 2. 1] 鉄筋の種類 <table><tr><th>種類の記号</th><th>呼び径 (mm)</th><th>備考</th></tr><tr><td>・ SD295</td><td>※D16 以下</td><td></td></tr><tr><td>・ SD345</td><td>※D19 以上</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類の記号	呼び径 (mm)	備考	・ SD295	※D16 以下		・ SD345	※D19 以上							
	種類の記号	呼び径 (mm)	備考														
	・ SD295	※D16 以下															
	・ SD345	※D19 以上															
2 溶接金網	[8. 2. 2] 鉄線の形状等 <table><tr><th>種類</th><th>種類の記号</th><th>網目寸法、鉄線の径 (mm)</th><th>使用部位</th></tr><tr><td>・ 溶接金網</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>・ 鉄筋格子</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	種類	種類の記号	網目寸法、鉄線の径 (mm)	使用部位	・ 溶接金網				・ 鉄筋格子							
種類	種類の記号	網目寸法、鉄線の径 (mm)	使用部位														
・ 溶接金網																	
・ 鉄筋格子																	
3 鉄筋の継手	[8. 3. 4] [8. 4. 2] [8. 4. 3] 鉄筋の継手の方法等 <table><tr><th>部位</th><th>継手方法</th><th>呼び径 (mm)</th></tr><tr><td>・ 柱及び梁の主筋</td><td>・ ガス圧接 ・ 溶接継手 ・ 機械式継手</td><td>※D19 以上</td></tr><tr><td>・ 耐力壁の鉄筋</td><td>・ 重ね継手 ・</td><td></td></tr><tr><td>・ 基礎、耐力スラブ、土圧壁</td><td>・ ガス圧接 ・ 重ね継手</td><td></td></tr><tr><td>・ 上記以外 ()</td><td>・ 重ね継手 ・</td><td></td></tr></table> [8. 3. 4] 継手位置 柱及び梁主筋の重ね継手の長さ 耐力壁の重ね継手の長さ ※図示による ※図示による () ※図示による	部位	継手方法	呼び径 (mm)	・ 柱及び梁の主筋	・ ガス圧接 ・ 溶接継手 ・ 機械式継手	※D19 以上	・ 耐力壁の鉄筋	・ 重ね継手 ・		・ 基礎、耐力スラブ、土圧壁	・ ガス圧接 ・ 重ね継手		・ 上記以外 ()	・ 重ね継手 ・		
部位	継手方法	呼び径 (mm)															
・ 柱及び梁の主筋	・ ガス圧接 ・ 溶接継手 ・ 機械式継手	※D19 以上															
・ 耐力壁の鉄筋	・ 重ね継手 ・																
・ 基礎、耐力スラブ、土圧壁	・ ガス圧接 ・ 重ね継手																
・ 上記以外 ()	・ 重ね継手 ・																
4 鉄筋の定着	[8. 3. 4] 鉄筋の定着長さ ※図示による ・																
5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔 (溶接金網含む)	[8. 3. 5] 最小かぶり厚さ (目地底からの算出を行う) ・ 図示による ・ 耐久性上不利な箇所がある場合 (塩害等を受けるおそれのある部分等) ・ 適用箇所 () ・ 最小かぶり厚さに加える厚さ () mm ・																
6 圧接完了後の 圧接部の試験	[8. 3. 8] 外観試験 ※行う (全ての圧接部) [8. 3. 8] 超音波探傷試験 ※行う (全ての圧接部)																
7 割裂補強筋	[8. 21. 6] [8. 22. 7] 形状 ・ スパイラル筋 ・ 種類の記号 ・ SR235 又は SWM-P ・ 呼び径、曲げ直径、ピッチ ・ 図示による																

章	項 目	特 記 事 項																								
8 耐震改修工事	<コンクリート工事> 1 コンクリートの種類等	[8. 1. 3] コンクリートの類別 ※Ⅰ類（茨城県の指定工場であり、JIS A 5308 への適合を認証されたコンクリート） ・Ⅱ類（JIS A 5308 に適合したコンクリート） ※普通コンクリート [8. 1. 3] [8. 1. 4] <table><tr><th>設計基準強度 (N/mm²)</th><th>スランプ (cm)</th><th>気乾単位容積 質量 (t/m³)</th><th>適用箇所</th></tr><tr><td>・ 24</td><td>・ 15 又は 18 ・ 18</td><td>2. 3 程度</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>・</td><td></td><td></td></tr></table> [8. 2. 5] 構造体強度補正值 ※改修標準仕様書 表 8. 2. 4 による ・	設計基準強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	気乾単位容積 質量 (t/m ³)	適用箇所	・ 24	・ 15 又は 18 ・ 18	2. 3 程度		・	・			・	・			・	・			・	・		
		設計基準強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	気乾単位容積 質量 (t/m ³)	適用箇所																					
		・ 24	・ 15 又は 18 ・ 18	2. 3 程度																						
		・	・																							
		・	・																							
		・	・																							
		・	・																							
		2 セメント	[8. 2. 5] <table><tr><th>種類</th><th>適用箇所</th></tr><tr><td>※普通ポルトランドセメント、高炉セメント A 種、シリカセメント A 種又はフライアッシュセメントの A 種</td><td>※下記以外全て ・</td></tr><tr><td>・ 高炉セメント B 種</td><td>・ 1FL より下部（立上がり部含む） ・</td></tr><tr><td>・ フライアッシュセメント B 種</td><td>・</td></tr><tr><td>・</td><td>・</td></tr></table> 普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が 7 日目で 352J/g 以下、かつ 28 日目で 402J/g 以下のものとする	種類	適用箇所	※普通ポルトランドセメント、高炉セメント A 種、シリカセメント A 種又はフライアッシュセメントの A 種	※下記以外全て ・	・ 高炉セメント B 種	・ 1FL より下部（立上がり部含む） ・	・ フライアッシュセメント B 種	・	・	・													
		種類	適用箇所																							
		※普通ポルトランドセメント、高炉セメント A 種、シリカセメント A 種又はフライアッシュセメントの A 種	※下記以外全て ・																							
・ 高炉セメント B 種	・ 1FL より下部（立上がり部含む） ・																									
・ フライアッシュセメント B 種	・																									
・	・																									
3 骨材	[8. 2. 5] アルカリシリカ反応性による区分 ※A ・ B（コンクリート中のアルカリ総量 Rt=3. 0kg/m ³ 以下）																									
4 混和材料	[8. 2. 5] ・ 混和剤 混和剤の種類 ※改修標準仕様書 8. 2. 5 (4) (a) による ・ ・ 混和材 混和材の種類 ※改修標準仕様書 8. 2. 5 (4) (b) による ・																									
5 構造体用モルタル	[8. 2. 6] 構造体用モルタル 圧縮強度（ ） フロー値（ ）																									
6 ひび割れ誘発目地、打継目地	(6. 6. 4) (6. 8. 1) (9. 7. 3) 目地の寸法 ・ 標準仕様書 9. 7. 3 (1) (ア)～(ウ)による ※ひび割れ誘発目地、打継目地の深さ寸法は、躯体外側の打増し部で処理する ・ 図示による（ ） ・ (6. 8. 1) ひび割れ誘発目地の位置 ・ 図示による（ ）																									

章	項 目	特 記 事 項								
	7 構造体コンクリートの仕上り	[8. 1. 4] [8. 2. 7] 合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ								
		<table><tr><th>種別</th><th>適用箇所</th></tr><tr><td>・ A 種</td><td>※図示による ()</td></tr><tr><td>・ B 種</td><td>※図示による ()</td></tr><tr><td>・ C 種</td><td>※図示による ()</td></tr></table>	種別	適用箇所	・ A 種	※図示による ()	・ B 種	※図示による ()	・ C 種	※図示による ()
		種別	適用箇所							
		・ A 種	※図示による ()							
		・ B 種	※図示による ()							
		・ C 種	※図示による ()							
		コンクリートの仕上りの平たんさ								
		[8. 1. 4] [8. 2. 7]								
	<table><tr><th>種別</th><th>適用箇所</th></tr><tr><td>・ a 種</td><td>※図示による ()</td></tr><tr><td>・ b 種</td><td>※図示による ()</td></tr><tr><td>・ c 種</td><td>※図示による ()</td></tr></table>	種別	適用箇所	・ a 種	※図示による ()	・ b 種	※図示による ()	・ c 種	※図示による ()	
	種別	適用箇所								
・ a 種	※図示による ()									
・ b 種	※図示による ()									
・ c 種	※図示による ()									
8 打増し厚さ (打放し仕上げ部)	[8. 7. 8] 打増し厚さ									
	・ 打放し仕上げの打増し厚さ（外部に面する部分に限る） ・ 20mm ・ ・ 打放し仕上げの打増し厚さ（内部に面する部分に限る） ・ 10mm ・ 20mm ・ 打増し範囲 ・ 図示による () ・									
9 型枠	(6. 8. 2) [8. 2. 7] 									

章	項 目	特 記 事 項																												
	11 無筋コンクリート	[8. 11. 1] コンクリートの種類 ※普通コンクリート [8. 2. 5] セメントの種類 ※普通ポルトランドセメント、高炉セメント A 種、シリカセメント A 種又はフライアッシュセメントの A 種 ・高炉セメント B 種 ・フライアッシュセメント B 種 [8. 11. 1] 設計基準強度 ※18 (N/mm²) ・ [8. 11. 1] スランプ ※15cm 又は 18cm ・ (6. 14. 1) 適用箇所 ※標準仕様書 6. 14. 1 (4) (ア)～(カ)による ・図示による ()																												
	12 コンクリートの打込み工法等	[8. 21. 8] [8. 23. 5] コンクリートの打設工法の種類 <table border="1"> <thead> <tr> <th>補強工法</th><th>工法の種類</th><th>部位</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">・現場打ちコンクリート壁の増設工事</td><td>・工法指定なし</td><td>・全ての増設壁 ・図示による ()</td></tr> <tr> <td>・流込み工法 8. 21. 8(1) (ア)、(2)</td><td>・全ての増設壁 ・図示による ()</td></tr> <tr> <td>・圧入工法 8. 21. 8(1) (イ)、(3)</td><td>・全ての増設壁 ・図示による ()</td></tr> <tr> <td></td><td>・図示による () ・</td></tr> <tr> <td rowspan="4">・柱補強工事 (溶接金網巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法)</td><td>・工法指定なし</td><td>・全ての柱補強部分 ・図示による () ・</td></tr> <tr> <td>・流込み工法 8. 21. 8(1) (ア)、(2)</td><td>・全ての柱補強部分 ・図示による () ・</td></tr> <tr> <td>・圧入工法 8. 21. 8(1) (イ)、(3)</td><td>・全ての柱補強部分 ・図示による () ・</td></tr> <tr> <td></td><td>・図示による () ・</td></tr> <tr> <td rowspan="3">・</td><td>・工法指定なし</td><td></td></tr> <tr> <td>・流込み工法 8. 21. 8(1) (ア)、(2)</td><td></td></tr> <tr> <td>・圧入工法 8. 21. 8(1) (イ)、(3)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	補強工法	工法の種類	部位	・現場打ちコンクリート壁の増設工事	・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示による ()	・流込み工法 8. 21. 8(1) (ア)、(2)	・全ての増設壁 ・図示による ()	・圧入工法 8. 21. 8(1) (イ)、(3)	・全ての増設壁 ・図示による ()		・図示による () ・	・柱補強工事 (溶接金網巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法)	・工法指定なし	・全ての柱補強部分 ・図示による () ・	・流込み工法 8. 21. 8(1) (ア)、(2)	・全ての柱補強部分 ・図示による () ・	・圧入工法 8. 21. 8(1) (イ)、(3)	・全ての柱補強部分 ・図示による () ・		・図示による () ・	・	・工法指定なし		・流込み工法 8. 21. 8(1) (ア)、(2)		・圧入工法 8. 21. 8(1) (イ)、(3)	
補強工法	工法の種類	部位																												
・現場打ちコンクリート壁の増設工事	・工法指定なし	・全ての増設壁 ・図示による ()																												
	・流込み工法 8. 21. 8(1) (ア)、(2)	・全ての増設壁 ・図示による ()																												
	・圧入工法 8. 21. 8(1) (イ)、(3)	・全ての増設壁 ・図示による ()																												
		・図示による () ・																												
・柱補強工事 (溶接金網巻き及び溶接閉鎖フープ巻き工法)	・工法指定なし	・全ての柱補強部分 ・図示による () ・																												
	・流込み工法 8. 21. 8(1) (ア)、(2)	・全ての柱補強部分 ・図示による () ・																												
	・圧入工法 8. 21. 8(1) (イ)、(3)	・全ての柱補強部分 ・図示による () ・																												
		・図示による () ・																												
・	・工法指定なし																													
	・流込み工法 8. 21. 8(1) (ア)、(2)																													
	・圧入工法 8. 21. 8(1) (イ)、(3)																													

章	項 目	特 記 事 項																		
8 耐震改修工事	<鉄骨工事> 1 鉄骨製作工場	[8. 1. 5] 建築基準法第 68 条の 25 に基づき国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場 評価の区分 ※ () グレード ・ グレードの適用はしない ・ 監督員の承諾する国土交通大臣から認定を受けた工場																		
	2 鉄骨製作工場における施工管理技術者	[8. 1. 6] ※配置する																		
	3 鋼材	[8. 2. 8] 種類等 <table><tr><th>種類の記号</th><th>適用箇所(主要な部分)</th><th>規格</th></tr><tr><td></td><td></td><td>・ JIS 規格による ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・ JIS 規格による ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・ JIS 規格による ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・ JIS 規格による ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td>・ JIS 規格による ・</td></tr></table> 溶融亜鉛めっき工法の適用箇所 ・ ・	種類の記号	適用箇所(主要な部分)	規格			・ JIS 規格による ・			・ JIS 規格による ・			・ JIS 規格による ・			・ JIS 規格による ・			・ JIS 規格による ・
	種類の記号	適用箇所(主要な部分)	規格																	
		・ JIS 規格による ・																		
		・ JIS 規格による ・																		
		・ JIS 規格による ・																		
		・ JIS 規格による ・																		
		・ JIS 規格による ・																		
4 高力ボルト	[8. 2. 9] 高力ボルトの区分 ・ トルシア形高力ボルト ・ JIS 形高力ボルト ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト ・ [8. 13. 2] ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による ・ [8. 14. 2] 摩擦面の処理方法等 溶融亜鉛めっき面以外 ※改修標準仕様書 8. 14. 2(1)による ・ [8. 20. 5] 溶融亜鉛めっき面 ・ ブラスト処理 (表面粗度 50 μmRz 以上) ・ ブラスト処理以外の特別な処理方法 ・ 図示による () ・ [8. 14. 2] ・ すべり試験 ※すべり係数試験 ・ すべり耐力試験 試験の方法等 ・ 図示による () ・																			
5 普通ボルト	(7. 2. 3) ボルト及びナットの材料 ・ 標準仕様書 表 7. 2. 3 (JIS 附属書品) 又は次による ボルトの規格は、JIS B 1180 とする。 ボルトの種類は、呼び径六角ボルト又は全ねじ六角ボルトとし、材料は鋼とする。 ボルトの強度区分は、4. 6 又は 4. 8 とする。なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ボルトの径の値以下とする。ナットの規格は、JIS B 1181 とする。ナットの種類は、六角ナット-C とし、材料は鋼とする。																			

章	項 目	特 記 事 項												
		(7.2.3) 座金 ※JIS B 1256 による (7.5.2) 戻り止め ※二重ナット [8.13.2] ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による												
6	アンカーボルト	(7.2.4) (7.10.3) ・ 構造用アンカーボルト 種類 ・ ABR400 ・ ABR490 ・ ・ 建方（及び付属鉄骨）用アンカーボルト 種類 ・ SS400 ・ アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ※標準仕様書 表 7.2.3 による ・ [8.13.2] ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による												
7	溶接材料	[8.2.10] 溶接材料 ※改修標準仕様書 8.2.10(1)(2) による ・ 改修標準仕様書 8.2.10(1)(2) 以外の溶接材料 材料及び使用箇所 ・ 図示による（ ） ・												
8	ターンバックル	(7.2.6) 種類 建築用ターンバックルボルト ※羽子板ボルト ・ 建築用ターンバックル胴 ※割枠式 ・ (7.2.6) ねじの呼び ・ 図示による（ ） ・												
9	スタッド	(7.2.8) 種類等 <table border="1"> <thead> <tr> <th>呼び名</th><th>呼び長さ (mm)</th><th>適用箇所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 16</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 19</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・ 22</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	呼び名	呼び長さ (mm)	適用箇所	・ 16			・ 19			・ 22		
呼び名	呼び長さ (mm)	適用箇所												
・ 16														
・ 19														
・ 22														
10	製作精度	[8.13.3] 鉄骨の製作精度は、JASS 6 付則 6[鉄骨精度検査基準]に加えて、次による 通しダイヤフラムの突合せ継手の食い違いの寸法 ※平 12 建告第 1464 号第二号イ(2) による ・ アンダーカットの寸法 ※平 12 建告第 1464 号第二号イ(3) による ・ 食い違い・仕口のずれの検査方法及び補強方法 ・「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による ・												

章	項 目	特 記 事 項
	11 溶接作業を行う技能 資格者の技量付加試 験	[8. 15. 3] 試験の要領 ・ 図示による ()
	12 溶接接合	[8. 15. 4] 開先の形状 ・ 図示による ・ [8. 15. 7] 鋼製エンドタブの切断する部分 切断する箇所 ・ 図示による () 切断範囲 ・ 鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から 5 mm 以下残して直線上 に切断する。なお、切断せんが交差する場合は、交差部をアール状に加工する ・ 切断面の仕上げ ・ 改修標準仕様書 8. 15. 7 (1) (カ) (b) ②による ・ [8. 15. 7] スカラップの形状 ・ 図示による ・
	13 入熱、パス間温度の 管理	適用箇所 ・ 図示による () ・ 柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部
	14 溶接部の試験	[8. 15. 12] 平 12 建告第 1464 号第二号に関する外観試験方法等 ・ 「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」 3. 5. 2 受入検査による ・ 抜き取り検査① ※抜き取り検査② JASS 6 付則 6 [鉄骨精度検査基準] の附表 3「溶接」に関する試験方法等 ・ JASS 6 10. 4[受入検査]e. 溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全 溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。 外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書 7. 6. 13 による補修を行い、再試験す る。 完全溶込み部の超音波探傷試験 ・ 工場溶接の場合 ※全数 ・ 工事現場溶接の場合 ※全数

章	項 目	特 記 事 項
15	錆止め塗装	[8. 17. 2]
		塗装の範囲 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ・ 図示による () ・ 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ・ 図示による () ・ [7. 3. 3] [8. 17. 4]
		塗料の種別 下記以外の鉄鋼面は、標準仕様書 18 章 塗装工事による ・ 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内側の錆止め塗料の種別 ※A 種 ・ ・ 耐火被覆が接着する面の塗料の種別

章	項 目	特 記 事 項														
8 耐震改修工事	<グラウト工事> 1 柱底均しモルタル及びグラウト材	[8. 2. 12]														
		・ 柱底均しモルタル ※無収縮モルタル 無収縮モルタルの材料、調合等 ※改修標準仕様書 8. 2. 12 (1) (ア) から (イ) による ・														
		[8. 2. 12]														
		・ グラウト材 無収縮グラウト材の材質等														
		<table><tr><td>混和材</td><td>セメント系（酸化カルシウム及びカルシウム・サルフォ・アルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする。</td></tr><tr><td>セメント</td><td>JIS R 5210「ポルトランドセメント」に適合した普通または早強ポルトランドセメントとする。</td></tr><tr><td>砂</td><td>土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。</td></tr></table>	混和材	セメント系（酸化カルシウム及びカルシウム・サルフォ・アルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする。	セメント	JIS R 5210「ポルトランドセメント」に適合した普通または早強ポルトランドセメントとする。	砂	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。								
		混和材	セメント系（酸化カルシウム及びカルシウム・サルフォ・アルミネート等によって膨張する性質を利用するもの）とする。													
		セメント	JIS R 5210「ポルトランドセメント」に適合した普通または早強ポルトランドセメントとする。													
		砂	土木学会コンクリート標準示方書に定められた品質を有するもので、特に精選されたものを絶対乾燥状態で使用する。													
		無収縮グラウト材の品質及び試験方法														
		<table><tr><td>コンシステンシー</td><td>J ロートによる流下時間 練混ぜ官僚から 3 分以内の値 : 8±2 秒</td></tr><tr><td>ブリージング</td><td>練り混ぜ 2 時間後のブリージング率 : 2. 0%以下</td></tr><tr><td rowspan="2">凝結時間</td><td>凝結開始時間 : 1 時間以上</td></tr><tr><td>終結時間 : 10 時間以内</td></tr><tr><td>無収縮性</td><td>材齢 7 日 収縮しない</td></tr><tr><td rowspan="2">圧縮強度</td><td>材齢 3 日 20. 0N/mm² 以上</td></tr><tr><td>材齢 28 日 40. 0N/mm² 以上</td></tr><tr><td>塩化物量</td><td>0. 30kg/m² 以下</td></tr><tr><td>試験方法</td><td>1) NEXCO 試験方法 試験法 312-1999「無収縮モルタル品質管理試験方法」による。プレミックス形と現場調合形で混和材が同一の場合の試験はプレミックス形のみとする。 2) 塩化物量の試験は、JIS A 1144「フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」による。</td></tr></table>	コンシステンシー	J ロートによる流下時間 練混ぜ官僚から 3 分以内の値 : 8±2 秒	ブリージング	練り混ぜ 2 時間後のブリージング率 : 2. 0%以下	凝結時間	凝結開始時間 : 1 時間以上	終結時間 : 10 時間以内	無収縮性	材齢 7 日 収縮しない	圧縮強度	材齢 3 日 20. 0N/mm ² 以上	材齢 28 日 40. 0N/mm ² 以上	塩化物量	0. 30kg/m ² 以下
コンシステンシー	J ロートによる流下時間 練混ぜ官僚から 3 分以内の値 : 8±2 秒															
ブリージング	練り混ぜ 2 時間後のブリージング率 : 2. 0%以下															
凝結時間	凝結開始時間 : 1 時間以上															
	終結時間 : 10 時間以内															
無収縮性	材齢 7 日 収縮しない															
圧縮強度	材齢 3 日 20. 0N/mm ² 以上															
	材齢 28 日 40. 0N/mm ² 以上															
塩化物量	0. 30kg/m ² 以下															
試験方法	1) NEXCO 試験方法 試験法 312-1999「無収縮モルタル品質管理試験方法」による。プレミックス形と現場調合形で混和材が同一の場合の試験はプレミックス形のみとする。 2) 塩化物量の試験は、JIS A 1144「フレッシュコンクリート中の水の塩化物イオン濃度試験方法」による。															

章	項 目	特 記 事 項
8 耐震改修工事	<連続繊維補強工事>	[8. 2. 13]
	1 連続繊維シート巻き	連続繊維の材料 ・ 図示による () 引張強度、ヤング係数 (含浸硬化後) ・ 図示による () 工法 ※ (一財) 日本建築防災協会の評価を受けた工法 [8. 24. 6] 下地調整 ひび割れ部の改修工法の種類 ・ 樹脂注入工法 ・ リカットシーリング材充填工法 ・ シール工法 柱及び梁の隅角部の面取り ※工法の評価内容による [8. 24. 6] 連続繊維補強材の強度試験 ・ 引張強度試験 ※ JIS A 1191 (コンクリート用連続繊維シートの引張試験方法) による ・ 試験数量 ・ 図示による () ・ 付着強度試験 ※ JIS A 6909 (建築用仕上塗材) による ・ 試験数量 ・ 図示による () 補強工事の仕上げ [8. 24. 7] ・ 図示による ()

章	項 目	特 記 事 項
8 耐震改修工事	<耐震スリット新設工事> 1 耐震スリット	幅及び深さ ・図示による（ ） 設置個所 ・図示による（ ） [8. 25. 2]
	2 施工前埋込み配管等の 探査	既存撤去部の配管等の探査方法 ・鉄筋探査機（金属探知機）により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う 鉄筋探査機の探査方式 ・電磁波レーダー法（３Ｄ表示対応型） ・電磁波レーダー法又は電磁誘導法 ・はつりだしによる ・ [8. 12. 4]
	3 充填材の挿入及び周囲 補修等	・耐火材 使用箇所及び仕様 ・図示による（ ） ・ [8. 25. 2] ・遮音材 使用箇所及び仕様 ・図示による（ ） ・ 撤去部の補修 ※撤去材と同一で補修 ・ [8. 25. 2]

章	項 目	特 記 事 項											
8 耐震改修工事	<土工事及び地業工事> 1 埋戻し及び盛土	[8. 28. 3] 埋戻し及び盛土 ・ A 種 適用箇所 () ・ B 種 適用箇所 () ・ C 種 適用箇所 () 土質 () 受渡場所 () ・ D 種 適用箇所 () ・ 材料 () 工法 ()											
	2 建設発生土の処理	[8. 28. 3] ※構外搬出適切処理 ・ 構内指示の場所に堆積 ・ 構内指示の場所に敷き均し 構外搬出の場合は、原則として 50km 範囲内の他の建設工事へ搬出するものとする。 なお、他の工事との受け入れ時期及び土質等の調整が困難である場合は、別の処分場（ストックヤードを含む）に搬出することを妨げない。 ※建設発生土の再利用 <table><tr><td>処理方法</td><td>搬出先</td></tr><tr><td>・ 現場内利用</td><td>仮置き場所住所 () 借地 ・ 有り ・ 無し</td></tr><tr><td>・ 工事間流用</td><td>相手工事番号及び名称 () 住所 ()</td></tr><tr><td>・ 捨土 (公共用地)</td><td>管理者名 () 住所 ()</td></tr><tr><td>・ スtockヤード</td><td>ストックヤードの名称() 住所 ()</td></tr><tr><td>・ 未確定</td><td>相手工事番号及び名称 () (予定) 住所 ()</td></tr></table> 土質 ・ ローム ・ シルト ・ 砂質土 ・ レキ質土 ・ 土量 m ³ (地山換算土量) 片道運搬距離 km 条件（昼夜間の別、大型車規制、伝票の使用、法律・条例等） ・ 現場内利用を行う場合、現場外に仮置き場を設けて時期調整を行い、周辺環境に配慮し必要な措置を講じること。 工事間流用を行う場合、相手工事の受注者と綿密に協議を行うこと。 工事間流用、捨土の場合、搬出手続き等は監督員の指示による。 ストックヤードに搬出する場合は、付記事項の3を参照。	処理方法	搬出先	・ 現場内利用	仮置き場所住所 () 借地 ・ 有り ・ 無し	・ 工事間流用	相手工事番号及び名称 () 住所 ()	・ 捨土 (公共用地)	管理者名 () 住所 ()	・ スtockヤード	ストックヤードの名称() 住所 ()	・ 未確定
処理方法	搬出先												
・ 現場内利用	仮置き場所住所 () 借地 ・ 有り ・ 無し												
・ 工事間流用	相手工事番号及び名称 () 住所 ()												
・ 捨土 (公共用地)	管理者名 () 住所 ()												
・ スtockヤード	ストックヤードの名称() 住所 ()												
・ 未確定	相手工事番号及び名称 () (予定) 住所 ()												
3 杭地業	[8. 28. 4] 支持層の位置及び土質（基礎ぐいの先端の位置含む） ・ 図示による () ・ [8. 2. 14] [8. 28. 4] 杭の材料、工法、寸法、施工方法等 ・ 図示による () ・ [8. 28. 4] ・ 試験杭の位置、本数及び寸法並びに施工方法 ・ 図示による () ・ [8. 2. 14] ・ 杭の継手の箇所数、材料、工法等 ・ 図示による () ・ [8. 28. 4] ・ 杭の溶接継手 技能資格者の技量 ・ 図示による () ・ 溶接部の確認 ・ 図示による () ・ [8. 28. 4] ・ 杭頭の処理等 ・ 処理しない ・ 処理する 処理方法（切断にともなう補強方法含む）												

章	項 目	特 記 事 項
		(4. 3. 8) ・ 杭頭の中詰め材料 ・ 基礎のコンクリートと同調合のもの [8. 28. 4] 杭の精度 水平方向への位置ずれ ・ 杭径の 1/4 かつ 100 mm 以下 杭の傾斜 ・ 1/100 以内 [8. 28. 4] 記録する施工状況等 ・ 図示による ()
	4 砂利地業	[8. 28. 4] 材料（茨城県の指定工場であること） ※再生クラッシャラン ・ 切込砂利又は切込碎石 [8. 28. 4] 砂利厚さ ※60 mm [8. 28. 4] 施工範囲 ・ 図示による ()
	5 捨コンクリート地業	[8. 28. 4] 厚さ ※50mm [8. 28. 4] 施工範囲 ・ 図示による () [8. 11. 1] 設計基準強度 ※18N/mm² [8. 11. 1] スランプ ※15cm 又は 18cm

9

環境配慮改修工事

項目

1石綿含有建材の除去工事

特記事項

[9.1.1][9.1.3～9.1.6]

・石綿粉じん濃度測定
測定時期、場所及び測定点

適用	測定 名称	測定時期	測定場所	測定点 (各施工箇所ごと)
・	測定 1	処理作業前	処理作業室内	・計 点
・	測定 2		調査対象室外部の付近	・計 点
・	測定 3	処理作業中	処理作業室内	・計 点
・	測定 4		セキュリティゾーン入口	・計 点
・	測定 5		集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	出口吹出し風速 1m/s 以下の位置 ・計 点
・	測定 6		処理作業室外 ・施工区画周辺 ・敷地境界	・計 点
・	測定 7	処理作業後 (シート養生中)	処理作業室内	・計 点
・	測定 8	処理作業後 (シート撤去後 1 週 間以降)	処理作業室内	・計 点
・	測定 9		調査作業室外部の付近	・計 点

測定方法
・自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・測定 4 ・測定 5	粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器（リアルタイムファイバーモニター）等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・JIS K 3850-1 に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ 直径(mm)	試料の吸引 流量 (L/min)	試料の吸引 時間(min)
・測定 4 ・測定 5 ・	25	5	30
・測定 ・	47	10	120
・測定 ・	47	10	240
・測定 ・			

石綿含有建材の処理

・石綿含有吹付け材の除去
除去対象範囲 ・図示による ・
除去工法 ※改修標準仕様書 9.1.3(2) (7)による ・
除去した石綿含有吹付け材等の飛散防止措置
※湿潤化 ・固形化
除去した石綿含有吹付け材等の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）
・中間処理（熔融施設または無害化処理施設）

・石綿含有保温材等（石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種含む）の除去
除去対象範囲 ・図示による ・
除去工法 ・手ばらし ・破碎して除去
除去した石綿含有保温材等の飛散防止
※湿潤化 ・固形化
除去した石綿含有保温材の処分
・埋立処分（管理型最終処分場）

章	項 目	特 記 事 項									
		・ 中間処理（溶融施設または無害化処理施設） ・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種以外）の除去 除去対象範囲 ・ 図示による ・ 除去した石綿含有成形板の処分 ・ 石綿含有せっこうボード ※埋立処分（管理型最終処分場） ・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設または無害化処理施設） ・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第一種）の除去 除去対象範囲 ・ 図示による ・ 隔離養生（負圧不要）方法 ・ ビニールシート等による養生を行う ・ 足場 ・ 図示による ・ 除去した石綿含有けい酸カルシウム板第一種の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設または無害化処理施設） ・ 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去 除去対象範囲 ・ 図示による ・ 着工前の試験施工 ※行う ・ 行わない 除去工法 ・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 ・ 集じん装置併用手工具ケレン工法 ・ 集じん装置付き高圧水洗工法（15MPa 以下、30～50MPa 程度） ・ 集じん装置付き超高压水洗工法（100MPa 以上） ・ 剥離剤併用超音波ケレン工法 ・ 剥離剤併用手工具ケレン工法 ・ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50MPa 程度） ・ 剥離剤併用超高压洗浄工法（100MPa 以上） ・ 超音波ケレン工法（HEPA フィルター付き掃除機併用） 養生方法 ・ 除去した石綿含有仕上塗材の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設または無害化処理施設） 石綿含有建材除去後の仕上げ工事 ・ 図示による ・									
	2 PCB 含有シーリング材 処分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>採取する部位・箇所数</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ PCB 含有シーリング分析調査 （第一次判定）</td><td>部位 ・ 図示による ・ 箇所数： 箇所</td><td></td></tr> <tr> <td>・ PCB 含有シーリング分析調査 （第二次判定）</td><td>部位 ・ 図示による ・ 箇所数： 箇所</td><td></td></tr> </tbody> </table>	種類	採取する部位・箇所数	備考	・ PCB 含有シーリング分析調査 （第一次判定）	部位 ・ 図示による ・ 箇所数： 箇所		・ PCB 含有シーリング分析調査 （第二次判定）	部位 ・ 図示による ・ 箇所数： 箇所	
種類	採取する部位・箇所数	備考									
・ PCB 含有シーリング分析調査 （第一次判定）	部位 ・ 図示による ・ 箇所数： 箇所										
・ PCB 含有シーリング分析調査 （第二次判定）	部位 ・ 図示による ・ 箇所数： 箇所										

章	項 目	特 記 事 項									
	3 外断熱改修工事	[9. 2. 1～9. 2. 4] 断熱材 断熱材の種類 ・ 断熱材の厚さ (mm) ・ 施工箇所 ・ 図示による ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 外装材 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>防火性能</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 鋼材 改修特記仕様書第 8 章 鉄骨工事 ・ 鋼材による。 笠木 改修特記仕様書第 3 章 アルミニウム製笠木による。 既存外壁の処置 既存外壁仕上材の撤去 ・ 行う ・ 行わない 下地面の清掃 ・ 行う ・ 行わない 欠損部の改修工法 ・ 改修特記仕様書第 4 章 外壁改修工事による ・ 工法 1 章 適用区分による風圧力の (・ 1 ・ 1. 15 ・ 1. 3) 倍の風圧力に対応した工法 不陸等の下地調整 ・ 断熱材の施工 ・ 断熱材製造所の仕様による 外装材の施工 ・ 外装材製造所の仕様による 通気層の有無 ・ 有 (mm) ・ 無 外装材の外壁への取付け ・ 図示による 笠木の施工 ・ 改修特記仕様書第 3 章 アルミニウム製笠木による ・	種類	防火性能	備考	・			・		
種類	防火性能	備考									
・											
・											
	4 断熱・防露改修工事	[9. 3. 2～9. 3. 4] フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ 工法 ・ 断熱材打込み工法 - 断熱材 JIS A 9521 に基づく発砲プラスチック断熱材 - 種類 - 厚さ (mm) - 施工場所									

章	項 目	特 記 事 項												
		- 断熱材現場発泡工法 - 断熱材の種類 ・ A 種 1 ・ A 種 1H - 厚さ (mm) ・ 25 ・ 30 ・ - 施工箇所 ・ 図示による ・ - 断熱材後張り工法 - 断熱材 JIS A 9521 に基づく発砲プラスチック断熱材 - 種類 ・ - 厚さ (mm) ・ - 断熱材にせっこうボード等を張り付けたパネル - 材質 ・ - 厚さ (mm) ・ - 張付け工法 - 断熱材の張付け工法 ・ - 断熱材へのボードの張付け工法 ・												
5	屋上緑化改修工事	[9. 4. 2～9. 4. 4] 植栽基盤及び材料 - 屋上緑化軽量システム 芝及び地被類の樹種並びに種類等 ※図示による ・ 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※図示による ・ (品質・性能及び試験方法は建築材料等品質性能表による) 工法 1 章 適用区分による風圧力の (・ 1 ・ 1. 15 ・ 1. 3) 倍の風圧力に対応した工法 かん水装置 - 設置する (種類 ・ ・) 既存保護層の撤去 - 行う ・ 行わない 新植した芝及び地被類の枯補償の期間 ※引き渡しの日から 1 年 ・												
6	透水性アスファルト舗装改修工事	[9. 5. 2～9. 5. 5] [9. 5. 9] 適用範囲：歩道 既存舗装の撤去及び再利用 ※図示による ・ 路床 路床の材料 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">種別</th><th style="width: 60%;">材料</th><th style="width: 20%;">厚さ (mm)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ 盛土</td><td> ・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ 建設汚泥から再生した処理土 </td><td> ・ 図示による ・ </td></tr> <tr> <td>・ 凍上抑制層</td><td> ・ 再生クラッシャーラン ・ クラッシャーラン ・ 切込み砂利 ・ 砂 (改修標準仕様書 表 9. 5. 1 による) ・ </td><td> ・ 図示による ・ </td></tr> <tr> <td>・ フィルター層</td><td> ・ 砂 (改修標準仕様書 表 9. 5. 3 (2) (ウ) による) ・ </td><td> ・ 図示による ・ </td></tr> </tbody> </table> ・ 凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験 ・ 行う ・ 行わない ・ 路床安定処理 ・ 適用する ・ 適用しない 安定処理の方法 ・ 置き換え工法 (・) ・ 安定処理工法	種別	材料	厚さ (mm)	・ 盛土	・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ 建設汚泥から再生した処理土	・ 図示による ・	・ 凍上抑制層	・ 再生クラッシャーラン ・ クラッシャーラン ・ 切込み砂利 ・ 砂 (改修標準仕様書 表 9. 5. 1 による) ・	・ 図示による ・	・ フィルター層	・ 砂 (改修標準仕様書 表 9. 5. 3 (2) (ウ) による) ・	・ 図示による ・
種別	材料	厚さ (mm)												
・ 盛土	・ A 種 ・ B 種 ・ C 種 ・ D 種 ・ 建設汚泥から再生した処理土	・ 図示による ・												
・ 凍上抑制層	・ 再生クラッシャーラン ・ クラッシャーラン ・ 切込み砂利 ・ 砂 (改修標準仕様書 表 9. 5. 1 による) ・	・ 図示による ・												
・ フィルター層	・ 砂 (改修標準仕様書 表 9. 5. 3 (2) (ウ) による) ・	・ 図示による ・												

章	項 目	特 記 事 項
		路床安定処理用添加材料 種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメント B 種 ・ フライアッシュセメント B 種 ・ 生石灰（・ 特号 ・ 1 号） ・ 消石灰（・ 特号 ・ 1 号） ・ 添加量 ・ kg/m²（目標 CBR ※3 以上 ・ ） 目標 CBR を満足する添加量の確認方法 ・ 安定処理土の CBR 試験 ・ ・ ジオテキスタイル 単位面積質量 ・ 60g/m²以上

付記事項

1 適 用

- (1) 本付記事項は、標準仕様書及び特記仕様書を補足するものである。
- (2) 本付記事項、標準仕様書及び特記仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
- (3) 本工事における工事数量は、別紙「本工事費内訳書（科目別内訳書まで）」のとおりとする。

2 コリنز（CORINS）への登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（コリنز）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリنزから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録しなければならない。（ただし、工事請負代金額500万円以上1,000万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）

また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリنز登録時に監督員にメール送信される。

なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成度において訂正または削除する場合においても同様に、コリنزから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

3 本工事の発生土をストックヤード等に搬出・搬入する場合

- (1) 工事着手前に、ストックヤードの利用申込みを（一財）茨城県建設技術管理センター（以下「管理センター」という。）に対して行うこと。
- (2) 事前にストックヤードに搬出する土砂の土質試料を採取し、必要な試験を行うとともに、その結果を管理センターへ提出すること。
- (3) 搬出する10日以上前に、管理センターと運搬経路、工程等について打ち合わせを行うこと。
- (4) スtockヤード利用料金は、設計地山土質1m³当たり1,000円（消費税抜き）とし、管理センターの請求により支払うこと。
- (5) このほかストックヤード利用の詳細については管理センターと協議のこと。
- (6) 受注者は、発生土をストックヤードへ搬出する場合は、管理センターへ受領書の交付を求めること。また、ストックヤードから搬入した場合は受領書を発行し、管理センターへ提出すること。
- (7) 発生土を工事間流用する場合、受注者は、発生土の搬出先に対して、受領書の交付を求めること。また、搬入した場合は受領書を発行すること。
- (8) 発生土を公共埋立地へ搬入する場合、受注者は、発生土の搬出先に対して、受領書の交付を求めること。
- (9) 発生土を事業地において搬出・搬入する場合、受注者は、発生土の搬出先に対して、受領書の交付を求めること。また、搬入した場合は受領書を発行すること。

4 発生土搬出に伴う市町村への通知

受注者は、本工事から建設発生土を100m³以上搬出する場合は、様式1により搬出前に搬出先市町村の発生土担当窓口あてに建設発生土に関する下記の情報を郵送・E-mail等で提出しなければならない。

なお、情報提供後速やかにその写しを監督員に提出しなければならない。

- ① 工事件名、工事概要、工事場所
- ② 工事発注機関名、工事発注機関監督職員名、連絡先
- ③ 工事受注者名、現場代理人名、連絡先
- ④ 建設発生土の運搬業者名
- ⑤ 建設発生土の受入先名（搬出先事業所名等）、住所
- ⑥ 建設発生土の発注場所から受入地までの運搬経路
- ⑦ 建設発生土の搬出時期（搬出期間）
- ⑧ 建設発生土の土質（砂質、ローム等）、土量（ m^3 ）

5 排出ガス対策型建設機械使用の原則化

受注者は、工事の施工にあたり下表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」（平成 27 年 6 月改正 法律第 50 号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（最終改正平成 24 年 3 月 23 日付国土交通省告示第 318 号）もしくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（最終改正平成 23 年 7 月 13 日付国総環第 1 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械（以下「排出ガス対策建設機械等」という。）を使用しなければならない。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・トラクタショベル（車輪式） ・ブルドーザ ・発動発電機（可搬式） ・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入・引拔機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力 7.5kW 以上 260kW 以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

6 建設副産物

（1）法令順守

受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」（国土交通事務次官通達、平成 14 年 5 月 30 日）、「再生資源の利用の促進について」（建設大臣官房技術審議官通達、平成 3 年 10 月 25 日）、「茨城県建設リサイクルガイドライン」（茨城県土木部、令和 3 年 3 月）、「建設汚泥の再利用に関するガイドライン」（国土交通省事務次官通達、平成 18 年 6 月 12 日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

（2）再生資源利用計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(3) 再生資源利用促進計画

受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。なお、資源有効利用促進法省令第8条第3項1号及び第3号に基づき、発注者等が行った手続き（土壌汚染対策法や条例の届出の可否等）を確認し、結果を確認結果票へ記載し、現場へ掲示すること。

(4) 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画、再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。

(5) 建設副産物情報交換システム（COBRIS（コブリス））

コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を搬入又は搬出する場合には、施工計画書作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システム（COBRIS）に入力するものとする。また、建設副産物実態調査（センサス）についても、対象となる建設副産物の品目について、データを入力し調査票を監督員へ提出すること。なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとする。なお、これにより難しい場合には、監督員と協議しなければならない。

(6) 計画書の保存

計画書及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後5年間保存するものとする。

7 VOC（揮発性有機化合物）の室内濃度の測定

設計図書等に室内濃度の測定を明記した室の、VOC（揮発性有機化合物）の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認すること。

ただし、指針値を超えた場合は、監督員と協議し所要の対策を講じること。

揮発性有機化合物	室内濃度指針値
ホルムアルデヒド	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.08 ppm)
トルエン	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.07 ppm)
キシレン	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm)
エチルベンゼン	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88 ppm)
スチレン	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm)

(参考)

パラジクロロベンゼン	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.04 ppm)
------------	---

注) ppm : 100 万分の 1

8 セメント及びセメント系固化材の地盤改良への使用及び改良土の再利用に関する措置

普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材を使用した改良土から条件によっては、六価クロムが土壤環境基準を超える濃度で溶出する恐れがあるため、施工にあたっては下記のとおり取り扱う。

- ① セメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合、監督員の承諾した方法により、現地土壌と使用予定の固化材による六価クロム溶出試験を実施し、土壤環境基準を勘案して必要に応じ適切な措置を講じる。
- ② セメント及びセメント系固化材を使用した改良土を再利用する場合、監督員の承諾した方法により、六価クロム溶出試験を実施し、六価クロム溶出量が土壤環境基準以下であることを確認する。

9 不正軽油の使用禁止

工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- ① 現場で不正軽油を使用しないこと。
- ② 現場で不正軽油を使用させないこと。
- ③ 不正軽油を購入しないこと。
- ④ 取引関係にある運送事業者等が不正軽油を使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講じること。
- ⑤ 下請契約の相手方、または燃料購入業者を選定するにあたっては、不正軽油を使用する者、または不正軽油を販売する者を排除すること。
- ⑥ 県税事務所職員による使用燃料の抜き取り調査に協力すること。また、調査の際には現場代理人が立ち会うこと。
- ⑦ 当該工事に関して、法令（地方税法等）に違反していることが判明した場合は、直ちに監督員に報告すること。

10 低入札価格調査制度の対象工事

- (1) 本工事は、低入札価格調査制度の適用対象工事である。
- (2) 低入札価格調査制度の調査対象者となった場合には、入札した価格で契約内容が履行可能であることを、発注者に対して合理的に説明しなければならない。なお、合理的な説明がない場合には、履行不能と判断し、失格とする。
- (3) 低入札価格調査制度の調査対象者は、発注者の求めに応じ、低入札価格調査に係る資料を作成し、提出しなければならない。
- (4) 低入札価格調査制度の調査対象者は、発注者から低入札価格調査に係るヒアリングを求められた場合には、これに応じなければならない。
- (5) 低入札価格調査の結果、落札することとなった者は、確実な業務履行、調査内容に整合した工事の施工を確約する確約書を、発注者に対し、契約時に提出しなければならない。
- (6) 低入札価格調査を経て契約した受注者は、調査内容と実際の施工との整合性を発注者が確認する際に、これに協力しなければならない。なお、調査時に提出した下請予定者と実際の下請負人が異なる場合には、発注者の指示する様式により理由書を提出しなければならない。
- (7) 低入札価格調査を経て契約した受注者は、施工体制台帳、下請負人通知書、施工計画書の提出に際し、発注者から、その内容の詳細についてヒアリングを求められた場合には、これに応じなければならない。
- (8) 低入札価格調査を経て契約した受注者は、監督員が監督業務を行う際、主任技術者または監理技術者を立ち合わせなければならない。なお、低入札価格調査を経て契約となった工事については、発注者による重点的な監督業務や厳格な検査が実施されることから、同種同規模程度の工事に比べ、監督や検査の頻度が増える等の措置が行われることとなる。
- (9) 低入札価格調査を経て契約した受注者が(6)、(7)に基づく確認作業に協力しない場合や、確認の際に虚偽の説明をした場合、または低入札価格調査時の説明内容と実施状況が大きく乖離している場合等には、契約違反等として指名停止等の措置を行うことがある。

11 低入札価格調査制度における調査対象工事の監督体制等の強化

受注者は、調査基準価格を下回る価格で落札した場合の措置として、「低入札価格調査制度」の調査対象工事となった場合は、以下に掲げる措置をとらなければならない。

- ① 受注者は、監督員の求めに応じて、茨城県建設工事施工適正化指針及び建設工事請負契約書に定める下請負人通知書、施工体制台帳、再下請負通知書及び施工体系図を提出しなければならない。また、書類の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められたときは、受注者はこれに応じなければならない。
- ② 受注者は、標準仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容についてヒアリングを求められた

ときは、受注者はこれに応じなければならない。

- ③ 受注者は、監督員が当該工事の監督業務を行う際は、主任技術者又は監理技術者を立ち合わせなければならない。なお、監督員からその内容の説明を下請負人へも行う場合があるので、受注者は了知するとともに、下請負人に対し周知しなければならない。

12 茨城県土木部工事成績評定要領（1件の契約金額が250万円を超える請負工事を対象とする。）における「創意工夫」、「社会性等」

- （1）受注者は、本工事にて自主的に実施した「創意工夫」、「社会性等」に関する状況を茨城県土木部工事成績評定要領第5条第5項（別紙-6様式）に基づき提出できる。
- （2）発注者は、受注者から提出のあった創意工夫等に関する実施状況の内容を検討し、評価すべき内容であれば、工事成績評定にてこれを考慮する。

13 公共事業労務費調査に対する協力

受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。

- ① 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。
- ② 調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。
- ③ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行われなければならない。
- ④ 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

14 過積載の防止

工事の施工にあたっては、下記の事項を遵守すること。

- ① 積載重量制限を超過して工事用資材等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- ② 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ③ 資材等の過積載を防止するため、建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
- ④ さし柵装着車、物品積載装置の不正改造をしたダンプカー及び不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。また、これらの車両を工事現場に出入りさせないこと。
- ⑤ 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等、過積載を助長するような行為をしないこと。
- ⑥ 取引関係のあるダンプカー事業者が不正行為（過積載、さし柵装着車や不表示車等の使用）を行っている場合には、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- ⑦ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ⑧ 下請契約の相手方や資材納入業者の選定にあたっては、交通安全に対する配慮に欠ける者やダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を排除すること。

15 隣接工事との共通仮設費の調整

本工事を

工事（隣接工事の工事番号及び工事名称）の受注者と同一の者が

落札した場合には、施工計画の内容により、共通仮設費（共通仮設費率に含まれる部分を除く。）について調整する場合がある。

16 暴力団関係者等の排除について

- ① 県が発注する建設工事等の契約を履行するにあたり、暴力団又は暴力団関係者等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等（以下「暴力団等」という。）と下請契約をしてはならない。
- ② 県が発注する建設工事等の契約を履行するにあたり、暴力団等から資材、原材料等を購入したり、暴力団等が関与する廃棄物処理施設を使用してはならない。
- ③ 県が発注する建設工事等において、暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否するとともに、その旨直ちに発注者等に報告し、併せて所轄の警察署に届け出ること。

17 総合評価方式について

【共通】

- (1) 本工事は、総合評価方式の対象工事とする。
- (2) 本工事に関する若手又は女性技術者の配置計画及び登録基幹技能者の配置計画が適正と認められ評価された場合、受注者は技術資料に基づいて従業員（登録基幹技能者にあつては元請業者又は下請業者の登録基幹技能者の資格者）を本工事に配置しなければならない。
- (3) 発注者は、工事の監督、検査にあたって、受注者の配置計画に基づく若手又は女性技術者及び登録基幹技能者の従事状況を確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、発注者に提出しなければならない。また、発注者から若手又は女性技術者及び登録基幹技能者の従事状況の確認を求められた場合には、受注者はこれに応じなければならない。
- (4) 受注者の責により計画どおりの履行が為されなかった場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行う。工事成績評定点の減点は評価項目ごとに3点又は5点を減点する。なお、技術提案等も含めて1工事あたり複数の評価項目において減点対象がある場合は、最大8点を上限として減点する。
- (5) 計画に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

【簡易型（施工計画）及び標準型（技術提案）の場合】

- (6) 本工事に関する施工計画及び技術提案（以下「技術提案等」という。）が適正と認められ評価された場合、受注者は技術提案等に基づいて施工しなければならない。技術提案等の内容は、設計図書の当該標準案に係る記述に優先するものとし、技術提案等に基づく設計図書の変更は行わない。
- (7) 発注者が技術提案等を適正と認めることにより、当該技術提案等に基づく工事に関する受注者の責任が軽減されるものではない。
- (8) 提案等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、提案者に通知することなく茨城県が発注する工事に無償で使用できることとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有するものについてはこの限りではない。
- (9) 技術提案等に基づく施工を行う場合、発注者は、工事の監督、検査にあたって、受注者の施工内容が評価した技術提案等の内容を満たしていることを確認するものとし、受注者は必要な資料を作成し、監督員に提出しなければならない。必要な資料の作成及び提出に要する費用は、受注者の負担とする。
- (10) 技術提案等に基づく施工を行った場合に、工事の検査において、当該技術提案等を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該技術提案等の履行に係わる部分の確認は、工事完了後においても引き続き存続するものとする。

(11) - 1 【簡易型（施工計画）の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

工事成績評定点の減点は5点を減点する。

(11) - 2 【標準型（定量評価する技術提案）の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、

契約金額の減額、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

① 契約金額の減額

技術提案の達成度合いに応じた評価点の再計算を行い、提案項目の不履行として落札時の評価値との差に応じた金額の減額を行う。

$$(100+\alpha) / C = (100+\beta) / C'$$

$$C' = (100+\beta) / (100+\alpha) \times C$$

C : 当初の契約金額 (円)

C' : 達成度合いに応じた契約金額 (円)

α : 当初の評価点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した評価点 (点)

② 工事成績評定点の減点 (最大5点を減点する。)

技術提案の達成度合いに応じた評価点の再計算を行い、提案項目の不履行として落札時の評価点との差に応じた工事成績評定点の減点を行う。

$$\text{減点値} = 5 \times (\alpha - \beta) / \gamma$$

α : 当初の評定点 (点)

β : 達成度合いに応じて再計算した評価点 (点)

γ : 技術提案に関する部分のみの当初の評価点 (点)

(11) - 3 【標準型 (定性評価する技術提案) の場合】

受注者の責により技術提案等を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行うこと。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、工事成績評定点を減ずる措置を行う。

工事成績評定点の減点は、5点を減点する。

(12) 技術提案等に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合等は、指名停止措置や損害賠償の請求を行うことがある。

18 現場代理人の兼務について (予定価格 4,000 万円 (税込) 未満の場合又は隣接現場などの場合)

(1) 本工事の受注者は、本工事の現場代理人が他の一つの工事の現場代理人を兼務するときは、あらかじめ書面 (様式 2) により届け出なければならない。この場合において、受注者は、連絡員を指名のうえ届け出るものとする。

(2) 兼務に当たっては、現場代理人は、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理しなければならない。

(3) 作業期間中に現場代理人が他の工事の兼務のため不在となるときは、連絡員が当該現場に常駐しなければならない。

(4) 兼務に係る工事について、安全管理の不徹底に起因する事故の発生、その他現場体制の不備が生じた場合は、その後の、当該受注者に係る農林水産部及び土木部並びに企業局発注工事においては原則として兼務を認めない。

19 債務負担行為に係る契約の特記事項

(1) 債務負担行為に係る契約の特則

建設工事請負契約書 (茨城県建設工事執行規則 (昭和 43 年 10 月 1 日茨城県規則第 69 号) 第 8 条第 1 項に規定) 第 39 条関係

各会計年度における請負代金の支払の限度額

年度 %

年度 %

(割合は、請負代金総額に対するもの)

(2) 債務負担行為に係る契約の前払金の特則

建設工事請負契約書第 40 条関係

①前払金の算定方式

契約会計年度分＝(当該年度の出来高予定額)×(前払金の割合)

翌会計年度分＝(当該年度の出来高予定額)×(前払金の割合)

(前払金の割合)

4 割以内

②本工事においては、契約会計年度に翌会計年度分の前払金相当分を含めて支払を請求することができるものとする。

20 成果品の電子納品について

- (1) 完成図(JWW 形式及び PDF 形式)、工事写真(JPEG 形式)等を収録した CD-R については、必ずウィルスチェックを行うこと。
- (2) ウィルス対策ソフトは特に指定はしないが、新しいウィルスに対応できるものを導入し、常に最新の状態を保ち、最新のウィルスパターンファイルの更新を行うものとする。
- (3) ウィルスチェックは、ウィルス存在の有無の確認、駆除を確実にを行うために、電子媒体に格納前のハードディスク上の電子成果品、電子成果品格納後の電子媒体で、計 2 回行うようにすること。
- (4) CD-R のレーベル面には下記の項目を直接印字すること(油性ペンによる手書きも可とする)。

記載項目	記載例
工事番号	第〇〇-〇〇-〇〇〇-〇-〇〇〇号
工事名	〇〇高校〇〇改修工事
作成年月	令和〇〇年〇〇月
発注者名	茨城県知事 〇〇 〇〇
受注者名	(株)〇〇建設
ウィルスチェックに関する情報	ウィルス対策ソフト名：〇〇〇 ウィルスパターンファイル：令和〇〇年〇〇月〇〇日版 チエック年月日：令和〇〇年〇〇月〇〇日
フォーマット形式	フォーマット形式：Joliet

21 ゴム製品等の品質確認等

- (1) 受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下「ゴム製品等」という。)を用いる場合には、ゴム製品等に対して第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)による品質証明書類を提出し、監督員の確認を得るものとする。

製品及び材料名(代表的なゴム製品等の例)	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね 建築免震ゴム
芝保護材	スーパーガードU
落橋防止用ゴム	
道路資材	車止め(ガードコーン) 視線誘導標・車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材

建築防水資材	ゴムシート防水 ウレタン塗膜防水 FRP防水 トーチ工法
--------	---------------------------------------

(2) 必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名計測項目	計測項目
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化試験熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

(3) (1) により第三者による品質証明書類を提出し監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

2.2 週休2日制促進工事（発注者指定型）

(1) 本工事は、「茨城県土木部が発注する週休2日制促進工事の実施要領」（以下、本条及び次条において「要領」という。）第5条第1項（1）に基づく発注者指定型の週休2日制促進工事である。なお、この要領は、茨城県土木部検査指導課のホームページから入手できる。

(2) 受注者は、要領第2条第1項に規定する週休2日制（完全週休2日制又は4週8休制いずれか）での施工にあたり、要領第6条に基づき、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保したうえで、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制の場合は、月単位で28.5%（2／7）以上の日数を現場閉所日とすること。（2／7未満または2／7を超えた現場閉所日は設定しないこと。）また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第18条、第21条及び第23条の規定による工期の延長変更を請求することができる。

(3) 受注者の都合により要領第6条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定すること。完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取扱うこととする。4週8休制の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。

(4) 受注者は、週休2日制で施工することについて、設置する工事看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。

(5) 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること（工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること）。

① 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（月間・週間工程表、作業日報等）

② 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類（作業日報等）

③ 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（4週8休制のみ、①、②に基づき現場閉所日を集計した資料等）

(6) 本工事においては、予定価格の算定にあたり、週休2日制（4週8休以上）を前提に補正係数1.05により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正しているが、週休2日制での施工を達成できなかった場合は、当該補正を解除（設計変更減）し、現場閉所日確保率に応じて決定する。なお、詳細については「週休2日制促進工事における経費補正等基準（営繕工事編）」（茨城県土木部営繕課のホームページにて公表）による。

(7) 工事成績評価においては、休暇の拡大に向けた取組について評価する。

2.3 週休2日制促進工事（受注者希望型）

- (1) 本工事は、要領第5条第1項(2)に基づく受注者希望型の週休2日制促進工事である。
- (2) 週休2日制に取組む場合は、受注者の希望に基づき、要領第3条に定める完全週休2日制又は4週8休制のいずれかの形式を受発注者協議により決定する。なお、形式決定後の変更はできないものとする。
- (3) 前項により、要領第2条第1項に規定する週休2日制での施工をすることとなった受注者（以下、本条において「受注者」という。）は、週休2日制での施工にあたり、要領第6条に基づき、予め実施工程を立て、工事着手までに監督員と協議すること。なお、完全週休2日制の場合は、年末年始休暇及び夏季休暇を従前通り確保したうえで、全ての土曜日及び日曜日を現場閉所日とし、4週8休制の場合は、月単位で28.5%（2／7）の日数を現場閉所日とすること。（2／7未満または2／7を超えた現場閉所日は設定しないこと。）また、実施工程を定めた結果、契約工期内に工事を完成できないことが判明した場合、受注者は、工事請負契約第18条、第21条及び第23条の規定による工期の延長変更を請求することができる。
- (4) 受注者の都合により、要領第3条に基づき設定した現場閉所日に工事等を行おうとする場合、受注者は、事前に監督員と協議のうえ振替現場閉所日を設定すること。完全週休2日制の場合は、振替現場閉所日は同一週内において設けることを原則とするが、土曜日の振替現場閉所日は翌週内に設けることも可とする。なお、ここでいう「週」については、日曜日から始まり土曜日で終わる一連の7日間の単位として取扱うこととする。4週8休制の場合は、現場閉所日と同じ月単位の範囲内で設けることを原則とするが、月単位の最終週にあっては、翌月の第一週内に設けることも可とする。
- (5) 受注者は、週休2日制で施工することについて、設置する工事看板において標示すること。なお、この標示に要する費用については、設計変更の対象外とする。
- (6) 受注者は、適宜、次の各号に掲げる書類等を監督員に対し提示し、現場閉所の実績について確認を受けること（工事完成通知書の提出までに、全ての確認を受けること）。
- ① 工事現場の労働者の勤務状況がわかる書類（月間・週間工程表、作業日報等）
 - ② 下請企業等の労働者については、当該工事における当該下請企業の作業期間及び内容等がわかる書類（作業日報等）
 - ③ 月単位で現場閉所日の割合が把握できる書類（4週8休制のみ、①、②に基づき現場閉所日を集計した資料等）
- (7) 発注者は、以下の区分A～Cまでの現場閉所日確保率に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。なお、現場閉所日確保率とは、工事着手日から工事完了日までの期間の土曜日、日曜日のうち、実際に現場閉所ができた日数の割合とするが、詳細については「週休2日制促進工事における経費補正等基準（営繕工事編）」（茨城県土木部営繕課のホームページにて公表）による。
- なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

現場閉所日確保率	【区分A】	【区分B】	【区分C】
	75.0%以上87.5%未満 (4週6休以上4週7休未満)	87.5%以上100%未満 (4週7休以上4週8休未満)	100%以上 (4週8休以上)
補正係数	1.01	1.03	1.05

- (8) 工事成績評価においては、休暇の拡大に向けた取組について評価する。

2.4 快適トイレ普及促進工事

- (1) 本工事は、「茨城県土木部が発注する快適トイレ普及促進工事の実施要領」（以下、本条において「要領」という。）に基づく快適トイレ普及促進工事である。なお、この要領は、茨城県土木部検査指導課のホームページから入手できる。
- (2) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合は、以下の①～⑪の仕様を満たすものを1基（男女が現場で働く場合は、男女別で各1基）設置するものとする。なお、⑫～⑰の仕様については、満たしていればよい

快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

(1) 快適トイレに求める標準仕様【必須】

- ① 洋式便器
- ② 水洗及び簡易水洗（し尿処理装置付きを含む）
- ③ 臭い逆流防止機能
- ④ 容易に開かない施錠機能
- ⑤ 照明設備
- ⑥ 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5kg 以上とする）

(2) 快適トイレとして活用するために備える付属品【必須】

- ⑦ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧ 入口の目隠しの設置
（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- ⑨ サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- ⑩ 鏡と手洗器
- ⑪ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 推奨する仕様、付属品【任意】

- ⑫ 室内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬ 擬音装置（機能を含む）
- ⑭ 着替え台
- ⑮ 臭気対策機能の多重化
- ⑯ 室内温度の調整が可能な設備
- ⑰ 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場等）

(3) 受注者は、快適トイレの設置を希望する場合は、設置を予定する快適トイレが第2項の①～⑪の仕様を満たすことを示す資料（カタログ等）を添付のうえ、監督員と設置について協議するものとする。

(4) 快適トイレの費用（初期費、リース料）については、当初発注時には積算計上していないが、協議により設置が決定した場合は、設計変更する。なお、受注者は、設計変更のための資料として、第2項の①～⑪の仕様を満たすことを示す資料（カタログ等）を添付のうえ、快適トイレの設置に要した費用（初期費、リース料等）に係る実際の支出動態のわかる資料を監督員に提出することとする。

(5) 工事成績評定においては、快適トイレ設置を通じた現場環境改善に向けた取組について評価する。

(6) その他詳細については、要領を参照すること。

2.5 専任を要する工事（特定JVを除く。）における主任技術者の兼務

(1) 本工事の主任技術者は、建設業法施行令第27条第2項に該当する場合、他の工事の主任技術者を兼務することができる。契約後に他の工事の主任技術者を兼務するときは、速やかに「主任技術者の兼務届」（様式3）により届け出なければならない。

(2) 前項の建設業法施行令第27条第2項に該当する場合とは、下記のすべてに該当するものとする。

- ① 兼務する工事のうちいずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内であること
- ② 兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと
- ③ 建設業法に規定する経營業務の管理責任者等及び営業所の専任技術者でないこと
- ④ 本工事、兼務する工事又は他の工事の現場代理人でないこと

(3) 兼務にあたっては、主任技術者は、一方の現場に偏ることなく適切に技術上の指導監督の職務を行わなければならない。

2.6 情報共有システム対象工事

(1) 本工事は、「営繕工事における情報共有システム実施要領」（令和5年7月 茨城県土木部営繕課）（本条及び次条において「要領」という。）第3条第1項に基づく情報共有システムの対象工事である。

- (2) 実施にあたっては、要領に基づくものとする。この要領は、茨城県土木部営繕課のホームページから入手できる。
- (3) 活用する情報共有システムは、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版 営繕工事編」（以下「機能要求」という。）を満たすシステムから受発注者協議により決定する。なお、茨城県土木部営繕課では、令和5年度から令和6年度までの期間において、使用するシステムの推奨事業者を（株）現場サポートとしている。ただし、機能要求を満たすシステムであれば、推奨事業者以外が提供する情報共有システムの使用を妨げるものではない。
- (4) 情報共有システムで対象とする工事帳票は、要領 別紙 1 情報共有システム対象書類一覧表のとおりとする。なお、別紙 1 の取扱いを変更する場合は、受発注者協議により決定するものとする。
- (5) やむを得ない理由があると認められた場合は、受発注者協議により対象工事から除外することができるものとする。

2.7 建設キャリアアップシステム活用工事

- (1) 本工事は、「建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」（茨城県土木部）に基づく受注者希望型の工事である。
- (2) 建設キャリアアップシステム活用工事の実施は、受注者の希望に基づき受発注者協議により決定する。受注者は、契約の締結後、CCUS 活用の希望の有無を工事打合せ簿により発注者と協議すること。
- (3) (2)の規定に基づき建設キャリアアップシステム活用工事の実施が決定した場合は、「建設キャリアアップシステム活用工事試行要領」（茨城県土木部）に基づき行うものとする。なお、この要領は、茨城県土木部検査指導課のホームページから入手できる。

2.8 遠隔臨場対象工事

- (1) 本工事は、「茨城県営繕工事の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領」（令和6年4月 茨城県土木部営繕課（以下、本条及び次条において「要領」という。））に基づく遠隔臨場の対象工事である。
- (2) 本工事では、原則として遠隔臨場を活用するものとし、要領に基づき行うものとする。要領は、茨城県土木部営繕課のホームページから入手できる。
- (3) 遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）やWeb 会議システム等は受注者が手配するものとし、詳細については、要領に基づき、監督員と協議し決定するものとする。
- (4) 遠隔臨場に係る費用は、全額を共通仮設費の積上げ計上により設計変更を行う。（ただし、現場管理費、一般管理費等の対象外）なお、従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費等として率計上されているため、遠隔臨場にあたっては、従来の費用から追加が必要となる最低限の費用を計上するものとする。

2.9 余裕期間の設定

- (1) 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
- (2) 余裕期間は、本工事の契約日の翌日から、工期の始期日の前日までの期間とする。
- (3) コリンズ（CORINS）に登録する工期、技術者等の従事期間は、契約工期を基本とし、前項の余裕期間は含めないこと。
- (4) 第2項の余裕期間における現場代理人等の取扱い等は、以下のとおりとする。
 - ① 現場代理人、主任（監理）技術者等の配置は要しない。
 - ② 現場に搬入しない資材等の準備を受注者の責において行うことは可能とするが、現場への資材搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

3.0 労災補償に必要な法定外の保険契約

受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するために保険（法定外の労災保険）へ加入すること。

3 1 墜落制止用器具の着用について

労働安全衛生法施行令第 13 条第 3 項第 28 号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成 31 年 1 月 25 日厚生労働省告示第 11 号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、腰ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。

3 2 工事写真の撮影及び整理について

本工事の写真の撮影及び整理は、「営繕工事写真撮影要領」(令和元年 6 月 11 日 茨城県土木部営繕課作成(以下、本条において「要領」という。))による。この要領は、茨城県土木部営繕課のホームページから入手できる。

3 3 デジタル工事写真の黒板情報電子化について

- (1) 本工事の写真の撮影及び整理にあたり、電子黒板の使用を希望する場合は、工事打合せ書等により協議し、使用する機器・ソフトウェア等について監督員の承諾を得ること。
- (2) 電子黒板の使用については、「営繕工事における黒板情報電子化の運用について」(令和 5 年 4 月 1 日 茨城県土木部営繕課(以下、本条において「運用」という。))による。この運用は、茨城県土木部営繕課のホームページから入手できる。

3 4 共通費実態調査への協力

本工事は、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握することにより、発注者における工事費積算のより一層の適正化を図ることを目的とした「共通費実態調査」の対象工事である。なお、調査票は、以下に掲載している。

※URL : https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000015.html

建設発生土搬出のお知らせ

年 月 日

殿

会 社 名：

現 場 代 理 人 名：

下記のとおり、貴市町村内への受入れ先に建設発生土を搬出いたしますので、お知らせいたします。

工 事 件 名	
工 事 場 所	
工 事 概 要	
工 事 発 注 機 関 名	
工事監督職員又は担当者名	
連 絡 先	
工 事 受 注 者 名	
担 当 者 名 ・ 連 絡 先	
建設発生土の運搬業者	
建設発生土の受入先名等	
住 所	
建設発生土の運搬経路	(別添図面のとおり)
建設発生土の搬出時期	
建設発生土の土質・土量	土質： 土量： m ³

本様式は、建設発生土を 100 m³以上搬出する場合用いる。

年 月 日

現場代理人の兼務届け

茨城県立中央病院長 殿

受注者名

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		
請 負 金 額		
工 事 概 要		
現 場 代 理 人	氏名	連絡先
連 絡 員	氏名	連絡先
	氏名	連絡先
上記工事の現場代理人は、下記工事の現場代理人と兼務します。 なお、両工事の施工にあたっては、関係法令等を遵守し、安全管理等に留意します。		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		
請 負 金 額		
工 事 概 要		
発 注 機 関		
監 督 員 職 氏 名	氏名	連絡先
連 絡 員	氏名	連絡先
	氏名	連絡先

※添付書類：上記2工事に係る位置図、工程表

年 月 日

主任技術者の兼務届

茨城県立中央病院長 殿

届出者名

工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		
請 負 金 額		
工 事 概 要		
主 任 技 術 者	氏名	連絡先
上記工事の主任技術者は、下記工事の主任技術者と兼務します。 届出を行うに際し、該当する主任技術者が下記の条件を満たしていること、兼務について発注機関から承認を得ていることを誓約します。 (1) 兼務する工事のうち、いずれかが災害復旧工事であり、かつ工事現場が同一市町村内であること (2) 兼務するいずれの工事においても監理技術者ではないこと (3) 建設業法に規定する<u>経營業務の管理責任者等</u>及び営業所の専任技術者でないこと (4) 本工事、兼務する工事又は他の工事の現場代理人でないこと		
工 事 名		
工 事 場 所		
工 期		
請 負 金 額		
工 事 概 要		
発 注 機 関		連絡先
監 督 員 職 氏 名		

注 1) 届出者名は、契約前に提出する場合には入札参加者名を、契約後に提出する場合には受注者名を記載すること

注 2) 契約前に提出する場合、工期の欄には想定される工期を、請負金額の欄には予定価格を記載すること

注 3) 兼務する工事に係る位置図、工程表を合わせて提出すること

注 4) 兼務する工事件数が 2 件より多い場合には適宜行を追加して記載すること